放送コンテンツの製作取引適正化に関する
ガイドライン（改訂版）
【第９版】

総　務　省

目　次

序章　はじめに……3
　１．　ガイドライン策定・改訂の背景……3
　２．　ガイドラインの内容……4
第１章 発注内容等の明示……14
　１．　基本的な考え方……14
　２．　問題となり得る取引事例……17
　３．　望ましいと考えられる事例……21
第２章 取引価格の決定……23
　１．　基本的な考え方……23
　２．　問題となり得る事例……26
　３．　望ましいと考えられる事例……28
第３章 著作権の帰属……32
　１．　著作権の帰属、窓口業務……32
　２．　放送番組に用いる楽曲に関する取引……49
　３．　アニメの製作に関する取引……54
第４章 取引内容の変更・やり直し……59
　１．　基本的な考え方……59
　２．　問題となり得る取引事例……62
　３．　望ましいと考えられる事例……63
第５章 就業環境の整備……65
　１．　長時間労働対策……65
　２．　ハラスメント対策……66
第６章 その他……69
　１．　委託代金又は報酬の減額……69
　２．　支払期日の起算日……71
　３．　契約形態と取引実態の相違……76
　４．　トンネル会社（みなし適用規定）の規制……77
　５．　中小受託事業者の振興のための取組……81
　（参考 1）総務省・総合通信局等の連絡先一覧……86
　（参考 2）取適法に関する問い合わせ先・「取引かけこみ寺」の概要と連絡先一覧……87
　（参考 3）フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する問い合わせ先・「フリーランス・トラブル 110 番」の概要と連絡先……91

【第１版】　平成 21 年２月 25 日
【第２版】　平成 21 年７月 10 日
【第３版】　平成 26 年３月 10 日
【第４版】　平成 29 年３月 31 日
【第５版】　平成 29 年７月 21 日
【第６版】　令和元年８月９日
【第７版】　令和２年９月 30 日
【第８版】　令和６年 10 月 18 日
【第９版】　令和８年１月１日

■　本ガイドラインに関するお問い合わせ先　■
総務省情報流通行政局情報通信作品振興課コンテンツ適正製作取引推進室
メールアドレス：torihiki_tf_atmark_ml.soumu.go.jp
※送信の際は「_atmark_」を「@」に変更下さい。

序章　はじめに

１．ガイドライン策定・改訂の背景

放送コンテンツの製作取引については、平成 15 年の下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号。以下「下請法」という。）の改正により、主に「情報成果物作成委託」に係る取引として、同法の規制対象に追加された。

総務省では、平成 20 年１月より、「放送コンテンツの製作取引の適正化の促進に関する検討会」（座長：舟田正之立教大学法学部教授（当時））を開催し、平成 21 年２月、トンネル会社（みなし適用規定）の規制、発注書の交付及び契約書の取り交わし、買いたたき等の具体的事例とその解説を中心とする「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を策定した。

その後、平成 21 年７月に第２版（アニメ制作等、問題となり得る取引事例を追加）、平成 26 年３月に第３版（消費税増税対策を追加）、平成 29 年３月に第４版（下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）第３条第１項の規定に基づく振興基準の改正に伴う改訂）、平成 29 年７月に第５版（本ガイドラインの対象範囲に衛星放送事業者及びケーブルテレビ事業者を追加）と累次にわたり改訂を行ってきた。

そして、平成 30 年６月 15 日に閣議決定された「規制改革実施計画」や、情報通信審議会最終答申「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方について」（平成 30 年８月 23 日）等を踏まえ、総務省では、平成 30 年 10 月から、「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」（座長：舟田正之立教大学法学部名誉教授、以下「検証・検討会議」という。）を開催し、有識者、関係省庁、放送事業者及び番組製作会社の関係団体等による議論を重ね、令和元年８月に全体の構成を見直し、第６版として改訂した。

さらに、総務省が、公正取引委員会及び中小企業庁と連携して、令和元年 11 月から実施している「ガイドライン遵守状況調査」の結果等を踏まえ、同年 12 月より、検証・検討会議における議論を再開し、①業務委託類型別の著作権の帰属等の明確化、②元請けとなる番組製作会社が再委託を行う場合の番組製作会社間の製作取引の適正化、③３条書面に関する記載内容の明確化と役務委託を含む発注書面のひな形の充実、④各種事例の追加等を行い、令和２年９月に第７版として取りまとめた。

その後の「ガイドライン遵守状況調査」及び「放送コンテンツ製作取引実態調査」（アンケート）の結果や、令和３年から中小企業庁が実施している、「価格交渉促進月間」フォローアップ調査において、「放送コンテンツ」の業種別の価格転嫁率の順位が 27 業種中 26 位と低い状況が続いていることなどを踏まえて、令和５年 12 月から検証・検討会議においてガイドライン改訂に向けた議論を行ってきた。

検証・検討会議においては、著作権の帰属及び適正な製作費の在り方を中心に、発注側と受注側の業界団体からヒアリングを実施するとともに、番組製作現場の就業環境の実態について共有した上で、第８版の改訂内容を取りまとめた。

また、令和８年１月より下請法が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下「取適法」という。）、下請中小企業振興法が「受託中小企業振興法」にそれぞれ改正され、これらの改正点について第９版として改訂した。

２．ガイドラインの内容

（１） 策定の目的

本ガイドラインの目的は、自由な競争環境を整備しながら、番組製作会社のコンテンツ製作に係るインセンティブや、創意工夫の意欲を削ぐような取引慣行を改善し、良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進することにより、関係業界の発展につなげることである。

今後、放送事業者と番組製作会社が、本ガイドラインを参照し、より適正な番組製作委託取引を実現することにより、両者の良好なパートナーシップを構築すべきである。

（２） 対象とする放送事業者・番組製作会社

本ガイドラインが対象とする放送事業者は、地上基幹放送、衛星基幹放送、衛星一般放送、有線テレビジョン放送等のうちテレビジョン放送を行う者とし、番組製作会社は、当該テレビジョン放送のための放送コンテンツの製作に関わる者とする。[1]

ただし、アニメ制作会社と他のアニメ制作会社やフリーランスとの取引については、経済産業省「アニメーション制作業界における取引適正化のガイドライン（アニメーション制作業界における受託適正取引等の推進のためのガイドライン）」（令和８年１月）において対応している。

（３） 対象とする法令

今回、放送コンテンツの製作取引の関係を分析するに当たり、適用される法律としては、民商法や刑法などの一般法のほか、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法、独占禁止法、放送法、著作権法などがある。

本ガイドラインは、主として取適法及び独占禁止法を対象としている。

取適法は、独占禁止法の補完法であり、取適法の対象とならない取引であっても、独占禁止法の問題となるおそれがある。

また、著作権の帰属に関しては、著作権法に基づき判断されることとなる。なお、放送コンテンツの振興の面から、放送法の目的にも配意している。

ア 取適法

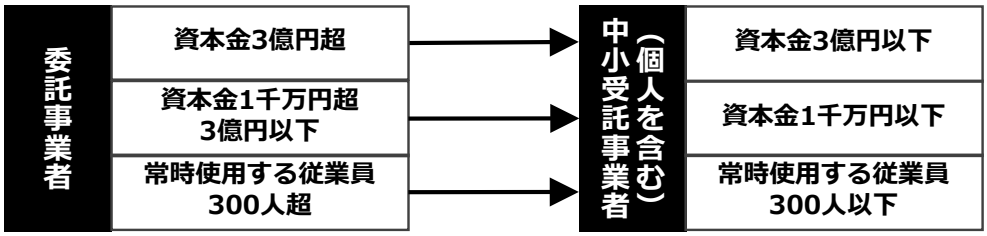
放送事業者と番組製作会社が以下の参考図に示す関係にある場合、委託事業者が放送事業者、中小受託事業者が番組製作会社となり、放送事業者は発注内容等の明示等の４つの義務と、支払遅延等の 11 の禁止事項について同法の規制を受けることとなる。また、番組製作会社間の取引においては、以下の参考図に示す関係にある場合、発注した番組製作会社が委託事業者、受注した番組製作会社が中小受託事業者となる。

[1] 地上テレビジョン放送、BS 放送、東経 110 度 CS 放送、東経 124/128 度 CS 放送、ケーブルテレビ等が対象となる。

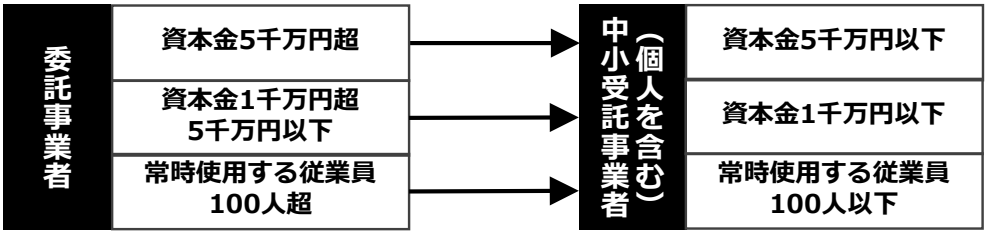
・委託事業者と中小受託事業者の範囲

（参考図）

- **物品の製造委託・修理委託**
- **情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラム作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るものに限る。）**
- **特定運送委託**



- **情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラム作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るものを除く。）**



なお、情報成果物作成委託・役務提供委託のうち、プログラムの情報成果物作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に係わるものについては、資本金３億円超の事業者から３億円以下（個人を含む）の事業者に発注する場合、あるいは資本金１千万円超３億円以下の事業者から資本金１千万円以下（個人を含む）の事業者に発注する場合、並びに常時使用する従業員が300人超の事業者から常時使用する従業員が300人以下の場合に取適法の対象となる。

・情報成果物作成委託について

(1)「情報成果物作成委託」とは、「事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること」をいう（法第２条第３項）。

(2)「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

[1] プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）（法第２条第７項第１号）

例：テレビゲームソフト、会計ソフト、家電製品の制御プログラム、顧客管理システム

[2] 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの（法第２条第７項第２号）

例：テレビ番組、テレビCM、ラジオ番組、映画、アニメーション

[3] 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの（法第２条第７項第３号）

例：設計図、ポスターのデザイン、商品・容器のデザイン、コンサルティングレポート、雑誌広告

[4] 前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの（法第２条第７項第４号）

現時点において、政令で定めているものはない。
(3)～(5) （略）
(6) 情報成果物作成委託には、次の３つの類型がある。
類型3―1事業者が業として行う提供の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。
〇放送事業者が、放送するテレビ番組の制作を番組制作業者に委託すること。
類型3－2事業者が業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。
〇テレビ番組制作業者が、制作を請け負うテレビ番組のＢＧＭ等の音響データの制作を他の音響制作業者に委託すること。
〇テレビ番組制作業者が、制作を請け負うテレビ番組に係る脚本の作成を脚本家に委託すること。
類型3―3事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

（出典）公正取引委員会「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」（令和７年10月１日）
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/oct/251001_toriteki.html>

・役務提供委託について
(1) 「役務提供委託」とは、「事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること（後略）」をいう（法第２条第４項）。
(2) 「業として行う提供の目的たる役務」のうち「業として行う提供」とは、反復継続的に社会通念上事業の遂行とみることができる程度に行っている提供のことをいい、純粋に無償の提供であればこれに当たらない。また、「提供の目的たる役務」とは、委託事業者が他者に提供する役務のことであり、委託事業者が自ら用いる役務はこれに該当しないので、自ら用いる役務を他の事業者に委託することは、法にいう「役務提供委託」に該当しない。他の事業者に役務の提供を委託する場合に、その役務が他者に提供する役務の全部若しくは一部であるか、又は自ら用いる役務であるかは、取引当事者間の契約や取引慣行に基づき判断する。

・特定運送委託について
(1) 「特定運送委託」とは、「事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること」をいう（法第２条第５項）。
(2) 「情報成果物が記載された物品」とは、広告用ポスター、設計図等をいい、「情報成果物が記録された物品」とは、会計ソフトのCD-ROM等をいい、「情報成果物が化体された物品」とは、建築模型、ペットボトルの形のデザインの試作品等をいう。
(3) 「取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送」とは、事業者の特定の事業（販売等）における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）の占有下に当該取引の目的物等の物品を移動することをいい、運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務は含まれない。「当該相手方が指定する者」とは、事業者の特定の事業（販売等）における取引の相手方が当該取引の目的物等の物品を自己以外の者に受け取らせる場合の当該者をいい、例えば、取引の相手方との間で、目的物等の物品の保管を受託する者（倉庫業者）がこれに該当する。
「運送の行為の一部を他の事業者に委託すること」とは、取引の相手方に対する運送

のうち、その物品の数量又はその経路の一部の運送を他の事業者に委託することをいう。

（出典）公正取引委員会「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」（令和７年10月１日）
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/oct/251001_toriteki.html>（再掲）

・委託事業者の４つの義務
①発注内容等の明示義務（法第４条）
②支払期日を定める義務（法第３条）
③書類等の作成・保存義務（法第７条）
④遅延利息の支払義務（法第６条）

（出典）公正取引委員会・中小企業庁「中小受託取引適正化法テキスト」（令和７年11月）
<https://www.jftc.go.jp/toriteki/r7text.pdf>

・委託事業者の11の禁止事項について
①受領拒否の禁止（法第５条第１項第１号）
②代金の支払遅延の禁止（法第５条第１項第２号）
③代金の減額の禁止（法第５条第１項第３号）
④返品の禁止（法第５条第１項第４号）
⑤買いたたきの禁止（法第５条第１項第５号）
⑥購入・利用強制の禁止（法第５条第１項第６号）
⑦報復措置の禁止（法第５条第１項第７号）
⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（法第５条第２項第１号）
⑨不当な経済上の利益の提供要請の禁止（法第５条第２項第２号）
⑩不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（法第５条第２項第３号）
⑪協議に応じない一方的な代金決定の禁止（法第５条第２項第４号）

（出典）公正取引委員会・中小企業庁「中小受託取引適正化法テキスト」（令和７年11月）（再掲）

イ フリーランス・事業者間取引適正化等法

放送事業者や番組製作会社と取引を行うフリーランスの事業者が存在することから、令和６年 11 月１日に施行されたフリーランス・事業者間取引適正化等法及び同法に関連する政省令、各種ガイドラインについても、参照することが必要である。なお、フリーランス・事業者間取引適正化等法と独占禁止法、取適法のいずれにも違反する場合には、それぞれ、原則としてフリーランス・事業者間取引適正化等法が優先適用される。

ウ 独占禁止法

例えば、発注者が受注者に対して優越的な地位にある場合に、当該発注者の受注者に対する、正常な商慣習に照らして不当に、不利益を与える行為（買いたたき等）が禁止されている（いわゆる「優越的地位の濫用」）。なお、「優越的地位」に関する説明については（４）にて後述する。

エ 著作権法

「著作権」は著作物を創作した「著作者」に帰属することが原則となっているが、法人等の従業員が職務上作成した著作物については、著作権法第 15 条第１項の規定により、法人等が「著作者」として「著作権」の帰属主体となる場合がある。その際には実態として、どの事業者の従業員が放送番組を製作したのかにより、「著作権」が発注者と受注者のどちらに帰属することになるかが決せられることとなる。

それ以外の場合であっても、基本的に著作権法第 29 条の規定により、映画の著作物の製作に「発意と責任」を有する者が「映画製作者」として「著作権」の帰属主体となるため、後述の「第３章１.著作権の帰属、窓口業務」などで示しているとおり、その製作の実態を踏まえ、取引の対象となる放送番組の「発意と責任」を発注者と受注者のどちらが有するのかにより、著作権の帰属が決定される。

オ 放送法

本ガイドライン全体を通して、放送事業者の行為や、放送番組の製作委託取引など取引行為の在り方が、放送法の目的である、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることに照らして、どのように考えられるのか、が問題となる。

（４） 「優越的地位」に関する考え方

本ガイドラインにおいては、取適法やフリーランス・事業者間取引適正化等法のみならず、独占禁止法にも基づき、事例の解説を行っている。独占禁止法上の優越的地位の濫用の適用を検討する上では、放送事業者の取引上の優越性について整理する必要がある。

公正取引委員会「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」（平成 29 年６月 16 日）では、継続的な役務の委託取引において、委託者が優越的地位にあるか否かについて次のように記述されている。

> 第１　優越的地位の濫用規制についての基本的考え方
> ２　役務の委託取引において委託者が受託者に対し取引上優越した地位にある場合とは、受託者にとって委託者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、委託者が受託者にとって著しく不利益な要請等を行っても、受託者がこれを受け入れざるを得ないような場合であり、その判断に当たっては、受託者の委託者に対する取引依存度、委託者の市場における地位、受託者にとっての取引先変更の可能性、その他委託者と取引することの必要性を示す具体的事実（取引当事者間の事業規模の格差、取引の対象となる役務の需給関係等）を総合的に考慮する。
>
> （出典）公正取引委員会「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」（平成29年６月16日）
> <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/itakutorihiki.html>

優越的地位にあるか否かを判断する際には、上記のとおり、「取引依存度」や「委託者の市場における地位」、「取引先変更の可能性」等を総合的に考慮し、個別に判断される。

番組製作に関する取引における、放送事業者と番組製作会社の関係は、以下のような傾向にあるといえる。

・　専ら一つの放送事業者と取引関係にあることも多く、番組製作会社にとって取引依存度がかなり高いと考えられる。
・　地上基幹放送事業者は、各放送対象地域において２から５社程度存在することが一般的である。このため当該地域において、地上基幹放送事業者数が少ないことから個々の放送事業者の影響力が強くなり、取引相手方の選択可能性が少なくなっている。
・　番組製作会社は、中小事業者が多く、放送事業者と比べると事業規模の格差が大きいと考えられる。
・　番組製作会社にとって、複数の放送事業者との取引の可能性は存在するが、実際には別の放送事業者に変更するケースは少ない。

以上のことから、一般に、放送事業者は番組製作会社に対し、取引上優位にある可能性が高いといえる。また、番組製作会社間の取引においても、発注者が取引上優位にある可能性もある。

なお、あくまで独占禁止法上の優越的地位にあるか否かの判断は、役務取引ガイドライン等で示された考え方に基づき、総合的に考慮し、個別に検討されるものである。

また、放送事業者の取引上の地位に関する参考として公正取引委員会「アニメーション産業に関する実態調査報告書」（平成 21 年１月 23 日）を以下に引用する。

第４　独占禁止法及び下請法上の評価

アニメ制作委託における取引実態を踏まえ、独占禁止法及び下請法上の評価をまとめると、以下のとおりである。

１　発注者の受託制作会社に対する取引上の地位

発注者が受託制作会社に対して、取引上優越した地位にあるか否かはその時々の取引環境によって様々であり、一律に判断することはできない[注21]。しかし、①委託取引の一般的な特性として、発注者が受託者に対して製作を委託した成果物は、発注者の仕様等に基づいた特殊なものが多く、汎用性のある商品とは異なり、発注者が成果物を受領しない場合には受託者がその成果物を他社に転売することは不可能であること、②テレビ局と元請制作会社の取引については、現在の我が国において全国にあまねく知らせる上で地上波テレビほど強力な媒体はなく、地上波テレビ局で放映されるか否かは、ＤＶＤ販売を始めとするアニメ作品の売上を大きく左右することとなること、③元請制作会社と下請制作会社の取引については、下請制作会社は小規模な事業者が多いといった事情や、売上の大半を特定の事業者からの受託に依存しているケースが見受けられたこと、等の事情にかんがみると、テレビ局や元請制作会社などの発注者の受託制作会社に対する取引上の地位は優位にあることが多いと考えられる。

注21：委託者が受託者に対して取引上優越した地位にある場合とは、受託者にとって委託者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来たすため、委託者が受託者にとって著しく不利益な要請を行っても、受託者がこれを受け入れざるを得ないような場合であり、その判断に当たっては、受託者の委託者に対する取引依存度、委託者の市場における地位、受託者にとっての取引先変更の可能性、取引当事者間の事業規模の格差、取引の対象となる成果物の需給関係等を総合的に考慮する（役務委託取引ガイドライン第１　２）。

（出典）公正取引委員会「アニメーション産業に関する実態調査報告書」48頁（平成21年１月23日）
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/cyosa/cyosa-ryutsu/h21/090123_files/090123houkokusyo01.pdf>

（５） ガイドラインの構成

本ガイドラインは以下のように構成されている。

序章では、本ガイドラインの策定の背景、目的や、ガイドラインで使用している用語の定義などを示している。

第１章～第６章では、「発注内容等の明示」、「取引価格の決定」、「著作権の帰属」、「取引内容の変更・やり直し」、「就業環境の整備」といったテーマごとに、取適法又は独占禁止法上問題となり得る事例を提示しつつ、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」や、独占禁止法の指針等に照らして、取適法又は独占禁止法上留意すべき点を示している。また、取適法又は独占禁止法の趣旨を踏まえて行われている事例や、取引においてより推奨されるべき、望ましい取引事例などを挙げ、取引適正化に向けて参考とすべき具体的な事例を示している。また、フリーランス・事業者間取引適正化等法上留意すべき点についても、付記している。

なお、第１章～第６章の各章で示す「問題となり得る取引事例」については、あくまで例示であり、違法であるか否かについては、実際の取引内容に即した十分な情報に基づく個別具体的な判断が必要となることに留意すべきである。

しかしながら、問題となり得る取引事例であることから、放送事業者、番組製作会社等関係者にあっては、放送コンテンツの製作取引に際しては、これらの事例を参考に、違反となるようなことがないように十分注意して取引に臨むべきである。

（６） 用語の定義

本ガイドラインにおける用語の定義については、以下のとおりである。

ア 「製作」・「制作」

各放送事業者や製作会社においては、「製作」と「制作」という用語について、それぞれ使用の在り方が異なっている。著作権の有無で使い分けている場合もあるが、本ガイドラインにおいては、原則として「製作」に統一する。

ただし、経済産業省「アニメーション制作業界における取引適正化のガイドライン（アニメーション制作業界における受託適正取引等の推進のためのガイドライン）」（令和８年１月）にならい、「アニメ製作会社」は「アニメ制作会社」、「アニメ製作」は「アニメ制作」と表記する[2]。

イ 「完全製作委託型番組[3]」

製作会社の発意と責任により製作され、企画、撮影、収録、製作及び編集までをす

---

[2] 著作権法第 16 条では、著作物の形成プロセスの一部分については「制作」の用語を用いている。

著作権法

（映画の著作物の著作者）

第 16 条　映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、**制作**、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

[3] 番組の定義は、放送法第２条第 28 号における「放送番組」の定義（放送をする事項の種類、内

べて自社の責任で行い、技術的な仕様を満たしていつでも放送できる状態の番組として放送事業者に納品されたものをいう。このような形態の番組の場合、原則として受注した製作会社に著作権が帰属することになる。

なお、著作権の帰属については、製作実態も踏まえて判断することが適当である。例えば、放送事業者からプロデューサーが参加している場合でも、当該プロデューサーの参加が形式的な場合については、放送事業者と製作会社の「共同著作」等ではなく、「完全製作委託型番組」として、製作会社に著作権が帰属するとの判断もあり得ると考えられる。

また、ある番組の一部となる映像（独立したコーナー等）であったとしても、製作会社の発意と責任により製作されたものであれば、製作会社に著作権が帰属するとの判断もあり得ると考えられる。

ウ 「レギュラー番組」

ある一定の放送期間において、同じ曜日や時間帯に放送される番組。

エ 「素材」

放送番組の製作過程で生じた、撮影した映像や当該映像などをおさめた録画・録音テープなどのことをいう。

オ 「窓口業務」

放送番組を二次利用する際に、窓口として取引の相手方を見つける努力を行ったり、成約した場合に当該契約業務を行い、さらに収益が得られた場合には、権利者に対価を還元する等の業務のことをいう。

カ 略称について

本ガイドラインでは以下の表に示すとおり、左欄の法令等に対して、右欄の略称を用いることとする。

正式名称	略称
製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）	取適法
受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号）	振興法
受託中小企業振興法第３条第１項の規定に基づく振興基準（令和８年１月１日施行）	振興基準
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）	独占禁止法
役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針（平成29年６月16日改正）	役務取引ガイドライン（※上記ガイドラインにおいて、「「役務の委託取引」とは、役務提供の委託取引及び情報成果物作成の委託取引から

容、分量及び配列をいう。）に準ずる。

	なり、これら役務の委託取引における取引対象を総称する場合には、単に「役務」という」とされている。）
「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」（令和７年10月１日公正取引委員会事務総長通達第13号）	運用基準
中小受託取引適正化法テキスト（令和７年11月）（公正取引委員会・中小企業庁）	中小受託取引適正化法テキスト
特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和５年法律第25号）	フリーランス・事業者間取引適正化等法

以下の文言についても、左欄の用語について右欄のとおり略称を用いることとする。

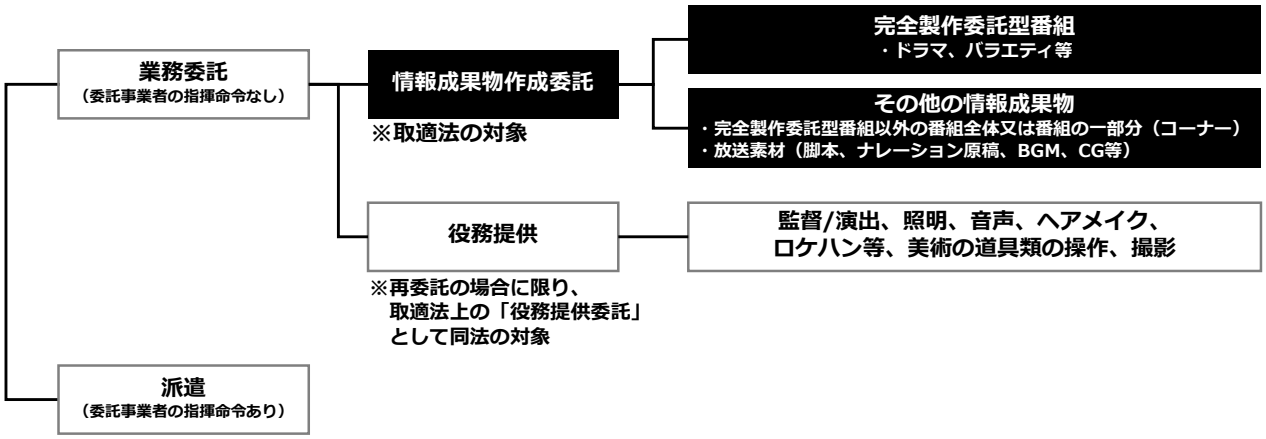
番組製作会社	「製作会社」と表記する。本ガイドラインでは、放送局の子会社である製作会社と、それ以外の製作会社と双方記述があるが、子会社であるか否かについては明記する。また、製作会社間の取引について、発注した製作会社を元請け、受注した製作会社を孫請けと明記する。 加えて、特段の指定がない限り、番組製作の業務を受託するフリーランスの事業者（フリーランス・事業者間取引適正化等法に定める「特定受託事業者」を含む。）を含む。
放送事業者	放送法第２条第26号に規定する放送事業者をいうが、本ガイドライン上では、「放送局」とし、以下略称として「局」と表記する。

（７） 放送コンテンツの製作に関する発注者と受注者との契約形態

放送コンテンツの製作に関する発注者と受注者との契約形態は、主に「業務委託」と「派遣」に分類され、「業務委託」は「情報成果物作成委託」と「役務委託」に分類される。取適法は、「情報成果物作成委託」及び役務委託を再委託する場合[4]に「役務提供委託」として適用される。「情報成果物作成委託」に該当するものは、「完全製作委託型番組」と「その他の情報成果物」である（下図[5]のうち黒色の部分）。

[4] 委託事業者が自ら用いる役務の場合、取適法は適用されない。

[5] 「撮影」について、VTR 等「情報成果物」の納入を求める場合には、情報成果物作成委託に該当する。



また、「役務委託」の再委託として取適法上の「役務提供委託」に該当する代表的な例としては、「放送局等からディレクター、アシスタント・プロデューサー、アシスタント・ディレクター等、複数名の役務の提供を委託され、その全部又は一部を他の製作会社や個人に再委託する場合」が挙げられる[6]。

なお、情報成果物作成委託と役務提供委託が混在していて一体不可分の取引においては、当該取引に取適法の対象外となる役務委託が含まれている場合であっても、当該取引は一体として取適法の対象になり得る。参考として、公正取引委員会・中小企業庁による情報成果物作成委託と製造委託が混在している取引における資本金区分及び従業員区分の考え方を以下に引用する。

> Q44　取扱説明書の内容の作成委託（情報成果物作成委託）とその印刷の委託（製造委託）を一体として発注した場合、中小受託事業者を画する資本金基準又は従業員基準はどう判断すればよいか。
>
> A.　取扱説明書の内容の作成とその印刷の委託について、それぞれの代金を明確にしていないなど、これらが一体不可分の取引として発注された場合には、情報成果物作成委託又は製造委託のいずれかの資本金基準又は従業員基準に該当すれば、当該発注は一体として本法の対象となることになる。
>
> なお、それぞれが可分の取引として発注された場合には、それぞれの取引ごとに、それぞれの資本金基準又は従業員基準をもって本法の対象となるか否か判断される。すなわち、この場合には、委託事業者と中小受託事業者の資本金額又は従業員数によっては一方の取引だけが本法の対象となるということもあり得る。
>
> （出典）公正取引委員会・中小企業庁「中小受託取引適正化法テキスト」（令和７年11月）35頁<https://www.jftc.go.jp/toriteki/r7text.pdf>

一方で、フリーランス・事業者間取引適正化等法は、発注者が受注者に情報成果物の作成委託を行う場合にも適用され得るほか、役務提供委託において委託する役務が再委託であるか否かを問わず、同法が適用され得る。

---

[6] （出典）：放送コンテンツ適正取引推進協議会「よくわかる放送コンテンツ適正取引テキスト」29 頁（令和３年９月）
<http://tekisei-torihiki.org/assets/guideline_text.pdf>

第１章　発注内容等の明示

１．基本的な考え方

（１）発注内容等の明示、具体的明示事項について

取適法第４条においては、情報成果物作成委託等の取引を行う場合に、委託内容に関する発注内容等の明示義務が定められており、委託事業者は、発注に際して下記の具体的な明示事項をすべて記載し又は記録している書面又は電磁的記録を「直ちに」中小受託事業者に交付又は電磁的方法により提供する義務がある。（以下、当該書面又は電磁的記録の交付又は電磁的方法による提供を「４条明示」という。）

具体的な明示事項は概ね以下①～⑫のとおりである。

●具体的な明示事項
① 委託事業者及び中小受託事業者の名称（番号、記号等による明示も可）
② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託又は特定運送委託をした日
③ 中小受託事業者の給付の内容（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、提供される役務の内容）
④ 中小受託事業者の給付を受領する期日（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、その委託に係る役務の提供を受ける期日又は期間）
⑤ 中小受託事業者の給付を受領する場所（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、その委託に係る役務の提供を受ける場所）
⑥ 中小受託事業者の給付の内容（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、提供される役務の内容）について検査をする場合は、その検査を完了する期日
⑦ 代金の額
⑧ 代金の支払期日
⑨ 代金の全部又は一部の支払につき、一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払を受けることができることとする額（支払額に占める一括決済方式による割合でも可）及びその期間の始期、委託事業者が代金債権相当額又は代金債務相当額を金融機関へ支払う期日（決済日）
⑩ 代金の全部又は一部の支払につき、電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額（支払額に占める電子記録債権による割合でも可）及び中小受託事業者が代金の支払を受けることができることとする期間の始期、電子記録債権の満期日
⑪ 原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日及び決済方法
⑫ 上記①～⑪の事項のうち、その内容が定められないことについて正当な理由があり記載しない事項（未定事項）がある場合は、当該未定事項の内容が定められない理由、当該未定事項の内容を定めることとなる予定期日（後記(ｳ)参照）

（出典）公正取引委員会・中小企業庁「中小受託取引適正化法テキスト」（令和７年11月）37頁　<https://www.jftc.go.jp/toriteki/r7text.pdf>

取適法では契約書の交付は義務づけられているわけではないが、取引内容の明確化等から望ましいと考えられる。また、契約書の交付を４条明示とすることも認められる。

なお、これまで実施した「ガイドライン遵守状況調査」によれば、役務委託・情報成果物作成委託が混在している取引において書面が不交付であった事例や、情報成果物作成委託のうち番組の一部分の発注について、４条明示の内容が抽象的（「〇〇番

組について」や「△△番組全般」のみ記載）である事例がみられた。参考として、公正取引委員会・中小企業庁による「中小受託事業者の給付の内容の記載」の考え方を以下に引用する。

●中小受託事業者の給付の内容
「中小受託事業者の給付の内容」とは、委託事業者が中小受託事業者に委託する行為が遂行された結果、中小受託事業者から提供されるべき物品等及び情報成果物（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、中小受託事業者から提供されるべき役務）であり、その品目、品種、数量、規格、仕様等を４条明示する必要がある。４条明示をするに当たっては、中小受託事業者がその内容を見て理解でき、委託事業者の指示に即した給付の内容を作成又は提供できる程度の情報を明示することが必要である。

（出典）公正取引委員会・中小企業庁「中小受託取引適正化法テキスト」（令和７年11月）38頁
<https://www.jftc.go.jp/toriteki/r7text.pdf >

なお、フリーランスとの取引について、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合には、取適法同様に、業務委託の内容に関する事項を、書面又は電磁的方法により明示しなければならないこと（以下、当該書面又は電磁的方法による明示を「３条通知」という。）が規定されている[7]。フリーランス・事業者間取引適正化等法においても契約書の交付は義務づけられているわけではないが、取引内容の明確化等から望ましいと考えられる。また、契約書を３条通知とすることも認められる。

（２） 発注内容等の明示時期について

発注内容等の明示時期について、運用基準には、次のような記述がある。

第３　委託事業者の明示の義務
２　明示の時期
(1) 委託事業者は、中小受託事業者に対して製造委託等をした場合は、「直ちに」明示しなければならない。ただし、明示事項のうち「その内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により中小受託事業者に対し明示しなければならない」とされており、明示事項のうち、その内容が定められないことについて正当な理由があり記載しない事項（以下「未定事項」という。）がある場合には、これらの未定事項以外の事項を明示した上で、未定事項の内容が定まった後には、直ちに、当該未定事項を明示しなければならない。また、これらの明示については、相互の関連性が明らかになるようにする必要がある。
(2) 「その内容が定められないことについて正当な理由がある」とは、取引の性質上、製造委託等をした時点では当該事項の内容について決定することができないと客観的に認められる理由がある場合であり、次のような場合はこれに該当する。ただし、このような場合であっても、委託事業者は、未定事項がある場合には、未定事項の内容が定め

[7] なお、フリーランス・事業者間取引適正化等法上、報酬の支払において、資金移動業者の資金移動業に係る口座への資金移動を行う場合に明示を要する事項については、公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（令和６年公正取引委員会規則第３号）第１条第１項第 11 号参照。

られない理由及び未定事項の内容を定めることとなる予定期日を明示する必要がある。また、これらの未定事項については、中小受託事業者と十分な協議をした上で、速やかに定めなくてはならず、定めた後は、「直ちに」、当該未定事項を明示しなければならない。

○ 放送番組の作成委託において、タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、委託した時点では、放送番組の具体的な内容については決定できず、「製造委託等代金の額」が定まっていない場合

ここでいう「直ちに」とは「すぐに」の意味とされている。例えば契約書の交付を４条明示としようとする場合において、発注後、契約の締結までに日数を要する場合には、発注後直ちに交付したとはいえず、そのような場合には、委託事業者は契約書とは別に必要事項を記載し又は記録した書面又は電磁的記録を、発注後直ちに交付又は電磁的方法により提供する必要がある[8]。

なお、フリーランスとの取引について、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合も、３条通知の明示時期について、取適法と同様の定めがある。

（３） 発注内容等の明示方法について

発注内容等の明示は、紙による交付のほか、電子メール等による電磁的記録提供の方法も可能である[9]。

第３　委託事業者の明示の義務

３　明示の方法

法第４条第１項の規定による明示は、明示事項を記載し又は記録した書面又は電磁的記録の交付又は電磁的方法による提供により行わなければならない。

明示事項を記録した電磁的記録を電磁的方法により提供する場合は、次のいずれかの方法によるが、その方法は、明示事項が中小受託事業者の使用に係る電子計算機（コンピュータ、スマートフォン等）の映像面に文字、番号、記号その他の符号で明確に表示されるものでなければならない。

ア　電子メールその他のその受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法（明示規則第２条第１項第１号）

「電子メールその他のその受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法」とは、電子メール、EDI等のほか、ショートメッセージサービスやソーシャルネットワーキングサービスのメッセージ機能等、受信者を特定して送信することのできる電気通信を送信する方法をいう。

イ　電磁的記録を記録した記録媒体を交付する方法（明示規則第２条第１項第２号）

例えば、委託事業者が明示事項を記載した電子ファイルのデータを保存したUSBメモリやCD-R等を中小受託事業者に交付することは、これに該当する。

---

[8] 公正取引委員会・中小企業庁「中小受託取引適正化法テキスト」（令和７年 11 月）Q50

[9] 令和７年下請法改正以前は、下請事業者から事前の承諾を得たときに限り、書面の交付に代えて、電磁的方法により必要的記載事項の提供を行うことができた。改正により、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により提供可能となった。ただし、中小受託事業者から書面の交付を請求されたときは、原則として、委託事業者は、遅滞なく、書面を交付する必要がある。

４　中小受託事業者から書面の交付を求められた場合の対応

委託事業者は、中小受託事業者に明示事項を電磁的方法により明示した場合においても、中小受託事業者から当該明示事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、明示規則で定めるところにより、当該書面を交付しなければならない。ただし、中小受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として明示規則で定める場合には、必ずしも当該書面を交付する必要はない。そのような場合は、次のア、イ又はウのいずれかに該当する場合である。

ア　中小受託事業者から法第４条第１項の規定による明示について当該電磁的方法による提供を希望する旨の申出（書面又は電磁的方法によるものに限る。）があった場合。ただし、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該明示を受けた事項をその使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧することができない場合を除く（明示規則第４条第１号）。

イ　当該製造委託等について既に法第４条第１項又は第２項の規定に基づき書面の交付がされていた場合（明示規則第４条第２号）

ウ　ア又はイに掲げる場合のほか、当該製造委託等に係る行為が「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和５年法律第25号）第２条第５項に規定する業務委託事業者による同条第３項に規定する業務委託に該当する場合において、同法第３条第２項ただし書の公正取引委員会規則で定める場合（同法第２条第１項に規定する特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合）に該当するとき（明示規則第４条第３号）。

（出典）公正取引委員会「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」（令和７年10月１日）
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/oct/251001_toriteki.html>

なお、フリーランスとの取引において、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合についても、電磁的方法により明示を行うときには、特定受託事業者から事前の承諾を得る必要はない。また、電磁的方法としては、電子メールだけでなく、SNS のメッセージ機能等のうち送信者が受信者を特定して送信することのできるものを用いる方法なども認められる[10][11]。

２．問題となり得る取引事例[12]

（１）情報成果物作成委託

① 番組製作委託の発注の時点では何ら発注に関して明示されず、製作終了後に明示される。
② 発注内容等の明示がされる場合も、ほとんどが金額の記載がない明示であり、その後、放送の具体的内容が決まった後も補充明示がされていない。
③ 金額については、口頭で告げられ、納入後に製作会社側から確認するまでは、

[10] フリーランス・事業者間取引適正化等法第３条第１項
[11] 公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則第２条第１項
[12] 発注内容等の明示義務（取適法第４条第１項）違反、取引に関する書類の作成・保存義務（第７条）に違反した場合、又は虚偽の書類を作成した場合等は罰則の対象となる（50 万円以下の罰金）（第 12 条）。

局から金額についての連絡がない。
④ 局がフリーランスにディレクター業務を発注しており、その業務内容には放送で使用するVTRの撮影・納入も含まれている一方、４条明示をしていない。
⑤ 生放送番組に関する業務委託のうち、放送で使用するVTRの納入も含む演出業務を委託したが、当該業務委託全体を役務委託と解釈して４条明示をしていない。
⑥ 情報成果物作成委託のうち番組の一部分の発注について、発注書面の委託内容欄に「○○番組について」や「△△番組全般」のみ記載された４条明示がされている。
⑦ 製作会社（元請け）からの孫請けとして業務を受注したが、取適法の対象となる取引であるにもかかわらず発注内容等の明示がされていない。

取適法では中小受託事業者に対して委託をした場合は、「直ちに」明示する規定となっているため、事例①のように委託事業者が製作終了後に明示することは取適法上問題となる。事例①がフリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合も同様に、同法上問題となる。

また、事例②や事例③のように、４条明示がされていても、金額等が記載されておらず、それらを定められない理由や定める予定期日の記載もない場合は、要件を満たした明示とはいえない。番組の納入後、放送後になっても、当該事項を記載し又は記録した補充明示がされていない場合は、取適法上問題となる。事例②や事例③がフリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合、３条通知により明示されていたとしても、金額等が記載されておらず、それらを定められない理由や定める予定期日の記載もない場合は、要件を満たした明示とはいえない。番組の納入後、放送後になっても、当該事項を記載した補充の明示が行われていない場合は、同法上問題となる。

事例④のように、局がディレクター業務を委託したことをもって役務委託と解釈して発注していたとしても、取引実態として情報成果物作成委託に該当する VTR の作成・納入も含めた委託内容としている場合は、情報成果物作成委託として取適法の対象となり、４条明示をする必要がある。事例④がフリーランス・事業者間取引適正化等法上規制の対象となる場合は、局は３条通知による明示を行う必要がある。

また、事例⑤のように、委託内容の中に情報成果物作成委託に該当する VTR の作成・納入も含まれていることにより、当該取引が役務委託と情報成果物作成委託の一体不可分になっている場合、４条明示がされていなければ、情報成果物作成委託が含まれている以上、取適法上問題となる（13 頁以降を参照）。製作現場の実態としては、全体を役務委託として発注している中には情報成果物作成委託を含む形で取引されている場合があると考えられる。このように情報成果物作成委託と一体不可分で取引されている役務委託については４条明示をする必要がある。なお、情報成果物作成委託か役務委託か否か判断に迷うような取引の場合は、当該取引に関するコンプライアンスや安全性確保の観点から、取適法に該当する取引として取り扱うことで取適法上問題となるリスクを低減できる。一方、フリーランス・事業者間取引適正化等法上は、再委託ではない役務の提供委託であっても同法の適用がある。そのため、事例⑤がフリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合は、情報成果物作成委託と役務提供委託の双方ともに３条通知による明示が行われていなければ、同法上問題となる。

事例⑥のような場合は発注内容が不明瞭であることから取適法上問題となるおそ

れがある。「中小受託事業者の給付の内容」とは、委託事業者が中小受託事業者に委託する行為が遂行された結果、中小受託事業者から提供されるべき情報成果物であり、４条明示には、その品目、品種、数量、規格、仕様等を明確に記載する必要がある。４条明示をするに当たっては、中小受託事業者が作成・提供する委託の内容が分かるよう、これらを明確に記載する必要がある。事例⑥がフリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合、３条通知についても、同様である。

また、取適法の要件を満たしている場合、委託事業者が製作会社であっても適用され、事例⑦においても取適法上問題となる。事例⑦がフリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合も、同様である。

（２） 役務提供委託（役務委託の再委託）

① 局から製作会社（元請け）に対して、ディレクターやアシスタント・ディレクター（AD）等複数名の業務を役務委託したところ、製作会社（元請け）は、委託を受けた役務委託業務の遂行に際して自社人員が不足していたため、別の製作会社（孫請け）に対し当該役務の一部を再委託したが、特段発注内容等の明示は行っていない。
② 局が製作会社（元請け）に対し、番組の演出業務のほか、番組に出演する実演家の手配（キャスティング業務）を委託している。製作会社（元請け）はキャスティングプロダクションに対し､実演家のキャスティング業務を委託したが､その際、製作会社（元請け）からは特段発注内容等の明示は行っていない。

事例①のように、製作会社（元請け）が請け負った役務委託を他の製作会社（孫請け）へ再委託した場合は、取適法の要件を満たせば「役務提供委託」として取適法の対象となり、製作会社（元請け）が製作会社（孫請け）に対し、４条明示がされていなければ、取適法上問題となる。また、事例②のように、製作会社（元請け）が請け負った実演家の手配（キャスティング業務）について、製作会社（元請け）が当該業務を他の事業者に委託する場合も取適法の要件を満たせば「役務提供委託」として取適法の対象となり、製作会社（元請け）は発注内容等の明示が必要となる。

一方、フリーランス・事業者間取引適正化等法上は、再委託ではない役務の提供委託であっても同法の適用がある。そのため、事例①又は事例②がフリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合は、３条通知による明示が行われていなければ、いずれも同法上問題となる。

加えて、放送コンテンツの製作取引をめぐる事後のトラブルを回避する一つの方策として、「取適法の対象とならない取引」又は「フリーランス・事業者間取引適正化等法の対象とならない取引」であっても発注内容等の明示等を行うことが考えられる[13]。

---

[13] 書面の交付の有無については、本ガイドラインの「フォローアップ調査」によると、局と製作会社の間において認識が乖離していることが明らかとなっている。認識の乖離の要因としては、「下請法の対象となる取引（情報成果物作成委託及び役務提供委託（再委託の場合））」と「下請法の対象とならない取引（役務委託（再委託を除く））」の相違に関する理解・認識が十分徹底されていないことも一因として考えられる。したがって、局と製作会社の間で、どのような取引が取適法の対象となるかについての理解を相互に深めることが重要である。また、取適法に該当しない取引において発注内容等の明示を推奨することは、この認識の乖離を縮めることにもつながりうると考えられる。

しかし、全ての取引において４条明示又は３条通知と同様の発注内容等の明示等を行うことは、現場のワークフローを妨げるおそれがあることから、本ガイドラインでは、取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法の対象以外の取引について、少なくとも、契約が成立したこと及びその内容に関する客観的な記録[14]を残すことを推奨する。特に、以下の場合においては、適切な書類を交付すること又は契約書・覚書等を締結することを推奨する。

- 製作会社又は局から要請があった場合
- 金額が大きい場合
- 個人情報を扱う場合
- 海外での業務など、安全管理上の懸念がある場合

（参考）

〇取適法

（中小受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等）

第４条　委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、中小受託事業者の給付の内容、製造委託等代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により中小受託事業者に明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により中小受託事業者に交付しなければならない。

（罰則）

第14条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした委託事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、50万円以下の罰金に処する。

一　第４条第１項の規定に違反して明示すべき事項を明示しなかつたとき。

二　第４条第２項の規定に違反して書面を交付しなかつたとき

三　第７条の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の書類若しくは電磁的記録を作成したとき。

※「製造委託等」：この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。

なお、「フォローアップ調査」をみると、令和６年度調査における放送事業者からの回答では、「常に発注書を交付していた」及び「おおむね発注書を交付していた」の合計値が 96.3%であったが、番組製作会社からの回答では、放送事業者との取引においては「常に発注書面の交付を受けていた」及び「おおむね発注書面の交付を受けていた」の合計値が 72.1%、番組製作会社との取引においては「常に発注書面の交付を受けていた」及び「おおむね発注書面の交付を受けていた」の合計値が 56.7%となっている。

（出典）総務省「令和６年度放送コンテンツ製作取引実態調査結果」（令和７年５月 30 日）
<https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu04_02000219.html>

[14] メールのやりとり、請求書、領収書、支払い記録などいずれかを想定。

３．望ましいと考えられる事例[15]

（１） 発注内容等の明示、契約書の取り交わし

① Ａ局では、４条明示については、取適法で定められている明示事項を網羅した書式（ひな形）[16]を、番組の種類別、発注形態別（単発／レギュラー、全部委託／部分委託、報道等）に用意している。契約書についても、「全部委託」、「部分委託」、「放送権の利用許諾」の３種類の発注形態ごとの書式を用意している。これらの書式については、社内で研修会を開催するほか、製作会社に対しても説明会を開催し、周知を図っている。

② Ｂ局では、経理処理はシステム化されており、電子決裁で稟議書を回す場合、必ず必要書式を添付しなくてはならない。その際に、具体的な金額を記載することを推奨しているが、放送番組製作の場合、当初に放送番組の具体的内容が確定していない場合などやむをえない場合は当初明示と、補充明示に分けている。また、補充明示が必要な場合は必ず添付させるように指示している。システムに基づき、製作担当と経理担当、コンプライアンス担当等からのチェックが可能となっている。

③ Ｃ局では、４条明示の書面に通し番号を付し、支払伝票を経理担当に提出する際に確認を行っている。経理では当該書面に金額が書いてあるか、60 日以内に支払われるか等のチェックをしている。

④ Ｄ局では、放送番組製作委託契約の際、４条明示の書面が交付されていない場合は、アラートが表示されるシステムを導入している。
- ４条明示の書面作成の際、契約相手方と契約内容を入力すれば、当該相手方が取適法対象か否かがすぐに識別できるようにしている。
- ４条明示の書面に必要な記載事項がすべて記載され、交付されるまでは、アラートが常時表示されるシステムとしている。
- 交付の日付についても管理を行い、４条明示の保存・管理を実施している。

⑤ Ｅ局では、役務委託が主であり、取適法の対象となる「情報成果物作成委託」に該当する取引が存在しないと認識しているが、取引記録の観点から、単発番組の場合、４条明示の書面と類似の書類を交付している。

⑥ Ｆ局では、発注／検収／支払の各段階でシステム化されており、それぞれに４条明示の明示事項を入力しないと処理が完結しない仕組みを導入している。

⑦ Ｇ局では、取適法の対象となる完全製作委託型番組、あるいはイラストの製作などを含めた情報成果物作成委託については、４条明示をするよう強く指導している。

---

[15] フリーランス・事業者間取引適正化等法が適用される取引においても、３条通知の交付について、本項の事例に準じた取引が行われることが望ましいと考えられる。

[16] 別添参考資料「放送番組の制作委託に係る契約見本（契約書の必要事項）（平成 16 年３月 26 日ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会）」を参照。

⑧ Ｈ局では、完全製作委託型番組については、まず、製作会社と「基本契約書」（番組製作会社と最初に取引を行う際に結ぶ）を交わし、これとは別に、個々の完全製作委託型番組の取引ごとに「個別契約書」を結ぶ。さらに４条明示をしている。

⑨ Ｉ局では、発注書を直ちに交付することを意識しており、発注時に内容が定められない正当な理由がある未定の事項も決定次第、補充書面を出すことを意識している。

⑩ Ｊ局では、社内でセミナー等を開催することにより、発注書の交付に対する意識を高めている。

⑪ Ｋ局では、契約書・発注書に関する業務を一元的に管理する部署を創設し、当該部門が製作部門・編成部門と連携を密にすることで、４条明示の不備や明示事項の不備等が発生しないよう、常に気を配っている。

⑫ Ｌ局では、発注した業務委託の内容が編集業務中心であり役務委託に近いのかもしれないと考えたときも、撮影したデータを納めることも含めた委託内容としているので、４条明示をしている。

（２） 発注内容等の明示時期

① Ａ局では、発注時に放送番組の作成委託において番組の具体的な内容が確定していない場合など正当な理由がある場合には、製作費（契約金額）を決めることができないので、発注の際に「当初書面」として金額未定のまま、書類を交付。その後、金額が決定した時点で「補充書面」を交付している。なお、補充書面の交付は納入日を過ぎないようにしている。

② Ｂ局では、局で番組内容について企画し、外部発注を行うことが決まった場合、直ちに、４条明示をし、番組製作を開始する。番組納入までの間に契約書を交付する。

③ Ｃ局では、企画が決定した段階で最初から金額を確定して迅速に覚書を締結している。

第２章　取引価格の決定

１．基本的な考え方

取適法では、委託事業者が発注に際して製造委託等代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容に対して通常支払われるべき対価に比べて著しく低い額を不当に定めることが「買いたたき」として禁止されている（取適法第５条第１項第５号）。「買いたたき」の認定において比較される「通常支払われるべき対価」について、運用基準では以下のとおり示されている。

> 第４　委託事業者の禁止行為
> 　５　買いたたき
> 　　(1)（中略）「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該中小受託事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（以下「通常の対価」という。）をいう。ただし、通常の対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、次の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額」として取り扱う。
> 　　ア　従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い代金の額
> 　　イ　当該給付に係る主なコスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた代金の額

「買いたたき」に該当するか否かについては、委託代金の額の決定に当たって中小受託事業者と十分な協議が行われたかどうか、対価の設定が差別的であるか、通常の取引においてコストと認められる額を明らかに下回っているか否か等の要素を勘案して総合的に判断される。特に、十分な協議が行われたかについては、本ガイドラインの「放送コンテンツ製作取引実態調査[17]」によると、取引価格の決定において、局と製作会社の間において認識が乖離していることが明らかとなっている。このような

---

[17] 取引価格の決定に関する事前協議について聞いたところ、令和６年度調査における放送事業者からの回答では「全ての番組について事前に十分な協議をした」及び「おおむね事前に十分な協議をした」の合計値が 96.6%であったが、製作会社からの回答では放送事業者との取引においては「全ての番組について、事前に十分な（両者が納得するまでの）協議をした」及び「おおむね事前に十分な協議をした」の合計値が 71.0%、番組製作会社との取引においても「全ての番組について、事前に十分な（両者が納得するまでの）協議をした」及び「おおむね事前に十分な協議をした」の合計値が 71.0%となっている。
また、公正取引委員会「テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書」によると、「テレビ番組製作会社に対し、主要な取引先テレビ局等から、採算が確保できないような代金での取引を要請されたことがあるかを聞いたところ、回答のあった 106 名のうち、「ある」が 24 名（22. 6%）、「ない」が 82 名（77. 4%）であった。

（出典）
総務省「令和６年度放送コンテンツ製作取引実態調査結果」（令和７年５月 30 日）
<https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu04_02000234.html>
公正取引委員会「テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書」（平成 27 年７月 29 日）19 頁
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h27/jul/150729.html>

現状も踏まえ、委託事業者と中小受託事業者の間で十分な協議が行われた上で、委託代金の額が決定されることが必要である。運用基準において、以下のように記述されている。

> ５　買いたたき
> ⑵ 次のような方法で代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。
> オ　一律に一定比率で単価を引き下げて代金の額を定めること。
> カ　委託事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の対価より低い単価で代金の額を定めること。

また、令和７年に下請法から取適法に改正されたことにより、「協議に応じない一方的な代金決定の禁止」が新設された。これは、「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めた[18]にもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」することである。

取引価格の決定に当たっては、取引の一方当事者が協議を尽くしたと認識するだけでは不十分であり、委託事業者及び中小受託事業者は、少なくとも年に１回以上の定期的な協議を行うことが求められる。継続的な発注についても中小受託事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じることが重要である。また、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合に、中小受託事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じることが必要である。

振興基準においては、以下のように記述されている。

> 第４　対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項
> １　中小受託事業者に対する威圧的交渉の禁止
> 委託事業者は、中小受託事業者に対し、取引価格に関する協議その他取引上の交渉、協議等を行うに当たっては、交渉の目的を大きく逸脱する言動、交渉の手段として不適切な言動等の相当範囲を超えた言動により、当該中小受託事業者の責任者又は担当者に精神的又は身体的な威圧を加えることを通じ、中小受託事業者の取引上の意思決定を特定方向に強制する等の不当な取扱いをしないものとする。
>
> ２　対価の決定の方法の改善
> ⑴　取引対価は、合理的な算定方式に基づき、中小受託事業者の適正な利益を含み、中小受託事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるよう、委託事業者及び中小受託事業者が十分に協議して決定するものとする。
> その際、委託事業者は、以下に掲げる行為を始めとする、合理性や十分な協議を欠く対価の決定を行わないものとする。
> 〔取引対価の協議に関する望ましくない事例〕
> ①　目標価格又は価格帯のみを提示して、それと辻褄の合う内容の見積り又は提案を要請すること。

[18] 「協議を求めた」とは、書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合を含む（運用基準「４　委託事業者の禁止行為」「９　協議に応じない一方的な代金決定」⑶）。

② 過度に詳細な見積りを要請し、それを中小受託事業者が十分に作成できないことを理由として、協議を拒むこと。
③ もともと転注するつもりがないにもかかわらず、競合する他の事業者への転注を示唆して殊更に危機感を与えることにより、事実上、協議をすることなく、委託事業者が意図する取引対価を中小受託事業者に押し付けること。
④ 競合する他の事業者が取引対価の見直しの要請をしていないこと、委託事業者の納入先が取引対価の見直しを認めないこと等を理由として、協議を拒むこと。

また、中小受託事業者は、国・地方公共団体[19]、中小企業の支援機関等に相談する等して積極的に情報を収集して交渉に臨むよう努めるものとする。

⑵ 委託事業者及び中小受託事業者は、毎年９月及び３月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に１回以上の協議を行うものとする。委託事業者は、発注の都度、協議を行うものとするほか、継続的な発注について中小受託事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じるものとする。また、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、中小受託事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとする。その際、業界慣行に基づく一方的な対価の決定や、従前の対価からの一方的な減額を行ってはならないほか、委託事業者は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（令和７年公正取引委員会事務総長通達第 13 号。以下「取適法運用基準」という。）に違反行為事例として掲げられている「拒否等により委託事業者が協議に応じない例」、「詳細な情報提示要求により委託事業者が協議に応じない例」、「中小受託事業者が協議を求めた事項について必要な説明又は情報を提供しない例」を行わないことを徹底する。

⑶ 委託事業者及び中小受託事業者は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和５年 11 月 29 日 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局・公正取引委員会。以下「労務費の指針」という。）に掲げられている、「事業者が採るべき行動／求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定する。その際、「労務費の指針」別添「価格交渉の申込み様式」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう協議するものとする。特に、最低賃金（家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）に規定する最低工賃を含む。）の引上げ、人手不足への対処等、外的要因により中小受託事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を十分に踏まえるものとする。

⑷ 委託事業者は、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、委託事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。

⑸～⑼ （略）

（出典）中小企業庁　受託中小企業振興法　振興基準
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2025/251002_01.pdf >

また、内閣官房・公正取引委員会が令和５年 11 月に公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」においては、受注者からはコストの中でも労務費は特に価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを踏まえて、発注者として採るべき

[19] 振興法においては、地方公共団体は受託中小企業の振興に必要な取組の推進等に努め、国・地方公共団体等は密接な連携の確保に努める旨を規定し、全国津々浦々の価格転嫁を推進することを企図している。

行動／求められる行動と受注者として採るべき行動／求められる行動が示されている。価格転嫁の交渉において発注者が採るべき行動／求められる行動及び発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動を適切に採っている場合には、取引条件の設定に当たり取引当事者間で十分に協議が行われたものと考えられる。

■消費税の転嫁について

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号）は、令和３年３月31日限りで失効しているが、同法の失効後においても、取引上優越した地位にある事業者が、その地位を利用して、取引の相手方に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行う場合は、優越的地位の濫用として独占禁止法上の問題となり得る。また、資本金の額及び取引の内容から、取適法の対象となる場合において、発注者である委託事業者が、取引先である中小受託事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行うことは、取適法上の問題となり得る。

（参考）
〇製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（令和７年10月１日）
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/oct/251001_toriteki.html>

第４　委託事業者の禁止行為
３　代金の減額
(1) 法第５条第１項第３号で禁止されている代金の減額とは、「中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずること」である。代金の額を「減ずること」には、委託事業者が中小受託事業者に対して、
ア　消費税・地方消費税額相当分を支払わないこと。
イ～エ　（略）
オ　代金の支払時に、１円以上を切り捨てて支払うこと。
（略）
等も含まれる。

なお、上記の考え方は、フリーランス・事業者間取引適正化等法上も同様である。

２．問題となり得る事例

① Ａ製作会社が、Ｂ局から継続して毎年請け負っていたレギュラー番組（完全製作委託型番組の納入）について、一方的に番組改編期に一律に一定比率で製作費を削減する旨告げられた。理由として、デジタル化投資や広告収入の減少のため、経費節減が必要となっているとの説明があった。Ａ製作会社が意見をいうと、Ｂ局側から「他にいくらでも安く作ってくれるところがある」と言われたため、結局その金額で引き受け、赤字覚悟で番組製作を行わざるを得なかった。
② 単発番組であるが、数年前から継続して製作を請け負っている番組について、従来と同程度の取材期間・スタッフ、経費等が必要であるにもかかわらず、製作費が大幅に削減された。局側から一方的に通知されたのみだった。
③ Ｃ製作会社はＤ局より通常の納期よりも短い発注を受けた。結果としてＣ製作会社は休日勤務を余儀なくされ、人件費等のコストが大幅に増加するにもかかわらず、Ｄ局は通常の納期で発注した場合の製作費と同一の製作費を一方的に

定めていた。
④ Ｅ製作会社は、Ｆ局の都合により、番組改編期にＦ局の子会社である製作会社Ｇ社経由で受託（同社の孫請け）せざるを得なくなった。孫請けとなることで間に入る局系製作会社の管理費が除かれたため、Ｆ局からの直請けのときと業務内容が同じであるにも関わらず従前よりも低い委託費を定められた。

事例①については、以下の理由により、取適法上の「買いたたき」及び「協議に応じない一方的な代金決定」に該当するおそれがあると考えられる。

・ 類似の番組について、過去の製作費と比べ、現在の価格が明らかに下回っており、レギュラー番組については一律一定比率で下げられていること。
・ 委託代金額決定に当たっては、局からの一方的な通知に対し異議を述べた場合に、取引を打ち切ることを示唆されており、十分な協議が行われたとはいえないこと。

なお、本事例のように「番組改編期」という時期に、製作費の削減を一律で一方的に告げるなどの行為を行う場合、より取引上の不均衡が生じうると考えられる。このように、取引上の地位の変化をより及ぼしうる時期に不利益な取引を要請するなどを行うことに対しては、優越的な地位の濫用行為であるとされやすい場合があるということについても留意すべきである。

事例②の場合、以下の理由により、取適法上の「買いたたき」に該当するおそれがあると考えられる。

・ 前述のとおり運用基準では、「通常の対価」の考え方として「当該給付と同種又は類似の給付について当該中小受託事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価をいう。ただし、通常の対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には」、「従前の給付に係る単価で計算された対価」を通常の対価として取り扱っており、本事例の場合、毎年の製作費と比べ、大幅に削減されていること。
・ 数年前から継続して請け負っている番組であるが、製作費を局側から協議なく一方的に削減されていること。

事例③については、Ｄ局が発注から納期までの期間を短く設定したことによって、Ｃ製作会社では休日出勤等により通常の例よりも人件費等のコストが大幅に増加するにもかかわらず、取引先の相手方に対し、一方的に、通常の納期で発注した場合の製作費での取引を要請する場合であって、取引の相手方が当該要請を受け入れざるを得ない場合には、当該行為は「買いたたき」として、取適法上問題となるおそれがある。

事例④の場合、Ｆ局がＧ製作会社経由でＥ製作会社へ発注することで、Ｅ製作会社が以前から受注している内容と同種又は類似の給付の内容（又は役務の提供）に対し通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当かつ一方的に定めた場合、「買いたたき」として取適法違反になるおそれがある。

なお、本事例④のように「番組改編期」などのタイミングにあわせて局からの直接的な発注から局子会社の製作会社を経由することで、製作費の実質上の削減を一律で一方的に行う場合、より取引上の不均衡が生じうると考えられる。このように、番組改編期等取引上の地位の変化をより及ぼしうる時期に不利益な取引を要請するなどを行うことに対しては、優越的な地位の濫用行為であるとされやすい場合があるということについても留意すべきである。

（参考）
〇取適法
（委託事業者の遵守事項）
第５条　委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第１号及び第４号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。
五　中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めること。
２　委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号に掲げる行為を除く。）をすることによつて、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。
四　中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること。

〇独占禁止法
第２条
９　この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。
五　自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。
ハ　取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

また、事例②～④において、中小受託事業者である製作会社が委託代金の協議を求めたにもかかわらず、委託者である局が協議に応じず、又は必要な説明若しくは情報の提供をせずに、一方的に委託代金の額を決定したような場合には、取適法上の「協議に応じない一方的な代金決定」にも該当し、問題となるおそれがあることに留意する必要がある。

さらに、事例①～④がフリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる取引の場合には、フリーランス・事業者間取引適正化等法上の「買いたたき」に該当し、同法上問題となるおそれがある。

３．望ましいと考えられる事例

（１）レギュラー番組の製作費決定における「買いたたき」及び「協議に応じない一方的な代金決定」の防止

① Ａ局では、レギュラー番組で外部発注している場合、従来継続して発注していたときと同じ内容、品質を求めたままで、契約金額を従来に比べて一律に一方的に低くすることは通常ない。従来と比べて低い対価とする場合は、内容、企画、キャストを見直し、変更している。
② Ｂ局では、製作費を削減するときは、一方的な通知ではなく、双方協議して納得

した上で行っている。その際は、通常の対価と比べて著しく低い対価とならないよう留意している。
③ Ｃ局では、製作会社からもらった見積書を基に決定した予算規模で製作を進めてもらうこともあるが、当初の企画が、予算内に収まりきらなくなってしまった場合には、この予算内で何ができて何ができないのかを綿密に話し合いながら、優先順位を立てて費用項目を削っていく。

なお、以下に示すとおり、原材料価格や人件費等が高騰していることが明らかな状況で、単価引き上げが求められているにもかかわらず、代金を据え置く場合も、買いたたき又は協議に応じない一方的な代金決定となる可能性があることに留意すべきである。

（参考）
〇製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（令和７年10月１日）
第４　委託事業者の禁止行為
５　買いたたき
(2) 次のような方法で代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。
エ　労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、中小受託事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で中小受託事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
９　協議に応じない一方的な代金決定
９－３　中小受託事業者が協議を求めた事項について必要な説明又は情報を提供しない例
(1) 中小受託事業者がコスト上昇分につき経済の実態が反映されていると考えられる公表資料に基づき具体的な引上げ額を提示して代金の額の引上げを求めたのに対し、コスト上昇の状況を踏まえた理由の説明や根拠資料の提供を一切することなく、従前の代金の額を据え置き、又は僅かに引き上げた額を代金の額と定めた場合

（２） 契約金額の決定／単価表の活用[20]

① Ａ局では、局内での費用見積の目安をつけるため単価表を作り、契約金額設定の参考としている。レギュラー枠では時間帯と分数によりおおまかな額が設定されている。
② Ｂ局では、契約締結に当たっては、製作会社の経営者と局のプロデューサーの間で十分な話し合いを行い、製作会社にとって無理のないように調整して合意を得ている。協議により対価を設定した上で製作費を決めている。

[20] 単価表：製作費見積の目安となる単価。

③ Ｃ局では、番組改編期や、新しい企画ごとに、単価も見直している。ディレクター等の単価は経験年数に基づいて設定されているが、経験とともに単価を上げていかないとモチベーションも上がらないので、時間をかけて交渉し、単価を上げる等している。
④ Ｄ局では、番組製作に当たっては「予算管理」のプロセスにより、予算が適正かどうか、プロデューサー、編成、編成管理等の各担当がチェックしている。 その際、予算額は製作会社からの見積りをもとに設定されるが、局内で作成した単価の目安も参考に妥当性、適正性を確認している。
⑤ Ｅ局では、取引価格については、事前に協議している。「この額でこれをよろしく」と製作会社に一方的に告げるようなことはしていない。製作費の管理は編成部が行っており、製作部におおよその予算の額は提示している。番組製作会社からの見積もりが多ければ、編成局と話をして予算を増やしてもらうようにする。取引価格については、品質保証の問題があるので、可能な限り引き下げさせない。
⑥ Ｆ局では、同社の提示した条件（日数・人数等）に基づき、先方に見積りを依頼し、価格を決定していく。

これらの事例では、契約金額の決定について、局側の一方的な要請や、発注当時にあいまいな形で行うのではなく、業務内容に応じた適正な価格となるように、事前のチェックや単価の作成など、価格決定のプロセスを透明にしている点で、参考となるものである。ただし、発注者側の単価表や番組製作予算の一方的な押し付けを行い、それが通常の単価を著しく下回るなどの場合は取適法上問題となる場合があるため、注意すべきである。これらの事例が、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合も同様に、フリーランス・事業者間取引適正化等法上の「買いたたき」に該当し、同法上問題となるおそれがあることについても留意すべきである。

また、受託側である製作会社からの見積りなどをもとに予算額を決定した場合でも、その後、契約内容や業務内容の変更等により、確定額が変動しうる可能性もあるため、確定額が取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法に違反しないように留意する必要がある。

そのほか、人手不足や最低賃金（家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）に規定する最低工賃を含む。）の引上げに伴う労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇など、外的要因により受注事業者のコストの上昇があった場合には、当該コスト上昇分が反映されるよう、労務費や直接経費、管理費などの費目ごとの価格について発注事業者及び受注事業者が十分に協議した上で取引対価を決定する必要があることに留意すべきである。

さらに、他業種においては、業界団体などが原材料やエネルギー、労務費等の価格を一般的に公表されているデータをもとに、分かりやすく資料化することができるようにしたツールを作成している例[21]や、契約書や発注書に記載することが望ましい事

[21] 埼玉県は、企業の適切な価格転嫁を支援するため、「価格交渉支援ツール」及び「収支計画シミュレーター」を提供しており、価格交渉支援ツールは、企業間で取引される様々な原材料やサービスの価格について、自由に選択し、価格の推移と増減をグラフ化することができるツール、収支計画シミュレーターは、価格転嫁の有無が今後の企業収益に与える影響をシミュレーションできるツールであり、表計算ソフトを使用している。

項について標準的なひな形を掲げている例[22]があることから、こうした事例も参考として、契約金額の決定や契約内容の協議の円滑化・適正化を図ることが望ましい。

（出典　https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/library-info/kakakukoushoutool.html）
その他、製造業などで業界団体が提供している同様のツールが存在する。

[22] 映画制作については、一般社団法人日本映画製作者連盟（映連）、協同組合日本映画製作者協会（日映協）及び各職能団体等が、2023 年３月に「映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン」を策定しており、この中で、契約書・発注書の記載内容等に係る望ましいひな形について掲げている。
<https://www.eiteki.org/wp/wp-content/uploads/pdf/eiteki_guideline.pdf>

第３章　著作権の帰属

１．著作権の帰属、窓口業務

（１）基本的な考え方

ア 著作権の帰属に関する考え方

主に放送番組は、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的効果を生じさせる方法で表現され、かつ、ビデオテープ等の物に固定されているため、映画の著作物（著作権法第２条第３項）であると理解されている。映画の著作物の場合、多額の投資を要し、また多数の者が製作に関与するという観点から、一般的な著作物と異なり、著作者の認定や著作権の帰属等について特殊な規定が置かれている（同法第 16 条、第 29 条[23]）。

特に放送番組において問題となるのが、番組の著作権が局と製作会社（製作会社の再委託先を含む。）のいずれに帰属するかという点である。同法第 29 条では、映画の著作物の著作権は原則として「映画製作者」に帰属することが規定されており、この「映画製作者」とは、「映画の著作物の製作に発意と責任を有する者」を指す（同法第２条第１項第 10 号）。

例えば、「完全製作委託型番組」のように、製作会社が、企画、製作等のすべてを行い、全体の費用や個々に係る経費について実質的に決定し、番組を納品している場合は、番組の製作に発意と責任を有する者として、製作会社が当該番組の著作権者となり得ると考えられる。ある番組の一部となる映像（独立したコーナー等）であったとしても、製作会社の発意と責任により製作されたものであれば、製作会社に著作権が帰属するとの判断もあり得ると考えられる。このことは、序章２.（６）用語の定義に示したとおりである（この「発意と責任」については、以下の「＜参考＞　■発意と責任について」を参照）。放送番組の製作はこれ以外にも様々な形態があり、局と製作会社の関与の態様も異なるところ、著作権の一義的な帰属は、そういった個別事情に応じて著作権法（第２条第１項第 10 号）の解釈として決まることとなるが、事後的な紛争防止の観点から、局と製作会社の協議により著作権の帰属（譲渡の有無等）を明確にしておくことが望ましい[24]。本章における法的に問題となる事例については、著作権が製作会社に帰属する場合を前提として取適法、独占禁止法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法に関して留意する点を述べる。

○著作権法 （定義） 第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

[23] なお、これらの規定は放送番組が職務著作に該当しない場合についてのものであり、放送番組が職務著作に該当する場合は、映画製作者が著作者となり著作権の帰属主体となる。（著作権法第 15 条第１項、第 29 条第１項括弧書）

[24] 平成 31 年３月～４月に一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟（ATP）が実施した会員向けアンケート調査によれば、著作権の帰属等をめぐり、局と製作会社との間で意思疎通が十分図られていないとみられる事例が複数件報告されている。

十　映画製作者　映画の著作物の製作に発意と責任を有する者をいう。
３　この法律にいう「映画の著作物」には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的効果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むものとする。

（映画の著作物の著作者）
第 16 条　映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りでない。
第 29 条　映画の著作物（第 15 条第１項、次項又は第３項の規定の適用を受けるものを除く。）の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。
２　専ら放送事業者が放送又は放送同時配信等のための技術的手段として製作する映画の著作物（第十五条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該放送事業者に帰属する。
一　その著作物を放送する権利及び放送されるその著作物について、有線放送し、特定入力型自動公衆送信を行い、又は受信装置を用いて公に伝達する権利
二　その著作物を放送同時配信等する権利及び放送同時配信等されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利
三　その著作物を複製し、又はその複製物により放送事業者に頒布する権利

＜参考＞
■発意と責任について
　判例通説では、著作権法第2条1項10号における映画製作者、すなわち「映画の著作物の製作に発意と責任を有する者」とは、映画の著作物を製作する意思を有し、同著作物の製作に関する法律上の権利・義務が帰属する主体であって、そのことの反映として同著作物の製作に関する経済的な収入・支出の主体ともなる者のことをいうと解されている[25]。
　実際には極めて複雑な事例が多く、諸費用の負担や、制作進行の管理・納品の責任等の諸般の事情を勘案の上で、映画製作者の認定がなされると考えられる[26]。例えば、下に挙げる裁判例では、「発意」につき、最初に映画を自ら企画立案した場合だけでなく、他人からの依頼等によって製作意思を有するに至った場合もこれに含まれると判断された。また「責任」については、製作を行う法的主体として製作に関する収入・支出を自己の計算において行うことが求められている。

○超時空要塞マクロス事件控訴審（東京高判平成15年9月25日判例集未登載（平15（ネ）第1107号））

[25] 東京高判平成 15 年 9 月 25 日判例集未登載（平 15(ネ)第 1107 号）[超時空要塞マクロス事件控訴審]、東京地判平成 17 年 3 月 15 日判時 1894 号 110 頁[グッドバイ・キャロル事件第一審]、知財高判平成 18 年 9 月 13 日判時 1956 号 148 頁[同事件控訴審]、知財高判平成 24 年 10 月 25 日判例集未登載（平 24(ネ)第 10008 号）[ケーズデンキ事件控訴審]、加戸守行『著作権法逐条講義（七訂新版)』45-46 頁（著作権情報センター、令和５年)、中山信弘『著作権法（第 4 版)』289-290 頁（有斐閣、令和５年)、島並良＝上野達弘＝横山久芳『著作権法入門（第 3 版)』113 頁（有斐閣、令和３年）等を参照。
[26] 中山信弘『著作権法（第 4 版)』290 頁（有斐閣、令和５年）等を参照。

【事案の概要】

本件は、アニメ番組の放送に際して、アニメーション映画制作会社である本件テレビアニメを制作した製作会社Xと、作家や画家等のための渉外・経理事務等を行う企画会社であるY1、宣伝映画等の企画及び製作を業とするY2との間で本件テレビアニメの著作権帰属が問題となった事案である。

本件テレビアニメを企画したY1およびスポンサーを集めたY2により本件テレビアニメの制作準備が進められ、放送会社Aでの放映が決定した。Y1はアニメーターの確保のためXに本件テレビアニメ制作の参加を打診し、Xはこれを承諾した。そして、スケジュールの把握や制作督促等の観点から、放送会社Aの希望により、アニメ制作実績のあるXと放送会社Aとの間で本件テレビアニメの制作及び放送に関する契約が締結された。

本件テレビアニメの制作費は、納品の翌月に放送会社AからXへ支払われたが、その原資となったのは、スポンサーからの広告料をもとにY2から放送会社Aへ支払われた本件テレビアニメの放映料であった。そして、Y2が放送会社Aに対して放映料を支払い、放送会社AがXに対して本件テレビアニメの制作費を支払い、Xが制作作業を実際に行う者に対する報酬を支払っていた。

YらがXに対して、本件テレビアニメの基礎となった図柄に係る著作権がYらに帰属する旨の訴訟を提起したことを受けて、Xは著作権確認訴訟等を提起し、第一審である東京地裁は、本件テレビアニメの映画製作者はXであると判示した[27]。これを不服とし、本件テレビアニメの映画製作者はY2であると主張してYらが控訴した。

【判旨】控訴棄却。

控訴審では、「映画製作者」とは、文言及び著作権法29条の立法趣旨から、「映画の著作物を製作する意思を有し、同著作物の製作に関する法律上の権利・義務が帰属する主体であって、そのことの反映として同著作物の製作に関する経済的な収入・支出の主体ともなる者のことである」と解すべきとした。その上で本件について、Xは「本件テレビアニメの製作意思の下に、放送会社Aに対し、本件テレビアニメを製作する法律上の義務を負っており、かつ、本件テレビアニメの製作を行う法的主体として製作に関する収入・支出を被控訴人の計算において行っているということができるから、本件テレビアニメの『製作につき発意と責任を有する者』である『映画製作者』に該当すると認めるのが相当である」と判示した。

また、映画の製作に「発意」を有すると認められるのは、「最初にその映画を自ら企画、立案した場合に限られると解すべき理由はなく、他人からの働きかけを受けて製作意思を有するに至った場合もこれに含まれると解するのが相当である」とした。

さらに、映画の製作に「責任」を有する者であるか否かの判断については、Xが放送会社Aに対して約定の期限までに本件テレビアニメを製作し納品する義務を負っていた点、およびXが実際の制作作業を行ったY1や他の制作会社に対して、制作作業に対する報酬を支払った点等が考慮された。さらに、放送会社Aへ放映料を支払ったY2こそが実質的な資金の負担者であり、「映画の製作につき責任を有する者」はY2であるとのYらの主張に対しては、「そのことは、放送会社Aがどのようにして被控訴人への支払の原資を取得しようとするかに係ることであって、本件テレビアニメの製作自体についての、被控訴人の法的立場にも、控訴人らの法的立場にも、かかわりのないことである。……被控訴人は、本件テレビアニメを自己の責任において製作して放送会社Aに納め、放送会社Aから製作費の支払を受ける立場にあることに何の変わりもない」とした。

[27] 平成15年1月20日判時1823号146頁。

イ 取適法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法に関する考え方

番組の著作権について、局と製作会社のどちらに帰属するのかは、著作権法上の判断による。仮に当事者間の契約書に「著作権については局に帰属する」とされていたとしても、上記アのとおり著作権法上の判断によっては、製作会社に著作権が帰属すると解されることがあり得る。その場合は製作会社から局に対して「著作権の譲渡」がなされたとみるべきであり、当該譲渡の対価などについて以下のような取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上の問題となり得る場合がある。

取適法上の委託事業者又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上の特定業務委託事業者となる局が、中小受託事業者又は特定受託事業者となる製作会社に対して製作を委託した放送番組について、製作会社に帰属する著作権を局に譲渡させるため、給付内容に当該著作権の譲渡も含め、その著作権の譲渡の対価について製作会社と十分な協議を行わず、局側が一方的に、通常の対価を大幅に下回る委託代金又は報酬の額を定める場合は、取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上の「買いたたき」に該当し、取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となるおそれがある[28]。

本ガイドラインの「フォローアップ調査[29]」によると、局と製作会社の間において、著作権の譲渡に関する事前協議の有無について認識が乖離していることが明らかとなっている。このような現状も踏まえ、委託事業者と中小受託事業者の間での十分な協議が行われた上で、著作権の取扱いが決定されることが必要である。

例えば、運用基準では、次のような行為が違反事例として挙げられている。

＜情報成果物作成委託における違反行為事例＞
第４　委託事業者の禁止行為
　５　買いたたき
　　５－13　その他の買いたたき
　　(2) 委託事業者は、制作を委託した放送番組について、中小受託事業者が有する著作権を委託事業者に譲渡させることとしたが、その代金は「製造委託等代金」に含まれているとして、中小受託事業者と著作権の対価にかかる十分な協議を行わず、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

ウ 発注・契約締結段階での著作権の取り扱いの明確化

発注者の受注者との十分な協議を促進するため、総務省では発注者・受注者間の認識の相違が生じないようにすることを目的に、一般的・概括的な整理として、契約形態及びそれに紐付く著作権の帰属等の考え方を一覧表（以下「著作権の帰属等整理表」という。）として整理している。

---

[28] フリーランス・事業者間取引適正化等法については、１月以上の期間行う業務委託である場合に限る。

[29] 製作会社が著作権を希望したにも関わらず、局が著作権の譲渡を受けた場合を対象に、事前協議について聞いたところ、令和６年度調査における局からの回答では、「著作権の譲渡等を受けた全ての番組について、事前に十分な協議をした」は全４社中４社、製作会社からの回答では、「著作権を譲渡等した全ての番組について、事前に十分な協議をした」は全 29 社中７社となっている。
（出典）総務省「令和６年度放送コンテンツ製作取引実態調査結果」（令和７年５月 30 日）
<https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu04_02000234.html>

<table>
<tr><th>業務委託の類型</th><th colspan="2">ガイドライン上の契約形態（発注内容）</th><th colspan="2">契約形態の種別</th><th>著作権法上の「発意と責任」の所在</th><th>原始的な著作権の帰属</th><th>二次利用の収益の分配</th></tr>
<tr><td rowspan="8">情報成果物作成委託</td><td colspan="2" rowspan="2">完全製作委託型番組</td><td>①</td><td>完全製作委託型番組(番組全体)
（民放）</td><td>製作会社</td><td>製作会社
（※１）</td><td>あり
（※２）</td></tr>
<tr><td>②</td><td>局製作番組の一部分（民放）</td><td>製作会社</td><td>製作会社
（※１）</td><td>あり
（※２）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">その他の情報成果物</td><td rowspan="3">完全製作委託型番組以外の番組</td><td>③</td><td>外部制作委託（NHK）</td><td>NHKと製作会社</td><td>NHKと製作会社</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>④</td><td rowspan="2">局製作番組（民放）</td><td>放送局</td><td>放送局</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>放送局と製作会社</td><td>放送局と製作会社</td><td>あり
（※２）</td></tr>
<tr><td>⑥</td><td>局製作番組の一部分
（民放）</td><td>放送局</td><td>放送局</td><td>なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">放送素材

（脚本、ナレーション原稿、ＢＧＭ、ＣＧ等）</td><td>⑦</td><td>局製作番組（民放）、
外部一部委託に含まれる情報成果物作成委託部分（NHK）
のうち著作物</td><td>著作者が製作会社</td><td>製作会社等
（※１）</td><td>なし
〔脚本等の場合の許諾の場合はあり得る〕
外部一部委託（NHK)は契約に基づく特別報酬の支払あり</td></tr>
<tr><td>⑧</td><td>局製作番組（民放）、
外部一部委託に含まれる情報成果物作成委託部分（NHK）
のうち非著作物</td><td>―
（著作権法の対象外）</td><td>―
（著作権法の対象外）</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>役務委託</td><td colspan="2">監督／演出、照明、音声等の委託</td><td>⑨</td><td>局製作番組（民放）
演出委託（NHK）
外部一部委託に含まれる役務委託部分（NHK）</td><td>―
（著作権法の対象外）</td><td>―
（著作権法の対象外）</td><td>なし
外部一部委託（NHK)は契約に基づく特別報酬の支払あり</td></tr>
</table>

（※１）製作会社が局に著作権を譲渡する場合（著作権を部分的に譲渡する場合を含む。）には、局は十分協議を行った上で適正な著作権譲渡の対価を決定する必要がある。

（※２）契約上の著作権の帰属、製作過程の役割分担及び二次利用の権利処理における貢献などを踏まえて協議によって決定される。

【本表の読み取り方】

- 本表では、ガイドラインの対象となる放送事業者（ＮＨＫを除く。）を便宜上「民放」と記載している。
- 製作会社（元請け）が製作会社（孫請け）に対し「再委託」する場合、
  - 完全製作委託型番組として再委託するなら、①②（民放を製作会社（元請け）と読み替え、製作会社は製作会社（孫請け）を指す）に該当し、著作権が製作会社（元請け）に帰属する場合は④⑤⑥に該当、
  - 製作会社（元請け）が局から受けた発注が④⑤⑥であれば、製作会社（孫請け）も④⑤⑥、素材の孫請けであれば⑦⑧、

とそれぞれ分類される。

発注・契約締結の段階から発注者と受注者の間で認識の相違が生じないようにするためには、発注段階において、発注者は受注者と十分に協議した上で、「業務委託の類型（情報成果物作成委託／役務委託）」、「契約形態の種別」のどれに該当する取引の発注かを外形的に明確にすることが必要である。外形的に明確にする方法として、以下に留意する。

- 情報成果物作成委託（著作権の帰属等整理表中、①から⑧の取引）は、取適法の対象となった場合は、取適法に基づき４条明示を行う義務がある。
- 役務委託（著作権の帰属等整理表中、⑨の取引）は、取適法の対象とならない取引（再委託の場合に限り、取適法の「役務提供委託」として同法の対象）であるが、発注・契約締結の段階から役務委託であることについて双方が共通の認識を持つためには、書面やメールなど客観的な記録が残る手段を用いることが望ましい。なお、事後トラブルを回避する観点から、特に書面の交付による

方法を用いる場合の参考として、役務委託の発注書のひな形を添付する（参考資料５）。

また、一般に、発注者は受注者に対し、取引上優位にある可能性が高いといえることから、発注者から受注者に対して類型や取引の種別について外形的に明確に伝えたとしても、当該種別に該当するか否かは実際の取引内容や製作実態に即した十分な情報に基づく個別具体的な判断が必要となることに留意すべきである。

すなわち、必ずしも全ての製作取引が本表の①～⑨の類型に直ちに当てはまるわけではなく、複数の組み合わせによって成立する製作取引もあり得る。本表を参考にしつつ、まずは事前の協議において契約形態や取引条件等について、認識を一致させるため発注者と受注者の間で十分な協議を行うことが必要であるが、本表の類型に当てはまらない場合があることも念頭に、必要に応じて、製作実態なども考慮した取引条件等の見直しを行うことが望ましい。例えば、局が局製作番組の製作に当たって、著作権が自社に帰属する前提で、製作会社に対し企画を募集した場合であっても、発注者と受注者の間で、番組の製作における役割分担等を十分に協議し、その結果として著作権が製作会社に帰属すると認められ、著作権の譲渡が行われるときには、それを反映した契約を締結することが必要である。

あわせて、放送番組の製作には様々な形態があり、局と製作会社の関与の態様も異なるため、著作権がどちらに帰属するかに関わらず、窓口業務の取扱いや二次利用収益の配分についても、十分な協議が行われることが必要である。この協議の結果として、製作過程における製作会社の寄与の度合いに応じて二次利用の収益配分等を行うことなども考えられる。

その他、取引条件について認識の相違がないよう、協議を行うため、例えば、番組製作に係る事前の協議から放送に至るまでに十分な期間を確保することや、局と製作会社が定期的に意見交換する場を設けるなどの取組を進めていくことが望ましい。

なお、完全製作委託型番組（著作権の帰属等整理表中、①及び②の取引）については、著作権法第 91 条[30]によりいわゆる「ワンチャンス主義」[31]が適用される場合があり、発注者と受注者の著作権の帰属に留まらず、放送コンテンツに出演する実演家の二次利用の報酬の取扱いにも影響を与えることがある点に留意が必要である。上述のとおり、発注段階において、どの類型に該当する取引であるかを発注者と受注者の間で明確にするとともに、当該放送コンテンツに出演する実演家（もしくはその代理人）と製作主体の間でも明確にすることが望ましい。

エ 独占禁止法に関する考え方

著作権の取扱いをめぐっては、「独占禁止法上の優越的地位の濫用」として問題となる場合があると考えられる。

---

[30] （録音権及び録画権）
第 91 条　実演家は、その実演を録音し、又は録画する権利を専有する。
２　前項の規定は、同項に規定する権利を有する者の許諾を得て映画の著作物において録音され、又は録画された実演については、これを録音物（音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。）に録音する場合を除き、適用しない。

[31] 「ワンチャンス主義」とは、実演家が映画の製作等の際に自分の実演の録音・録画を了解した場合には、以後その実演を利用することについて原則として権利が及ばないという考え方。

役務取引ガイドラインでは、「第２　７　情報成果物に係る権利等の一方的取扱い」として次のような解釈が示されている。

第２　委託者による優越的地位の濫用行為
７　情報成果物に係る権利等の一方的取扱い
(1) 考え方
役務の委託取引において、取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、当該成果物が自己との委託取引の過程で得られたこと又は自己の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に、これらの受託者の権利を自己に譲渡（許諾を含む。以下同じ。）させたり、当該成果物、技術等を役務の委託取引の趣旨に反しない範囲で他の目的のために利用すること（二次利用）(注14) を制限する場合などには、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい (注15)。
しかしながら、このような場合に、成果物等に係る権利の譲渡又は二次利用の制限に対する対価を別途支払ったり (注16)、当該対価を含む形で対価に係る交渉を行っていると認められるときは、優越的地位の濫用の問題とはならない (注17)。
ただし、このような場合であっても、成果物等に係る権利の譲渡等に対する対価が不当に低い場合や成果物等に係る権利の譲渡等を事実上強制する場合など、受託者に対して不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用として問題となる (注18)。

(注14)　二次利用としては、例えば、以下のような場合がある。
(1) 委託者からの発注により、受託者が地上放送用に制作したテレビ番組を、ビデオ化して販売する場合
(2) 委託者からの発注により、受託者が劇場映画用に制作したアニメーションを、インターネットにより配信する場合
(注15)　この(1)「考え方」及び下記(2)「独占禁止法上問題となる場合」において示されている考え方は、情報成果物の作成に伴い、受託者に権利が発生・帰属していることを前提としたものである。
しかし、受託者が情報成果物を作成するに当たっては、役務の委託取引に基づき受託者が自己の有する技術、人員等により作成する場合だけでなく、委託者から提供された技術、人員等をも使用して作成する場合がある。
委託者が役務の委託取引を行うに当たり、受託者に自己の有する技術を提供した場合は、役務の委託取引と技術取引とが同時に行われたものとみることができる。このため、情報成果物に係る権利の取扱いについても委託者が提供した技術との関係を考慮して判断されることとなるが、知的財産のうち技術に関するものの利用に係る制限行為に関する独占禁止法上の考え方については、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（平成十九年九月二十八日公正取引委員会）のとおりである。
また、委託者が技術、人員等を提供するなどにより、情報成果物を受託者と共同で作成したとみることができる場合においては、当該成果物に係る権利の譲渡、二次利用及び労務、費用等の負担に係る取決め内容について、委託者と受託者の間で著しく均衡を失し、これによって受託者が不当に不利益を受けることとなるときには、優越的地位の濫用又は共同行為における差別的取扱い（一般指定第五項）として問題となる。
(注16) 二次利用の制限に対する対価には、二次利用による収益配分の条件として定める場合を含む。
(注17) 当該対価を含む形で対価に係る交渉を行っていると認められるためには、取引の当事者双方が成果物等に係る権利の譲渡等が取引条件であることを認識し、委託者が成果物等に係る権利の譲渡等に対する対価が含まれることを明示した委託費用を提示するなど、取引条件を明確にした上で交渉する必要がある。
また、違反行為を未然に防止するなどの観点からは、可能な場合には、委託者が委託費用を提示する際に権利の譲渡等に対する対価を明示していることが望ましい。

（注18）「対価が不当に低い場合」の判断に当たっては、本指針の「第２　３　著しく低い対価での取引の要請」に記載される考え方が適用される。
また、「事実上強制する場合」の具体例として、例えば、受託者が権利の譲渡を伴う契約を拒んでいるにもかかわらず、今後の取引を行わないことを示唆するなどして、事実上、権利の譲渡を余儀なくさせる場合が挙げられる。

（出典）公正取引委員会「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」（平成29年６月16日）のうち「第２　委託者による優越的地位の濫用行為　７　情報成果物に係る権利等の一方的取扱い」より
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/itakutorihiki.html>

独占禁止法の観点からみると、役務取引ガイドラインでは、「情報成果物に係る権利等の一方的な取扱い」について、その考え方と、独占禁止法上問題となる場合として、以下のように解されている。

第２　委託者による優越的地位の濫用行為
７　情報成果物に係る権利等の一方的取扱い
(2) 独占禁止法上問題となる場合
情報成果物が取引対象となる役務の委託取引において、取引上優越した地位にある委託者が、当該成果物を作成した受託者に対し、次のような行為を行う場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を受託者に与えることとなり、不公正な取引方法に該当し、違法となる。
ア　情報成果物の権利の譲渡
(1) 受託者に権利が発生するにもかかわらず、当該成果物が委託者との委託取引の過程で得られたこと又は委託者の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に当該成果物に係る著作権、特許権等の権利を委託者に譲渡させる場合
(2) 受託者に権利が発生する場合において、二次利用による収益配分を条件として、著作権等の権利を委託者に譲渡したにもかかわらず、二次利用の管理を行う委託者が受託者からの二次利用の要請・提案に対して、合理的な理由がないのに応じない場合

（出典）公正取引委員会「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」（平成29年６月16日）のうち「７　情報成果物に係る権利等の一方的取扱い」より
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/itakutorihiki.html>

（２） 問題となり得る取引事例

① Ａ製作会社がＢ局とドラマの製作委託契約を結び、Ａ製作会社は、企画、撮影、製作、編集まで自社で行い、完全製作委託型番組の形でＢ局に納入した。
この場合、
①-1：当該契約の契約書はＢ局から十分な協議なく提示されており、契約書には「著作権については局に帰属する」と記載されている。製作委託契約の対価については、Ａ製作会社側の見積りをもとにＢ局にて製作費を決定した額であり、契約書上も「当該委託業務の対価として支払う」とされており、著作権の譲渡に対する価格は明記されていない。その後、Ａ製作会社が協議を求めたが、Ｂ局は十分に応じなかった。
①-2：完全製作委託型番組を製作するにあたり、撮影の過程で発生した「素材」

についても、契約書上すべてＢ局に納入し、納入されたものに関する著作権、著作隣接権、所有権及び二次利用権の一切はＢ局に帰属するとされている。また、その対価に関する協議はない。

② Ｃ製作会社がＤ局と番組製作委託契約を結び、著作権については、Ｃ製作会社にある場合、特段の協議なく、契約書上「当該番組の利用に関する窓口業務をＤ局が優先的に行う」とされ、Ｃ製作会社が窓口業務を行いたいと要望したが、受け入れられなかった。また、二次利用収入に関する配分についてもＤ局が一方的に配分を決めている。

ア 事例①-1 について

（ⅰ） 取適法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法に関する留意点

本事例①-1 の場合、Ｂ局は、Ｂ局とＡ製作会社の間で十分な協議をすることなく契約内容を決めている。また、Ａ製作会社に対して支払われた製作委託費には著作権の対価が含まれていないと考えられる。つまり、著作権の対価分が製作委託費に含まれておらず、不当に低い委託代金又は報酬の額が定められたと考えられることから、Ｂ局の行為は、取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上の「買いたたき」に該当し、取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となるおそれがあると考えられる。

（ⅱ） 独占禁止法に関する留意点

(a) 優越的地位の判断について

本事例の場合、まずＢ局が「優越的地位」にあるか否かの判断が必要となる。前述（序章２.（４））したように、一般に局は製作会社に対し、取引上優位にある可能性が高いといえるが、あくまで独占禁止法上の優越的地位にあるか否かの判断は、役務取引ガイドライン等で示された考え方に基づき、総合的に考慮し、個別に検討されるものである。そのため、本ガイドラインでは、取引上優越した地位にあると判断された場合の局を前提として考える。

(b) 濫用の判断について

次に、優越的地位を「濫用」しているのか否かの判断が必要となる。

上記（１）エに示した役務取引ガイドラインにあるように、受託者の行為が「成果物等に係る権利の譲渡等に対する対価が不当に低い場合」や「成果物等に係る権利の譲渡等を事実上強制する場合」などは、「受託者に対して不当に不利益を与える場合として、優越的地位の濫用として問題となる」とされている。

さらに独占禁止法上違法となる場合として以下の事例が挙げられている。

第２　委託者による優越的地位の濫用行為
７　情報成果物に係る権利等の一方的取扱い
⑵ 独占禁止法上問題となる場合
情報成果物が取引対象となる役務の委託取引において、取引上優越した地位にある委託者が、当該成果物を作成した受託者に対し、次のような行為を行う場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を受託者に与えることとなり、不公正な取引方法に該当し、

違法となる。

ア　情報成果物の権利の譲渡
(1)　受託者に権利が発生するにもかかわらず、当該成果物が委託者との委託取引の過程で得られたこと又は委託者の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に当該成果物に係る著作権、特許権等の権利を委託者に譲渡させる場合

（出典）公正取引委員会「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」（平成29年６月16日）のうち「第２　委託者による優越的地位の濫用行為　７　情報成果物に係る権利等の一方的取扱い」より
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/itakutorihiki.html>

以上から、本事例のように、著作権の譲渡に対する対価に関する協議が十分に行われずに、一方的に「局に対する著作権の譲渡」に関する契約が締結されていることから、このような局の行為については、独占禁止法上の優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

イ 事例①-2 について

（i）　取適法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法に関する留意点

(a)　買いたたきについて

事例①-2 についても、事例①-1 と同様に考えられる。
取適法上の委託事業者又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上の特定業務委託事業者となる局が、製作を委託する放送番組の素材について、著作権も含めて局（委託事業者又は特定業務委託事業者）に譲渡させることとし、中小受託事業者又は特定受託事業者とその対価にかかる十分な協議を行わず、局側が一方的に、通常の対価に比べて著しく低い委託代金又は報酬の額を定める場合は、取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上の「買いたたき」に該当し、取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となるおそれがある。（「第２章取引価格の決定」参照）

(b)　不当な経済上の利益の提供要請について

事例①-2 の場合のほか、例えば局と製作会社の契約の中に、情報成果物が番組のみであり、「素材」に関しては情報成果物ではなく、契約の対象外であった場合に、局が一方的に「素材」に関しても譲渡させるような行為については、以下の運用基準に記載されているような問題となるおそれがある。なお、フリーランス・事業者間取引適正化等法も同様に、「不当な経済上の利益の提供要請」として問題となり得る。

第４　委託事業者の禁止行為
７　不当な経済上の利益の提供要請
(5)　情報成果物等の作成に関し、中小受託事業者の知的財産権が発生する場合において、委託事業者が、委託した情報成果物等に加えて、無償で、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該知的財産権を委託事業者に譲渡・許諾させることは、法第５条第２項第２号に該当する。

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

７―９　委託内容にない情報成果物の提供要請

委託事業者は、中小受託事業者にデザイン画の作成を委託し、中小受託事業者はCADシステムで作成したデザイン画を提出したが、後日、委託内容にないデザインの電磁的データについても、対価を支払わず、提出させた。

（ii）独占禁止法に関する留意点

本事例では、撮影の過程で発生した「素材」についても、一方的にＢ局に著作権が帰属することとなっている。

役務取引ガイドラインでは、「情報成果物に係る権利等の一方的な取扱い」について、その考え方と、独占禁止法上問題となる場合として、以下のように解されている。

第２　委託者による優越的地位の濫用行為

７　情報成果物に係る権利等の一方的取扱い

(1) 考え方

（中略）

取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、当該成果物が自己との委託取引の過程で得られたこと又は自己の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に、これらの受託者の権利を自己に譲渡（許諾を含む。以下同じ。）させたり（略）する場合などには、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい。

(2) 独占禁止法上問題となる場合

情報成果物が取引対象となる役務の委託取引において、取引上優越した地位にある委託者が、当該成果物を作成した受託者に対し、次のような行為を行う場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を受託者に与えることとなり、不公正な取引方法に該当し、違法となる。

ア、イ　（略）

ウ　受託者が情報成果物を作成する過程で発生した取引対象外の成果物等の権利の譲渡及び二次利用の制限等

受託者が取引対象である情報成果物を作成する過程で生じた当該成果物以外の成果物等について、受託者に権利が発生する場合において、委託者が上記ア（権利の譲渡）又はイ（二次利用の制限等）と同様の行為を行う場合

（出典）公正取引委員会「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」（平成29年６月16日）のうち「第２　委託者による優越的地位の濫用行為　７　情報成果物に係る権利等の一方的取扱い」より
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/itakutorihiki.html>

上記に鑑みると、本事例については以下のように考えられる。

- 「取引対象の情報成果物」とは「完全製作委託型番組として完成し納入した番組」であると考えられ、「素材」とは「その成果物を作成する過程で生じたもの」であると考えられること
- 「素材」に関する特段の協議は行われずに、契約書だけで一方的にその譲渡が決められていること

以上のことから、本事例における局の行為について優越的地位の濫用に当たるおそ

れがあると解される。

（参考）「放送の利用許諾」

「放送番組の製作委託契約」ではなく、局が製作会社と放送番組の「放送の利用許諾契約」を結ぶ場合に留意すべき点について記述する。

契約の名目が、放送の利用許諾や放映権等の購入であっても、購入者側が番組内容等を指定している実態にあるときは、取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上、「委託」に該当し、同法の規制対象となる点について、注意が必要である。

（参考）
〇取適法
（委託事業者の遵守事項）
第５条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（略）に掲げる行為をしてはならない。
五　中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めること。
２　委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号に掲げる行為を除く。）をすることによつて、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。
二　自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

〇独占禁止法
第２条
９　この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。
五　自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。
ロ　継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
ハ　取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

ウ 事例②について

本事例②の場合、Ｄ局は、Ｄ局とＣ製作会社の間で特段の協議をすることなく、窓口業務を決めており、Ｃ製作会社から要望したけれども受け入れられなかった。Ｄ局の行為は、個別に判断されることになるが、発注事業者のために受注事業者から利益を提供させることにより、受注事業者の利益を不当に害することは、取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当し、取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となるおそれがある。また、役務取引ガイドラインでは、「情報成果物に係る権利等の一方的な取扱い」について、その考え方と、独占禁止法上問題となる場合として、以下のように解されている。

〇運用基準

第４　委託事業者の禁止行為

７　不当な経済上の利益の提供要請

⑴　不当な経済上の利益の提供要請（法第５条第２項第２号）とは、委託事業者が中小受託事業者に対して「自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」することである。

⑵「金銭、役務その他の経済上の利益」とは、協賛金、協力金等の名目のいかんを問わず、「製造委託等代金」の支払とは独立して行われる金銭の提供、作業への労務の提供等を含むものである。

委託事業者が中小受託事業者に「経済上の利益」の提供を要請する場合には、当該「経済上の利益」を提供することが製造委託等を受けた物品等の販売促進につながるなど中小受託事業者にとっても直接の利益となる場合もあり得る。「経済上の利益」が、その提供によって得ることとなる直接の利益の範囲内であるものとして、中小受託事業者の自由な意思により提供する場合には、「中小受託事業者の利益を不当に害」するものであるとはいえない。

他方、委託事業者と中小受託事業者との間で、負担額及びその算出根拠、使途、提供の条件等について明確になっていない「経済上の利益」の提供等中小受託事業者の利益との関係が明らかでない場合、委託事業者の決算対策等を理由とした協賛金等の要請等中小受託事業者の直接の利益とならない場合は、法第５条第２項第２号に該当する。

⑶　委託事業者が、次のような方法で、中小受託事業者に経済上の利益の提供を要請することは、法第５条第２項第２号に該当するおそれがある。

ア　購買・外注担当者等取引に影響を及ぼすこととなる者が中小受託事業者に金銭、労働力等の提供を要請すること。

イ　中小受託事業者ごとに目標を定めて金銭、労働力等の提供を要請すること。

ウ　中小受託事業者に対して、要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して金銭、労働力等の提供を要請すること。

エ　中小受託事業者が提供する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて金銭、労働力等の提供を要請すること。

（中略）

⑸　情報成果物等の作成に関し、中小受託事業者の知的財産権が発生する場合において、委託事業者が、委託した情報成果物等に加えて、無償で、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該知的財産権を委託事業者に譲渡・許諾させることは、法第５条第２項第２号に該当する。

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

７－７　協賛金の提供要請

鉄道業を営む委託事業者は、自社の住宅販売部門が販売する住宅の設計図の作成を中小受託事業者に委託しているところ、広告宣伝のための費用を確保するため、中小受託事業者に対し、「協賛金」として、一定額を提供させた。

７－８　労務の提供要請

委託事業者は、ソフトウェアの作成を委託している中小受託事業者の従業員を委託事業者の事業所に常駐させ、実際には当該中小受託事業者への発注とは無関係の事務を行わせた。

７－９　委託内容にない情報成果物の提供要請

委託事業者は、中小受託事業者にデザイン画の作成を委託し、中小受託事業者はCADシステムで作成したデザイン画を提出したが、後日、委託内容にないデザインの電磁的データについても、対価を支払わず、提出させた。

７－10　知的財産権の無償譲渡の要請

委託事業者は、テレビ番組の制作を委託している中小受託事業者との契約により、中小受託事業者に発生した番組の知的財産権を譲渡させていたところ、それに加えて、番組で使用しなかった映像素材の知的財産権を無償で譲渡させた。

〇役務取引ガイドライン
第２　委託者による優越的地位の濫用行為
７　情報成果物に係る権利等の一方的取扱い
(2) 独占禁止法上問題となる場合

情報成果物が取引対象となる役務の委託取引において、取引上優越した地位にある委託者が、当該成果物を作成した受託者に対し、次のような行為を行う場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を受託者に与えることとなり、不公正な取引方法に該当し、違法となる。

イ　情報成果物の二次利用の制限等

(1) 受託者に権利が発生し、委託者には権利が発生しないにもかかわらず、委託者が、自らに又は自らにも権利が発生すると主張しこれを前提として、受託者との間で、一方的に当該成果物の二次利用の収益配分などの取引条件を取り決める場合、又は二次利用を制限する場合

(2) 受託者に権利が発生する場合において、委託者が、当該成果物が委託者との委託取引の過程で得られたこと又は委託者の費用負担により作成されたことを理由として、受託者に対し、一方的に当該成果物の二次利用の収益配分などの取引条件を取り決める場合、又は二次利用を制限する場合

(3) 受託者に権利が発生する場合において、受託者が、委託者が提示する成果物作成の対価に加えて、当該成果物の二次利用による収益配分の条件も考慮して当該成果物の作成を受託したにもかかわらず、二次利用の管理を行なう委託者が受託者からの二次利用の要請・提案に対して、合理的な理由がないのに応じない場合

（出典）公正取引委員会「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」（平成29年６月16日）のうち「第２　委託者による優越的地位の濫用行為　７　情報成果物に係る権利等の一方的取扱い」より
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/itakutorihiki.html>

（３） 望ましいと考えられる事例

本項で掲げる事例のうち、著作権の帰属の取扱いについては、必ずしも取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法及び独占禁止法上の範囲に属するものではないが、局と製作会社間で行われる望ましいと考えられるものについては、事例として掲げている。

ア 著作権の帰属

① Ａ局では、完全製作委託型番組の製作委託の場合、「発意と責任」が製作会社にあれば、基本的には、製作会社に著作権が帰属する。「企画の発案者、製作実態」により著作権の帰属を決めるが、基本的には製作主体を尊重しながら権利の帰属を考えている。
② Ｂ局では、完全製作委託型番組の製作委託の場合、一律製作会社に著作権が帰

属するようにしている。
③ Ｃ局では、局側のプロデューサーに最終的な内容決定権限があるなど、製作会社と責任を共有して製作に当たる場合、著作権を共有することとしている。この場合、二次利用で著作権使用料を得たときには、局と製作会社の間で、権利収入を分配し合う率を予め決める契約を結んでいる。
④ Ｄ局では、権利の共有など製作委託取引の際の権利帰属について、企画募集に先立って明示し、受託側が取引条件を十分理解した上で企画応募できるようにしている。
⑤ Ｅ局では、完全製作委託型番組の製作委託の場合、素材の著作権については製作会社に帰属するようにしている（当該素材は、製作会社が局とは関係なく自由に利用できる。）。
⑥ Ｇ局では、著作権の帰属について、事前の協議を行っている。完全製作委託型番組の契約書を作成する際、著作権の帰属についての協議においては製作会社の希望を聞く。権利の帰属は「製作会社に著作権が帰属」、「製作会社と局で著作権を共有」、「局に著作権が帰属」する場合がある。
⑦ Ｈ局では、完全製作委託型番組の著作権の帰属は、個別契約書に記載されている。個別契約の内容は、オンエアの 10 日前までに製作会社に提示することになっている。番組製作会社の法務担当に確認し、確認時間を十分取るようにしている。法務担当がいない製作会社の場合は、責任者に確認してもらっている。
⑧ Ｉ局は、製作会社が企画提案を行い、局からも制作プロデューサーが参加するなど、制作業務を局と製作会社が共同して行う場合には、著作権を共有する形で契約している。

この事例③の場合、局と製作会社双方に権利が帰属する場合であり、役務取引ガイドラインにもあるとおり、優越的地位の濫用以外にも一般指定第５項（事業者団体における差別取扱い等）に留意し、権利配分等の取決め内容について、局と製作会社間で著しく均衡を失し、これにより製作会社が不当に不利益を受けることとならないよう留意すべきである。

〇役務取引ガイドライン
第２　委託者による優越的地位の濫用行為
７　情報成果物に係る権利等の一方的取扱い
（注15）　（略）また、委託者が技術、人員等を提供するなどにより、情報成果物を受託者と共同で作成したとみることができる場合においては、当該成果物に係る権利の譲渡、二次利用及び労務、費用等の負担に係る取決め内容について、委託者と受託者の間で著しく均衡を失し、これによって受託者が不当に不利益を受けることとなるときには、優越的地位の濫用又は共同行為における差別的取扱い（一般指定第５項（※２））として問題となる。

※２　一般指定第５項（事業者団体における差別取扱い等）
５　事業者団体若しくは共同行為からある事業者を不当に排斥し、又は事業者団体の内部若しくは共同行為においてある事業者を不当に差別的に取り扱い、その事業者の事業活動を困難にさせること。

（出典）公正取引委員会「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上

の指針」（平成29年６月16日）のうち「第２　委託者による優越的地位の濫用行為」より
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/itakutorihiki.html>

イ 著作権の対価

① Ａ局では、企画公募を行っており、その枠の番組については、局は「放送利用許諾契約」を結んでおり、著作権は製作会社に帰属する。その場合、製作会社が著作権を局に譲渡する場合には、局は製作会社に対し、「著作権の対価」に係る部分を、製作委託費とは別に明示して支払っている。

② Ｂ局では、４条明示の協議事項として、「納入物の一部に製作会社に原始的に著作権が発生する場合、発注金額には製作委託費とは別に、局に権利を譲渡する対価も含まれる」としている。なお、素材も譲渡を受ける場合には、「別途、相当の対価を支払う」旨を明記している。

③ Ｃ局では、製作会社に帰属する著作権や素材について局が譲渡を受ける場合、４条明示に明記するとともに、譲渡について適切に対価に反映されているのかきちんと認識し、必ず対価を発生させるようにしている。局に一方的に譲渡させることがないようにしている。

（参考）「素材」の取扱い等について

第２章[32]において述べたように、放送番組の製作委託契約により発生した「素材」について、著作権を譲渡させる場合は合理的な対価を支払うべきであると考えられる。また、製作会社が素材を利用することについて制限する場合は、局の利益を害する場合など合理的範囲にとどめるべきである。さらに、制限する場合には合理的な対価を支払うことが望ましい。「素材」の利用については様々な場合が想定され、例えば、Ａ局の番組なので出演したという者から、当該局以外で使用されることについて指摘がある場合等、局と製作会社で十分協議等を行っていくのが望ましい。

④ Ｄ局では、製作取引に関する契約書ひな形に価格や著作権の帰属等を記載する必要があり、製作会社と協議して決めないと社内承認が得られない仕組みになっている。

⑤ Ｅ局は、制作協力であることを前提として企画募集を行ったが、企画が採択された製作会社との協議において、実態として、権利処理や予算の差配も含め製作会社が主体となって製作するため、原始的な著作権は製作会社に帰属すると考えられるとの説明が同社からあったことから、Ｅ局は著作権を自社に帰属させるに当たり、製作会社に著作権譲渡の対価を支払う旨の契約をした。

ウ 窓口業務

以下に掲げる事例（⑥を除く）は、「完全製作委託型番組」のうち、製作会社に発意と責任があり、著作権が製作会社に帰属する場合、又は、局と製作会社において著作

[32] 「第２章　取引価格の決定」参照。

権を共有する場合の事例である。

① Ａ局では、二次利用の窓口業務については、局側が原則として窓口業務を担うとされている場合であっても、製作会社から窓口業務について意思が示された場合はそれを認めている。また二次利用による収益は、協議し配分している。
② Ｂ局では、窓口業務を行う側は、二次利用を行う場合には必ず事前に相手方に連絡し、権利処理方法、配分などについて協議して決定する。合意が得られなければ当該利用はできず、両者の意向が十分反映されていると認識している。
③ Ｃ局では、二次利用については協議事項で別途覚書締結となっており、条項としては「二次利用の機会を拡大した者が当該利用の窓口となることを原則とする」こととなっており、契約書上も明確に製作会社も二次利用の窓口となり得る。局に著作権が帰属する場合でも、二次利用で収益がある場合は、製作会社にも配分する。
④ Ｄ局では、窓口業務については局と製作会社の間で双方の意向を十分確認し合い、決めている。
⑤ Ｅ局では、局と製作会社で著作権を共有する場合、二次利用の許諾については、「局と製作会社が共有し、重大な支障がない限り互いに異議なく応じる」旨契約書に明記しており、二次利用の意欲と可能性のある方が権利を行使する形をとっている。
⑥ Ｆ局では、自社に著作権が帰属する場合であっても、二次利用料は製作会社に配分している。配分のパーセンテージも協議を行い、原則として利益を折半している。

２．放送番組に用いる楽曲に関する取引

（１）基本的な考え方

取適法上、「買いたたき」や「不当な経済上の利益の提供要請」が規制されている。運用基準では、以下のように記載されている。

第４　委託事業者の禁止行為
５　買いたたき
(1) 買いたたき（法第５条第１項第５号）とは、「中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めること」である。
「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該中小受託事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（以下「通常の対価」という。）をいう。ただし、通常の対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、次の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額」として取り扱う。
ア　従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い代金の額
イ　当該給付に係る主なコスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた代金の額
買いたたきに該当するか否かは、代金の額の決定に当たり中小受託事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断する。
〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉
５－13 その他の買いたたき
(2) 委託事業者は、制作を委託した放送番組について、中小受託事業者が有する著作権を委託事業者に譲渡させることとしたが、その代金は「製造委託等代金」に含まれているとして、中小受託事業者と著作権の対価に係る十分な協議を行わず、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。
（中略）
７　不当な経済上の利益の提供要請
(5) 情報成果物等の作成に関し、中小受託事業者の知的財産権が発生する場合において、委託事業者が、委託した情報成果物等に加えて、無償で、作成の目的たる使用の範囲を 超えて当該知的財産権を委託事業者に譲渡・許諾させることは、法第５条第２項第２号に該当する。

また、発注者が受注者に対して優越的な地位にある場合、独占禁止法上「優越的地位の濫用行為」に該当する場合がある。役務取引ガイドラインでは、以下のように記載されている。

第１　優越的地位の濫用規制についての基本的考え方
１　我が国における事業者間の役務の委託取引においては、特定の事業者間で継続的な取引が行われる場合がある。多くの委託者が継続的な取引を行っている場合には、一般に、受託者が取引先を変更することが困難となりがちであるほか、役務の提供に当たっては、個々の委託者ごとに異なったノウハウや設備を必要とする場合もあって、受託者は既存

の取引関係をできるだけ維持しようと努めることとなりがちである（注５）。
　このように役務の委託取引において継続的な取引が行われ、委託者が取引上優越した地位にある場合に、当該委託者が、受託者に対し、正常な商慣習に照らして不当に不利益となるように役務の委託取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施する場合には、受託者の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、受託者はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、当該委託者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあるものである。
　このような行為は、優越的地位の濫用として不公正な取引方法に該当し、違法となる（独占禁止法第二条第九項第五号）。
　なお、独占禁止法による優越的地位の濫用規制は、このような行為によって役務の委託取引における委託者間あるいは受託者間等における公正な競争が阻害されるおそれがある場合に当該行為を排除しようとするものである。
（注５）　優越的地位の濫用行為は、継続的な取引関係を背景として行われることが多いが、継続的な取引関係にない事業者間で行われることもある。

（出典）公正取引委員会「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」（平成29年６月16日）のうち「第１　優越的地位の濫用規制についての基本的考え方」より
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/itakutorihiki.html>

なお、フリーランス・事業者間取引適正化等法においても、「買いたたき」や「不当な経済上の利益提供要請」が規制されている。

（２） 問題となり得る取引事例

事例①「番組製作委託契約」の場合（番組製作会社に対するもの）

Ａ製作会社がＢ局から、継続的に完全製作委託型番組の放送番組製作委託を受けているところ、新たな完全製作委託型番組の放送番組製作委託を受け、作成した放送番組をＢ局に納入した。その場合に、Ａ製作会社がＤ音楽出版社と管理の委託契約をしている当該番組に利用する楽曲についてＢ局から、一方的に、当該楽曲に関する著作権はＣ音楽出版社（Ｂ局の子会社）の管理とすることを要請された。
Ａ製作会社は、当該楽曲の著作権管理について既に別のＤ音楽出版社と契約がなされていたため、「著作権についてはＤ音楽出版社に管理を依頼しているので、Ｃ音楽出版社の管理とすることは受け入れられない。」旨、異議を申し出たが、Ｂ局からは「Ｃ音楽出版社に管理させることが受け入れられないのであれば、今後は他の社に製作を委託する」と言われたため、Ａ製作会社は、著作権の管理会社を変更し、かつ条件を受け入れざるを得なかった。
また、これまでもＡ製作会社は、Ｂ局から放送番組の製作委託を受けた場合に、以下のような要請を受ける場合や代金決定がなされる場合があったが、異議を申し述べると取引の停止を示唆され、Ｂ局との取引がなくなると事業活動が困難となるため、やむを得ず要請に従いながら取引をしていた。
(ｱ) 当該番組に使用する楽曲の著作権を無償譲渡すること。
(ｲ) 当該番組に使用する楽曲の著作権収入につき〇年間、１/〇を配分すること。
(ｳ) 当該委託契約の対価を著しく低額とすること。
(ｴ) 当該番組に使用する楽曲以外の曲（当該楽曲のカップリング曲※1やアルバム

※2）の著作権収入についても、上記(ｲ)と同様に一定の著作権収入を配分すること。

※1 CDのシングル盤で、タイトルの曲と合わせて収録される曲をカップリング曲と呼ぶことが多い。
※2 複数の曲をまとめて収めたレコードやCD（出典）「広辞苑第7版」（岩波書店、平成30年１月12日）

本事例の場合、前述の運用基準の「７　不当な経済上の利益の提供要請」に記載されているように、Ａ製作会社に著作権が帰属する場合に、委託事業者であるＢ局が無償で、Ａ製作会社に対して著作権の譲渡や、著作権収入の配分を求める場合、及び委託事業者であるＢ局が無償で、Ａ製作会社に対して当該楽曲以外のカップリング曲やアルバム曲の著作権収入の配分を求める場合は、取適法上「不当な経済上の利益の提供要請」として問題となるおそれがある。フリーランス・事業者間取引適正化等法上も同様に、「不当な経済上の利益の提供要請」として、同法上問題となるおそれがある。

また、番組の製作委託の対価について、一方的に通常の対価に比べて著しく低い対価を決定する場合には、上記運用基準の５-13(2)のように、「買いたたき」として、取適法上問題となるおそれがある。フリーランス・事業者間取引適正化等法上も同様に、「買いたたき」として、同法上問題となるおそれがある。

収益配分を決める場合も、一方的に決めるのではなく十分協議をした上で、クリエイターの努力に対して、正当な権利・利益を十分配慮して取引をするなど、より公正で透明な取引の適正化を図っていく必要がある。

さらに、当該楽曲に関する著作権をＣ音楽出版社（Ｂ局の子会社）が管理するよう要請する行為については、Ａ製作会社が異議を申し出たにもかかわらず、条件を飲まなければ今後の取引の停止を示唆することにより、Ａ製作会社が要請の受入れを余儀なくさせられるような場合には、独占禁止法上「優越的地位の濫用」に該当するおそれがある。

なお、本事例では製作会社を主に取り扱ったが、仮にＡ製作会社をＡ音楽出版社（局の子会社でない音楽出版社（いわゆる独立系音楽出版社））に置き換えたとしても、同様の問題となるおそれがあることについても留意されたい。

事例②「既存楽曲※1使用契約」の場合

音楽プロダクションＡ社は、その所属する作詞家・作曲家が製作した楽曲に関して、Ｂ局とタイアップ※2、楽曲提供に関する契約を結んだ。その際、Ｂ局から送られてきた契約書には、「楽曲に関する著作権についてはＣ音楽出版社（Ｂ局の子会社）が管理すること」又は「楽曲使用権の行使については、Ｃ音楽出版社を優先させること」という記載があった。

後日、Ｃ音楽出版社から番組の名称が記載されている書類が送付されてきたが、その中に、下記のような条件が記載されていた。当該条件については特段協議がなく、一方的に要請されたものである。

Ａ社は、自社系列であるＡ´音楽出版社に管理業務を委託したいため、代表出版

権※3に関する取扱いについては、Ｃ音楽出版社ではなくＡ´社が取扱いたい旨を伝えたが、Ｂ局からは「前例がない」等の理由で断られた。また、「条件が飲めないならタイアップ取引はできない。Ａ社とは取引を行わない」と言われ、交渉の余地がなかったため、Ａ社はやむを得ず、当該条件を承諾した。

なお、Ｃ音楽出版社から送付された書類には、「カップリング曲の著作権の収益配分」、「制作協力金」等の条件のみ記載されており、特に根拠は記載されていない。

＜提示された条件＞

(ｱ) 当該楽曲に関する代表出版権はＣ音楽出版社が取得する。

(ｲ) 当該楽曲の著作権収入につき、Ｃ音楽出版社に（〇年間、１/〇の配分）などの配分行う。

(ｳ) 当該楽曲以外の曲（当該楽曲のカップリング曲やアルバム）の著作権収入についても、上記(ｲ)と同様に著作権収入の配分を行う。

(ｴ) 当該番組の制作協力金を支払う。

※1 局との製作委託契約に基づいて製作される楽曲以外の楽曲のこと。

※2 楽曲をCM、映画、TV番組の主題歌や挿入歌にすることによって、楽曲のプロモートを相乗的に行うこと。

※3 楽曲が共同出版によって管理されている場合、楽曲の著作権収入を作詞家・作曲家等の著作権者や共同出版契約の相手方等に配分する業務を担う権利。

（出典）※2、※3：安藤和弘「よくわかる音楽著作権ビジネス6（実践編）」（リットーミュージック、令和３年11月27日）（なお、※3については、当該出典を元に総務省作成）

本事例について事例①のような新たな楽曲や番組に対する製作委託取引とは契約形態を異にするため、本事例が違法であるか否かは実際の取引に即した十分な情報を元にさらに精査する必要がある。

しかしながら、本事例のようにＢ局が一方的に取引条件を提示することや、自社の子会社を使うよう相手方に強制し、相手方の取引を制限すること、相手方に対して、根拠なく著作権の一部の譲渡、著作権収入等を要請する点などについては、公正かつ透明な取引による放送コンテンツの製作促進という本ガイドライン等の趣旨からも問題となるとともに、独占禁止法上「優越的地位の濫用」に該当するおそれがある。また、より良質な放送コンテンツを製作するためにも、より適正な取引が保たれる必要があると考えられる。

そのため、このような取引となることがないよう、例えば、取引に関して協議を十分に行うことは当然であり、また、著作権の譲渡等について、双方が合意している場合であったとしても、対価性を明らかにし、著作権譲渡に対する対価を支払うことや、楽曲の使用料を支払うことなど、クリエイターの努力に対して、正当な対価やその権利・利益を十分配慮して取引をするなど、より公正で透明な取引の適正化を図っていくことが求められる。

このような考えに基づいた場合、本事例については、次のような点が取引上問題となるおそれがある（以下アからエにおいて、「取引上問題となるおそれがある」としているものは、全て独占禁止法上「優越的地位の濫用」に該当する可能性を示したもの）。

ア 楽曲の著作権管理業務についてＣ音楽出版社を使うよう要請されている行為について

本事例のように、局が自社の子会社を使用することを要請するという行為について、相手方が異議を申し出たにもかかわらず、根拠なく断っており、条件を飲まなければ今後の取引に影響すると受け取られるような要請を行っていることについて、取引上問題となるおそれがあるため、注意すべきである。

イ 提示された条件(ｱ)及び(ｲ)について

楽曲の著作権は、楽曲の作詞家・作曲家に発生するものである。
局が、放送番組に楽曲を使用することのみで楽曲に関与している場合、当然には当該楽曲の著作権は当該局に帰属しない。
本事例のように、Ｂ局は、ある楽曲について放送番組にタイアップする条件として、特段の協議なく、一方的に当該楽曲の著作権の一部譲渡（代表出版、共同出版双方の場合を含む。）、著作権収入の取得を要請しており、相手方が異議を申し出たにもかかわらず、条件を変えず、収益配分等も一方的に決めている。
このような行為は、取引上問題となるおそれがあるため、注意すべきである。
なお、著作権の収益配分等を決める際にも、十分な協議を行うよう留意する必要がある。

ウ 提示された条件(ｳ)について

本事例において、Ｃ音楽出版社は、Ａ製作会社に対してタイアップに使われた楽曲に加えて、当該楽曲のシングル CD のカップリング曲やアルバムの他の曲について、一方的に著作権収入の取得又は著作権の譲渡を要請している。
当該著作権収入や譲渡の要請について、明確な根拠が示されておらず、また条件に異議を唱えても受け入れられないため、Ａ製作会社には選択の余地がないと考えられる。
このような行為は、取引上問題となるおそれがあるため、十分注意すべきである。

エ 提示された条件(ｴ)についての検討

Ｃ音楽出版社が、当該局の放送番組に関する制作協力金を要請する行為について、何ら制作協力金の根拠が示されておらず、一方的に要請されている。
このような行為は、取引上問題となるおそれがあるため、十分注意すべきである。

３． アニメの製作に関する取引

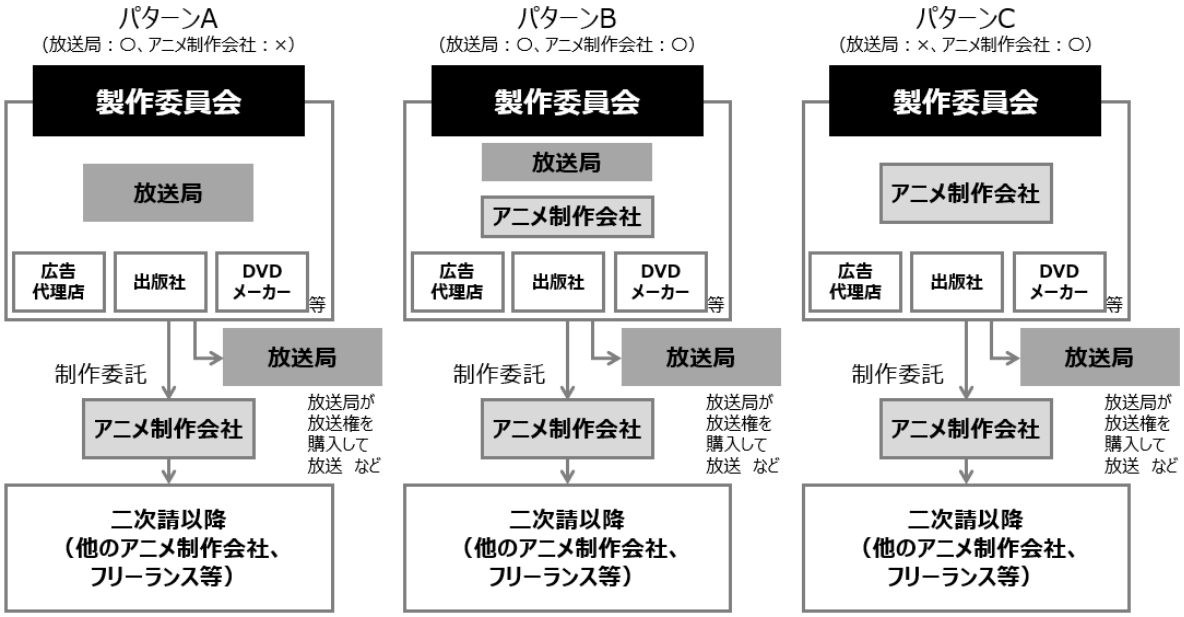
（１） 基本的な考え方

ア 「製作委員会」について

アニメは「製作委員会」方式で製作される場合が多くなっている。製作委員会とは、「番組の製作や利用等の共同事業を営むため、局、アニメ制作会社、出版社、広告代理店、DVD 販売会社等の複数の企業によって出資して組成された共同事業体[33]」を指す。

この製作委員会における局とアニメ制作会社との関係性は、局のみが製作委員会に参加している場合（下図、パターンＡ）や、両者いずれも参加している場合（下図、パターンＢ）、あるいはアニメ制作会社のみが参加している場合（下図、パターンＣ）がある。本ガイドラインに関する「フォローアップ調査[34]」によれば、下図のパターンＢが最も多くなっている。

なお、製作委員会方式では、製作委員会（主に幹事社）がアニメ制作会社に制作委託をすることとなるため、本ガイドラインが想定している局とアニメ制作会社との中小受託取引とは、性格が異なることに注意が必要である。



---

[33] 経済産業省「平成 28 年度コンテンツ産業強化対策支援事業（映像コンテンツの海外展開と資金調達の在り方に関する調査事業）報告書」（平成 29 年２月） ８頁
<https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F11274472&contentNo=1>

[34] パターンＡ～Ｃそれぞれの回答割合は以下のとおりとなっている。
パターンＡは放送事業者：26 社中 10 社、番組製作会社：19 社中６社
パターンＢは放送事業者：26 社中 22 社、番組製作会社：19 社中 15 社
パターンＣは放送事業者：26 社中２社、番組製作会社：19 社中１社
（出典）総務省「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン　令和元年度フォローアップ調査結果の公表」（令和元年６月３日）
<https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu04_02000139.html>

（２） 問題となり得る事例

事例①（局及びアニメ制作会社が製作委員会に参加している場合）
【前提】
○　局及びアニメ制作会社が製作委員会に参加している。
○　アニメ番組の著作権は製作委員会に帰属する。

Ａ製作委員会が製作したアニメ番組がＢ局の放送枠で放映されることとなった。その際、製作委員会のメンバーであるＢ局はＡ製作委員会内での協議において、一方的に以下のような条件の承諾を求めた。これに対し、Ａ製作委員会のメンバーであるアニメ制作会社から、局印税※の率や二次利用許諾の窓口について異議を申し述べたところ、Ｂ局から「それでは放送は困難である」との返答を受けたため、やむを得ず承諾せざるを得なかった。

(ｱ) 放送したことがプロモーション効果につながると言われ、「局印税」として、DVD売上等アニメ番組の二次利用収益の〇%を〇年間局に納付すること、及び二次利用許諾の窓口は局（又は局の関連会社）とすること（局に対する窓口手数料も発生する。）。

(ｲ) 当該アニメ番組の海外販売の際の二次利用収益の〇%を〇年間局に納付すること、及び二次利用許諾の窓口は局（又は局の関連会社）とすること（局に対する窓口手数料も発生する。）。

※　局印税とは、局が、アニメ番組を放送することによって、プロモーション効果があると主張し、放送したことを理由に要請する、アニメ番組の二次利用収益の配分。

本事例の場合、局が他の製作委員会構成員に対して優越的地位にあるか否かが論点となる。

局が一方的に二次利用の収益配分（例：「局印税」の長すぎる設定期間や広すぎる設定範囲、高すぎる料率等）や二次利用許諾の窓口等の取引条件を押し付けることは、独占禁止法上、問題となるおそれがあるため、事前に構成員の間で十分な協議が行われることが必要である。

Q24：映画等の制作においては、製作委員会方式が採られる場合が多いが、製作委員会名で映画制作をプロダクションに委託した場合、当該製作委員会は委託事業者に該当するか。

Ａ：当該製作委員会が法人格を持つ場合には、委託先のプロダクションとの間で、出資の総額が資本金基準の要件を満たす又は従業員基準の要件を満たせば、当該製作委員会が委託事業者となる。

一方、当該製作委員会が法人格を持たない場合には、当該製作委員会は委託事業者とはならず、それぞれの参加事業者ごとに資本金基準又は従業員基準を満たせば、それぞれの参加事業者が委託事業者となる。この場合、製作委員会に参加している事業者が共同でプロダクションに制作を委託しているのであれば、製作委員会名で４条明示をすることは差し支えない。

（出典）公正取引委員会・中小企業庁「中小受託取引適正化法テキスト」（令和７年11月）30頁
<https://www.jftc.go.jp/toriteki/r7text.pdf>

（参考）独占禁止法の考え方

独占禁止法に基づき解釈を行う場合、優越的地位にあるか否かを判断することとなるが、その検討をする上では、局の取引上の優越性について整理する必要がある。

役務取引ガイドラインでは、継続的な役務の委託取引において、委託者が優越的地位にあるか否かについて次のように記述されている。

第１　優越的地位の濫用規制についての基本的考え方

２　役務の委託取引において委託者が受託者に対し取引上優越した地位にある場合とは、受託者にとって委託者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、委託者が受託者にとって著しく不利益な要請等を行っても、受託者がこれを受け入れざるを得ないような場合であり、その判断に当たっては、受託者の委託者に対する取引依存度、委託者の市場における地位、受託者にとっての取引先変更の可能性、その他委託者と取引することの必要性を示す具体的事実（取引当事者間の事業規模の格差、取引の対象となる役務の需給関係等）を総合的に考慮する。

（出典）公正取引委員会「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」（平成29年６月16日）のうち「第１　優越的地位の濫用規制についての基本的考え方」より
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/itakutorihiki.html>

優越的地位にあるか否かを判断する際には、上記のとおり、「取引依存度」や「委託者の市場における地位」、「取引先変更の可能性」等を総合的に考慮し、個別に判断されることとなる。

■アニメーション産業に関する実態調査報告書での指摘事項等について

放送事業者の取引上の地位に関する参考として公正取引委員会「アニメーション産業に関する実態調査報告書」（平成 21 年１月 23 日）を以下に引用する。

第４　独占禁止法及び下請法上の評価

アニメ制作委託における取引実態を踏まえ、独占禁止法及び下請法上の評価をまとめると、以下のとおりである。

１　発注者の受託制作会社に対する取引上の地位

発注者が受託制作会社に対して、取引上優越した地位にあるか否かはその時々の取引環境によって様々であり、一律に判断することはできない[注21]。しかし、①委託取引の一般的な特性として、発注者が受託者に対して製作を委託した成果物は、発注者の仕様等に基づいた特殊なものが多く、汎用性のある商品とは異なり、発注者が成果物を受領しない場合には受託者がその成果物を他社に転売することは不可能であること、②テレビ局と元請制作会社の取引については、現在の我が国において全国にあまねく知らせる上で地上波テレビほど強力な媒体はなく、地上波テレビ局で放映されるか否かは、ＤＶＤ販売を始めとするアニメ作品の売上を大きく左右することとなること、③元請制作会社と下請制作会社の取引については、下請制作会社は小規模な事業者が多いといった事情や、売上の大半を特定の事業者からの受託に依存しているケースが見受けられたこと、等の事情にかんがみると、テレビ局や元請制作会社などの発注者の受託制作会社に対する取引上の地位は優位にあることが多いと考えられる。

注21：委託者が受託者に対して取引上優越した地位にある場合とは、受託者にとって委託者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来たすため、委託者が受託者にとって著しく不利益な要請を行っても、受託者がこれを受け入れざるを得ないような場合であり、その判断に当たっては、受託者の委託者に対する取引依存度、委託者

の市場における地位、受託者にとっての取引先変更の可能性、取引当事者間の事業規模の格差、取引の対象となる成果物の需給関係等を総合的に考慮する（役務委託取引ガイドライン第1 2)。

注22：発注者が法人格のない製作委員会である場合は、製作委員会の出資者のうち①又は②の資本金の条件を満たすすべての事業者がそれぞれ「親事業者」として下請法の規制対象となる。なお、この場合、製作委員会名で発注書面を交付することは差し支えない（『下請取引適正化推進講習会テキスト』18頁（平成20年11月））。

（出典）：公正取引委員会「アニメーション産業に関する実態調査報告書」48頁（平成21年１月23日））

独占禁止法の「役務取引ガイドライン」では以下の記述がなされている。

第２　委託者による優越的地位の濫用行為

７　情報成果物に係る権利等の一方的取扱い

(2) 独占禁止法上問題となる場合

情報成果物が取引対象となる役務の委託取引において、取引上優越した地位にある委託者が、当該成果物を作成した受託者に対し、次のような行為を行う場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を受託者に与えることとなり、不公正な取引方法に該当し、違法となる。

イ　情報成果物の二次利用の制限等

(1) 受託者に権利が発生し、委託者には権利が発生しないにもかかわらず、委託者が、自らに又は自らにも権利が発生すると主張しこれを前提として、受託者との間で、一方的に当該成果物の二次利用の収益配分などの取引条件を取り決める場合、又は二次利用を制限する場合

（出典）公正取引委員会「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」（平成29年６月16日）のうち「７　情報成果物に係る権利等の一方的取扱い」より
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/itakutorihiki.html>

また、公正取引委員会「アニメーション産業に関する実態調査報告書」（平成 21 年１月 23 日）でも二次利用収益配分や、窓口業務の帰属、局印税の問題等について以下のような記述がされている。

第４　独占禁止法及び下請法上の評価

４　著作権の帰属と二次利用の在り方を巡る問題

（２）二次利用の在り方

ア　二次利用収益の配分についての考え方

（ア）略

（イ）独占禁止法及び下請法上の評価

一般に、受託制作会社に著作権が発生する場合に、取引上優越した地位にある発注者が、自らに又は自らにも権利が発生すると主張しこれを前提として、あるいは、当該アニメ作品が発注者との委託取引の過程で得られたこと又は発注者の費用負担により作成されたことを理由として、受託制作会社に対し、一方的にアニメの二次利用の収益配分などの取引条件を取り決める場合などには、不当に不利益を受託制作会社に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用の問題や下請法上の問題（第４条第２項第３号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止））を生じやすい。

イ　窓口業務の帰属

（イ）独占禁止法及び下請法上の評価

二次利用許諾の窓口業務を発注者と受託制作会社のどちらが担当するかについては、取引当事者の合意によって決めるべき事項であるが、窓口業務を行う主体について事前に取決めがない場合において、優越的な地位にある発注者がその地位を不当に利用して窓口業務の主体となることは、優越的地位の濫用として問題となり得るものであり、窓口業務を行う主体については事前に明確にしておくことが必要である。

ウ　窓口手数料・局印税の問題

（イ）独占禁止法及び下請法上の評価

窓口手数料等の徴収自体は直ちに独占禁止法及び下請法上問題となるものではないが、一般に、取引上優越した地位にあるテレビ局や製作委員会出資者が、他の製作委員会出資者や直接・間接に制作を受託している制作会社に対して、窓口手数料や局印税を一方的に要求する場合には、受託制作会社に対して不当に不利益を与えることとなりやすく、優越的地位の濫用の問題や下請法上の問題（第４条第２項第３号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止））を生じやすい。したがって、このような問題の未然防止のためには、取引条件交渉時に、二次利用収益への貢献度やプロモーションのための手間やコストなどを十分に説明、協議の上、窓口手数料等を設定することが求められる。

第４章　取引内容の変更・やり直し

１．基本的な考え方

ア 取適法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の考え方

取適法上、委託事業者は中小受託事業者に対して「中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付の内容を変更させ、又は受領後に（略）給付をやり直させること[35]」により、「中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。」（取適法第５条第２項第３号）とされている。

> ○運用基準
> 第４　委託事業者の禁止行為
> 　８　不当な給付内容の変更及び不当なやり直し
> 　　(4) 情報成果物作成委託においては、委託事業者の価値判断等により評価される部分があり、事前に委託内容として給付を充足する十分条件を明示することが不可能な場合がある。このような場合には、委託事業者がやり直し等をさせるに至った経緯等を踏まえ、やり直し等の費用について中小受託事業者と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、当該割合を負担すれば、やり直し等をさせることは問題とならない。ただし、委託事業者が一方的に負担割合を決定することにより中小受託事業者に不当に不利益を与える場合には、「不当なやり直し」等に該当する。

また、「追加の発注」や「やり直し」が発生した場合、その後の費用の取扱いについて十分な協議が行われたかについては、本ガイドラインの「フォローアップ調査[36]」

---

[35] 「受領後に給付をやり直させること」とは、給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせることである（運用基準「４　委託事業者の禁止行為」「８　不当な給付内容の変更及び不当なやり直し」(2)）。なお、情報成果物作成委託における「受領日」の考え方については、公正取引委員会・中小企業庁「中小受託取引適正化法テキスト」（令和７年 11 月）62 頁を参照。

[36] 取引内容の変更及びやり直しについて問題と考えられる事例（※）について聞いたところ、令和６年度調査における放送事業者からの回答では「問題と考えられる事例はなかった」が 94.1%であったが、番組製作会社からの回答では放送事業者との取引においては「問題と考えられる事例はなかった」が 77.6%、番組製作会社との取引においては「問題と考えられる事例はなかった」が 84.9%となっている。

なお、公正取引委員会「テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書」によると、「（発注内容を変更されたことが）ある」と回答したテレビ番組製作会社 21 名に対し、「当該発注内容の変更に伴う費用を負担させられたことがある」かを聞いたところ、回答のあった 21 名のうち、「ある」が７名（33. 3%）、「ない」が 14 名（66. 7%）であった。

※令和６年度のアンケート調査票に記載した「問題と考えられる事例」は以下のとおり。

1. 番組の予告編の本数の増加や番組に関するホームページの作成といった、当初の発注書や契約書には記載のなかった業務を追加で発注した。
2. 当初の発注書や契約書の記載通り（貴社が、発注書等に記載のない番組製作会社からの提案を了承した場合を含む。）に番組が製作され、番組製作会社に瑕疵はないにも関わらず、一部又は全部のやり直しを求めた。
3. 製作委託をした番組の納入後、委託内容と異なることや瑕疵があることが発見出来るようなものであったにも関わらず、受領した後、一年以上を経過して、やり直しを求めた。
4. レギュラー契約で年間放送をしていた番組について、特段の協議なく、既に製作を委託していた本数を取り消して、年間放送分の一部を再放送にすると要請した。

によると、局と製作会社の間において認識が乖離していることが明らかとなっている。このような現状も踏まえ、委託事業者と中小受託事業者の間での十分な協議が行われた上で、「追加の発注」や「やり直し」に対する対価が決定されることが必要である[37]。

なお、運用基準においては、以下の事例が挙げられている。

第４　委託事業者の禁止行為
　８　不当な給付内容の変更及び不当なやり直し
〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉
　８－６　取引先の都合を理由とした発注内容の変更・やり直し
　　(2)　委託事業者が、定期的に放送されるテレビＣＭの作成を中小受託事業者に委託したところ、完成品が納入された後、放映されたテレビＣＭを見た広告主の担当役員から修正するよう指示があったことを理由として、委託事業者は、中小受託事業者に対して、いったん広告主の担当まで了解を得て納入されたテレビＣＭについて修正を行わせ、それに要した追加費用を負担しなかった。

なお、フリーランスとの取引が、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合にも同様に、「不当な給付内容の変更及び不当なやり直し」として、同法上問題となり得る。

（出典）総務省「令和６年度放送コンテンツ製作取引実態調査結果」（令和７年５月 30 日）
<https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu04_02000234.html>
公正取引委員会「テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書」（平成 27 年７月 29 日）23 頁
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h27/jul/150729.html>

[37] 「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、中小受託事業者の給付の受領を拒むことができるのは、以下の(ｱ)、(ｲ)の場合に限られる。
(ｱ) 中小受託事業者の給付の内容が４条明示された委託内容と異なること等がある場合
※なお、次のような場合は、委託内容と異なること等があることを理由として受領を拒むことは認められない。
① 委託内容が４条明示されていなかったり、検査基準が明確でなかったりしたために、中小受託事業者の給付の内容が委託内容と異なることが明らかでない場合
② 発注後に、検査基準を恣意的に厳しくすることにより、委託内容と異なること等があるとして、従来の検査基準で合格とされたものを不合格とする場合
③ 取引の過程において、委託内容について中小受託事業者が提案し、確認を求めたところ、委託事業者が了承したので、中小受託事業者がその内容に基づき、製造等を行ったにもかかわらず、給付内容が委託内容と異なるとする場合
(ｲ) 中小受託事業者の給付が、４条明示された納期までに行われなかったため、そのものが不要になった場合
※なお、次のような場合は、納期遅れを理由として受領を拒むことは認められない。
① 納期が４条明示されていない等のため、納期遅れであることが明らかでない場合
② 中小受託事業者の給付について委託事業者が原材料等を支給する場合において、委託事業者の原材料等の支給が発注時に取り決めた引渡日より遅れた場合
③ 納期が中小受託事業者の事情を考慮しないで一方的に決定されたものである場合

（出典）公正取引委員会・中小企業庁「中小受託取引適正化法テキスト」57-58 頁（令和７年 11 月）〈jftc.go.jp/toriteki/r7text.pdf〉

イ 独占禁止法の考え方

本事例について、独占禁止法の観点からみた場合、優越的地位の濫用に該当するか否かが問題となる。

役務取引ガイドラインによると、「やり直しの要請」について以下のように記載されている。

第２　委託者による優越的地位の濫用行為
４　やり直しの要請
⑴ 考え方
委託者が、受託者に対し、提供を受けた役務について、それに要する費用を負担することなくやり直しを要請することがある。
提供を受けた役務の内容が委託時点で取り決めた条件に満たない場合には、委託者がやり直しを要請することは問題とならないが、取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、その一方的な都合でやり直しを要請する場合には、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい(注11)。
なお、やり直しのために通常必要とされる費用を委託者が負担するなど、受託者に不利益を与えないと認められる場合には、優越的地位の濫用の問題とはならない。

（注11）役務の成果物が取引対象となる取引にあっては、受託者が成果物を試作した後でなければ具体的な仕様等が確定できないため、委託者が当該試作品につきやり直しを要請する場合がある。このような場合に、当該やり直しに係る費用が当初の対価に含まれていると認められるときは、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとならず、優越的地位の濫用として問題とはならない。

⑵ 独占禁止法上問題となる場合
取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、提供を受けた役務のやり直しをさせることは、次のような場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を受託者に与えることとなり、不公正な取引方法に該当し、違法となる。
⑴　委託者側の一方的な都合により取引の対象となる役務の仕様等を変更したにもかかわらず、その旨を受託者に伝えないまま、受託者に継続して作業を行わせ、仕様に合致していないとして、受託者にやり直しをさせる場合
⑵　役務の提供を受ける過程で、その内容について了承したにもかかわらず、提供を受けた後に受託者にやり直しをさせる場合
⑶　提供を受けた役務について、あらかじめ定められた検査基準を恣意的に厳しくし、委託内容と異なることや瑕疵があることなどを理由として、受託者にやり直しをさせる場合
⑷　受託者が委託者に対し仕様ないし検査基準の明確化を求めたにもかかわらず、正当な理由なくこれを明確にしないまま、仕様等と異なることや瑕疵があることなどを理由として、受託者にやり直しをさせる場合

（出典）公正取引委員会「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」（平成29年６月16日）のうち「４　やり直しの要請」より
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/itakutorihiki.html>

２．問題となり得る取引事例

① Ａ製作会社は、当初の４条明示、契約書の範囲を超えて、当初記載がなかった業務について、Ｂ局から、業務を追加発注される場合があるが、その場合、対価は当初予定額と同様であり、人件費がかかるがその分のコストは支払われない。
　例えば、以下のア及びイのように、放送番組をＢ局に納入した後も、業務を追加発注される場合が多い。その場合の対価は当初の番組製作費にすべて含まれるとされ、追加支払はない。
ア　番組の予告編の本数が増加し、製作業務が増加する。
イ　番組に関するホームページの作成を要請され、Ａ製作会社において人件費がかかるがその分のコストは支払われない。

② レギュラー契約で年間放送していた番組について、局側から特段の協議をすることなく、既に製作を委託していた本数を取り消して、年間放送分の一部を再放送にするという要請があり、その分の製作費が削減された。

③ Ｃ製作会社は、Ｄ局から番組の一部分（コーナー）の製作を受託したところ、製作途中でＤ局の担当プロデューサーが交代した。Ｃ製作会社はＤ局の旧・担当プロデューサーによる製作過程であった口頭指示も踏まえて製作した成果物をＤ局へ納品したが、Ｄ局の新・担当プロデューサーから、発注内容に適っていないと協議なきまま一方的にやり直しを指示され、Ｄ局から当該やり直しに係る追加費用の支払いはなかった。

④ Ｅ製作会社は、Ｆ局の番組をＧ製作会社（元請け）から孫請けで受託した。その際に、Ｇ製作会社（元請け）が発注元のＦ局からの指示を的確に理解していなかったことによって、納品後のやり直し指示が発生し、それに伴う特段の補償はなかった。

本事例①では、局側の事情により、役務の提供を受けた後に、追加的に業務を発生させており、かつ、そのために通常必要とされる費用を局が負担していない。このような場合は、取適法上の「不当な給付内容の変更及びやり直し」に該当するおそれがある。また、製作会社に不利益を与えるおそれがあり、独占禁止法上問題となるおそれがある。

本事例②については、局側の事情により、特段の協議無く、一方的に既に委託していた本数を取り消し、さらには製作費が削減された。このことは、製作会社に不利益を与えるおそれがあり、独占禁止法上問題となるおそれがある。もし、中小受託事業者に新たな費用が発生した場合であって、委託事業者がその費用を全て負担していない場合は、取適法上の「不当な給付内容の変更及びやり直し」に該当するおそれがある。

本事例③については、製作会社は局側の意向に沿って製作したにもかかわらず、局側の都合で納品後に発注内容に適っていないと判断され、局からは特段の協議無く一方的なやり直し指示があり、また、追加費用の支払いもない。このような場合は、取適法上の「不当な給付内容の変更及びやり直し」に該当するおそれがある。また、製作会社に不利益を与えるおそれがあり、独占禁止法上問題となるおそれがある。

本事例④については、Ｇ製作会社（元請け）の事情により、Ｅ製作会社（孫請け）に対して、役務の提供を受けた後に、追加的に業務を発生させており、かつ、そのために通常必要とされる費用をＧ製作会社（元請け）が負担していない。このような場

合も、取適法上の「不当な給付内容の変更及びやり直し」に該当するおそれがある。また、Ｅ製作会社（孫請け）に不利益を与えるおそれがあり、独占禁止法上問題となるおそれがある。

また、事例①～④がフリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる取引の場合には、フリーランス・事業者間取引適正化等法上の「不当な給付内容の変更及びやり直し」に該当し、同法上問題となるおそれがある。

（解約における委託事業者の負担の範囲）

Q51　委託事業者が発注を取り消す際には、中小受託事業者が当該給付の目的物を作成するために要した費用を全額負担する必要があるとのことだが、例えば、中小受託事業者が当該給付の目的物の作成に必要な機器と人員を手配している場合に、中小受託事業者に解約可能な範囲は解約してもらい、解約できずやむを得ず負担することとなった部分を負担すれば問題ないか。

A.　結果として中小受託事業者が負担することとなった費用を委託事業者が全て負担すれば、不当な給付内容の変更には該当しない。

（出典）公正取引委員会「よくある質問コーナー(取適法)」
<https://www.jftc.go.jp/toriteki/toriteki_qa.html#cmsQ51>

（参考）

〇取適法

（委託事業者の遵守事項）

第５条

２　委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第１号に掲げる行為を除く。）をすることによつて、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。

三　中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付の内容を変更させ、又は中小受託事業者の給付を受領した後（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。

〇独占禁止法

第２条

９　この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

五　自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

ハ　取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

３．望ましいと考えられる事例

① Ａ局では、契約時に想定した出演者が変更となった場合や、ロケ先の政情が不

安定になったなど、内容を変更せざるを得ない場合においては、放送権購入の費用を高くしている。

② Ｂ局では、ロケのやり直し等追加費用が発生した場合には、追加の支払いを行っている。

③ Ｃ局では、局製作であるか外部製作であるかを問わず、台本・脚本や、収録している段階で中身を確認し、やり直しを防いでいる。

④ Ｄ局では、関係者が常に意識あわせを行いながら進めることで、テロップの誤字や法令違反と思われる映像といった場合を除き、やり直しがないようにしている。

⑤ Ｅ局では、出演者の不祥事など、製作会社が製作し納品した情報成果物に瑕疵がない場合、追加作業にかかる費用については番組製作会社に支払っている。

第５章　就業環境の整備

１．長時間労働対策

（１）基本的な考え方

平成 30 年 12 月に「振興基準」が改正されたことに伴い、「働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善」の項目が新設され、委託事業者は、中小受託事業者への委託契約番組であっても、中小受託事業者の人員、業務量の状況を可能な限り把握すること等に努め、中小受託事業者の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないこととされている。

具体的には中小受託事業者の労働時間短縮等の妨げとなる急な発注・短納期の発注や、発注内容の変更等を抑制するものとされており、委託事業者の都合により、やむを得ず中小受託事業者が残業、休日出勤等により対応せざるを得ないような発注等を行う場合には、委託事業者はその追加コストを負担するものとされている。

一方で、令和５年度「放送コンテンツ製作取引実態調査」によれば、「取引先が働き方改革関連法を遵守できるよう配慮しているか」との設問に対して、「配慮していない場合があった」「分からない」等と回答した委託事業者の 50.4%が「番組製作会社の稼働状況や労働条件等を把握できないから」と回答し、16.1%が「（取引先の）番組製作会社がみずから遵守すべきことだから」と回答している。しかし、委託事業者は、中小受託事業者との間の相互理解と信頼によって支えられる互恵的な取引関係を構築し、受託中小企業を含むサプライチェーン全体で付加価値向上を目指すべきであり、中小受託事業者側の就業環境についても配慮することは不可欠である。

令和２年４月から、中小企業にも「時間外労働の上限規制」が適用されている。製作会社等の中小受託事業者が働き方改革関連法を遵守できるよう、委託事業者は中小受託事業者に対して、適正な対価のないままに短い納期の設定を行ったり、発注内容の頻繁な変更を行わないことを徹底することを含め、中小受託事業者への発注時期、方法及び内容と、それに伴う製作期間や製作費が適正であるか否かについて、委託事業者と中小受託事業者が十分に協議したうえで契約を取り交わすことが重要である[38]。

> 第４　対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項
> ７　働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善
> ⑴　委託事業者は、自らの取引に起因して、中小受託事業者が労使協定の限度を超える時間外労働、休日労働等による長時間労働及びこれらに伴う割増賃金の未払等、労働基準関連法令に違反することのないよう十分に配慮して、中小受託事業者と取引を行うものとする。
> ⑵　委託事業者は、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更等を行う場合には、中小受託事業者が支払うこととなる残業代等の増加コストを負担するものとする。
> ⑶　大企業である委託事業者による働き方改革の中小受託事業者へのしわ寄せ等の影響も懸念される中、委託事業者は、中小受託事業者の人員、業務量の状況をできる限り把握することに努めるものとし、以下に掲げる行為を始めとする、中小受託事業者の働き方改革を阻害し、又は不利益となるような取引若しくは要請を行わないものとする。

[38] 令和５年度「ガイドライン遵守状況調査」においては、「発注者の働き方改革に合わせてスケジュールを変えられたりということはあるが、製作期間が延びることに対して発注者から代替案を出されることはない」「夜間に定例会議が設定されているが、残業手当分の追加的な支払いを相談しても対応してもらえない」などの声が聞かれた。

〔委託事業者による中小受託事業者へのしわ寄せ等の不利益となる事例〕

① 適正なコスト負担を伴わない短納期発注又は急な仕様変更

② 無理な短納期発注に対する納期遅れを理由とした受領拒否又は減額

③ 委託事業者自らの人手不足又は長時間労働の削減による検収体制の不備に起因した受領拒否又は支払遅延

④ 委託事業者自らの人手不足又は長時間労働の削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員の派遣要請又は付帯作業の要請

⑤ 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応若しくは欠品対応に起因するリードタイムの短い発送又は適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送

⑥ 納期又は工期の特定時期への過度な集中

（出典）中小企業庁　受託中小企業振興法　振興基準
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2025/251002_01.pdf>

また、放送コンテンツの製作現場においては、放送日が決まっており、発注時点で十分な製作期間が確保できないことがあることから、長時間労働が発生しやすい構造にあると言える。可能な限り、企画段階から、余裕のある製作スケジュールを確保するように心がけ、発注時期を早められるよう、業界の慣行を変えていくことが重要である。

（２） 望ましいと考えられる事例

① 番組のジャンルにもよるので一概には言えないが、ドラマの撮影においては、１週間のうち連続して撮影する日の上限を設定し、休日は２日続けて設定するように指導している。

② 会議のリモート化が進んでおり、発注者（局）との会議は夜間に行わないよう配慮し、会議時間も２時間以内と決まっている。パソコンのログもシステムで収集・管理されている。

③ 新たに委託担当となった者、委託担当経験の長い者も含めて毎年研修を実施しており、深夜のメールや電話は控えるなど「つながらない権利」を強調して伝えている。

④ 制作スケジュールの都合で全員が休日が取れない場合は、スタッフをスポット的に補充するなどして、交代で休ませるようにしている。

２．ハラスメント対策

（１） 基本的な考え方

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等のハラスメント防止措置については、全企業に義務化されており、また、振興基準では、委託事業者は、中小受託事業者に対し、取引価格に関する協議その他取引上の交渉、協議において、交渉の目的を大きく逸脱する言動、交渉の手段として不適切な言動等によって、当該中小受託事業者の責任者又は担当者に精神的又は身体的な威圧を加え、中小受託事業者の取引上の意思決定を特定方向に強制する等の不当な取扱いをしないものとされている。

また、放送コンテンツの製作現場においては、委託事業者と中小受託事業者との間の取引のみならず、多様な取引形態に起因して様々な形でのハラスメントが問題となっているところであり[39]、放送に関わる全ての人々の人権を尊重し、あらゆるハラスメントや人権侵害が行われることがないように努めることが重要である。

例えば、委託事業者と中小受託事業者それぞれが相談を受けられる体制を構築するとともに、誰がハラスメントの防止について責任をもっているのかを予め決定しておくことや、製作に入る前に研修会・講習会などを実施して、ハラスメントに対する共通認識を持つことが必要である。その際は、番組のジャンルごとに、ハラスメントのリスクや必要な支援が異なってくることに十分留意し、きめ細やかな対策を行うことが求められる[40]。

なお、フリーランス・事業者間取引適正化等法に定める「特定受託事業者」（いわゆるフリーランス）に業務を委託する場合には、同法第 14 条において、「業務委託におけるハラスメントにより、特定受託業務従事者の就業環境を害することのないよう、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない」とされていることから、発注者は、取引の形態や受注者が個人であるか法人であるかを問わず、相談窓口を整備し、周知を徹底することなど同法に規定された必要な措置を講じなければならない。

（２） 望ましいと考えられる事例

① 局のハラスメント相談窓口は、外部委託先のスタッフも利用できることとなっており、外部の弁護士法人に相談対応を委託している。相談窓口の連絡先は、入館登録する際の説明会で説明しており、ID の裏面にも記載している。
② 新しいドラマがクランクインする顔合わせの度に、スタッフ・キャストが参加する「リスペクトトレーニング」を実施している。（リスペクトトレーニングとは、「相手に敬意を払えているか」という観点でディスカッションをするトレーニング手法。）
③ 年に一度、コンテンツ製作に関わる外部のディレクターやプロデューサーを対象にした勉強会を開催し、コンテンツ製作におけるリスクや注意点などについて説明を行っている。
④ ドラマの内容によっては、撮影現場においてインティマシー・コーディネイター（性的なシーンで制作側の意図を的確に俳優に伝え、演じる俳優を身体的、精神的に守りサポートする職種）を起用する場合もある。
⑤ アシスタント・ディレクター（AD）を対象に「３か月先にやりたいことはある

[39] 第 25 回「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」におけるヒアリングでは、「フリーランス・トラブル 110 番」に寄せられた放送コンテンツ製作に関わる相談傾向として最も多い相談はハラスメントであり、ハラスメントを行ったのは必ずしも発注者（社員）とは限らず、同じフリーランス、共演者、製作会社など様々であったとの報告があった。

[40] 令和５年度「ガイドライン遵守状況調査」においては、「放送局のハラスメント相談窓口は中小受託事業者も利用できることになっているが、そのことが周知されていない」「放送局のハラスメント相談窓口に通報したが、社内の職員が担当として応対しており、相談がしづらく、十分な対応をしてもらえなかった」などの声が聞かれた。

か」「AD の仕事にふさわしくないことをやらされたか」などの質問項目で、無記名形式のアンケートを行って実態把握を行っている。

⑥ 製作会社として社内にハラスメント相談窓口を設置するとともに、年に一回、全社員を対象に、法律の専門家による「ハラスメント防止研修」を行っている。

第６章　その他

１．委託代金又は報酬の減額

（１）基本的な考え方

取適法では、委託事業者が中小受託事業者の責に帰すべき理由がないのに、委託代金の額を減ずることが禁止されている。減額は、運用基準において、以下のものが示されている。

第４　委託事業者の禁止行為
３　代金の減額
(1) 法第５条第１項第３号で禁止されている代金の減額とは、「中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずること」である。代金の額を「減ずること」には、委託事業者が中小受託事業者に対して、
ア　消費税・地方消費税額相当分を支払わないこと。
イ　中小受託事業者との間で単価の引下げについて合意して単価改定した場合、単価引下げの合意日前に発注したものについても新単価を遡及適用して代金の額から旧単価と新単価との差額を差し引くこと。
ウ　委託事業者からの原材料等の支給の遅れ又は無理な納期指定によって生じた納期遅れ等を中小受託事業者の責任によるものとして代金の額を減ずること。
エ　代金の総額はそのままにしておいて、数量を増加させること。
オ　代金の支払時に、１円以上を切り捨てて支払うこと。
カ　中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、代金から差し引くこと。
キ　毎月の代金の額の一定率相当額を割戻金として委託事業者が指定する金融機関口座に振り込ませること。
等も含まれる。
なお、ボリュームディスカウント等合理的理由に基づく割戻金（例えば、委託事業者が、一の中小受託事業者に対し、一定期間内に一定数量を超える発注を達成した場合に、当該中小受託事業者が委託事業者に支払うこととなる割戻金）であって、あらかじめ、当該割戻金の内容を取引条件とすることについて合意がされ、その内容について書面又は電磁的記録の作成がされており、当該書面又は電磁的記録における記載又は記録と明示されている代金の額とを合わせて実際の代金の額とすることが合意されており、かつ、当該明示と割戻金の内容が記載されている書面又は電磁的記録との関連付けがなされている場合には、当該割戻金は代金の減額には当たらない。

なお、フリーランスとの取引においては、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに報酬を減額することは同法上禁止されている。

（２）問題となり得る取引事例

① 局側で出演料を支払う契約のドラマにおいて、出演者の選定を局側で行ったところ、出演料が高額になった。そのことを理由として、番組製作会社への発注金額が、当初の交付書面の金額よりも減額された。
② Ａ製作会社（元請け）は自社の業務として過去に収録した番組のパッケージ化

を計画していたが、当該経費が不足したため、現在当該番組パッケージ化の一部業務を孫請けで委託しているB製作会社（孫請け）に対し、契約金額からパッケージ化経費として〇〇万円差し引く旨連絡した。Ａ製作会社（元請け）からの連絡に対し、Ｂ製作会社（孫請け）は断れず、従わざるを得なかった。

事例①は、運用基準に記載されている「取引先の都合を理由とした減額」に該当し、取適法上の問題となる。事例②は、発注時に決定した委託代金について、Ｂ製作会社の「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」がないにもかかわらず、Ａ製作会社（元請け）が発注後に減額することは、取適法上の「製造委託等代金の減額」に該当する。

（参考）
〇取適法
（委託事業者の遵守事項）
第５条　委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第1号及び第4号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。
三　中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずること。

第４　委託事業者の禁止行為
３　代金の減額
〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉
３－14　取引先の都合を理由とした減額
委託事業者は、機器管理ソフトウェアのプログラムの作成を中小受託事業者に委託しているところ、顧客から一部のプログラムをキャンセルされたことを理由に、そのキャンセルされたプログラムの対価に相当する額を代金から差し引いた。

２．支払期日の起算日

（１）基本的な考え方

ア 取適法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の考え方

取適法では、「製造委託等代金の支払遅延」が委託事業者の禁止行為の１つとされている。委託事業者は、物品等を受領した日から起算して 60 日以内の支払期日までに製造委託等代金を支払わないことが禁止されている（同法第５条第１項第２号）。

放送番組のような情報成果物作成委託の場合の「受領日」については、運用基準において以下のような考え方が示されている[41]。

> 第４　委託事業者の禁止行為
> 　２　支払遅延
> 　　(3)　また、情報成果物作成委託においては、委託事業者が作成の過程で、委託内容の確認や今後の作業についての指示等を行うために、情報成果物を一時的に自己の支配下に置くことがある。委託事業者が情報成果物を支配下に置いた時点では、当該情報成果物が委託内容の水準に達し得るかどうか明らかではない場合において、あらかじめ委託事業者と中小受託事業者との間で、委託事業者が支配下に置いた当該情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点で、給付を受領したこととすることを合意している場合には、当該情報成果物を支配下に置いたとしても直ちに「受領」したものとは取り扱わず、支配下に置いた日を「支払期日」の起算日とはしない。ただし、明示された納期日において、委託事業者の支配下にあれば、内容の確認が終わっているかどうかを問わず、当該期日に給付を受領したものとして、「支払期日」の起算日とする。

同じく運用基準では、「想定される違反事例行為」として、放送日を支払起算日とすることによる支払遅延の違反行為事例が次のように挙げられている。

> 第４　委託事業者の禁止行為
> 　２　支払遅延

---

[41] 公正取引委員会・中小企業庁「中小受託取引適正化法テキスト」63 頁（令和７年 11 月）によると、以下のように記載されている。

● 情報成果物作成委託における例外的な支払期日の起算日（受領日）

情報成果物作成委託では、委託事業者が作成の過程で、中小受託事業者の作成内容の確認や今後の作業の指示等を行うために情報成果物を一時的に委託事業者の支配下に置く場合がある。この時点では当該情報成果物が委託内容の水準に達し得るかどうか明らかではない場合において、あらかじめ委託事業者と中小受託事業者との間で、委託事業者が自己の支配下に置いた当該情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点で給付を受領したこととすることを合意している場合には、委託事業者が当該情報成果物を自己の支配下に置いたとしても直ちに受領したものとはせず、自己の支配下に置いた日を支払期日の起算日とはしない。ただし、４条明示された納期において、当該情報成果物が委託事業者の支配下にあれば、内容の確認が終了しているかどうかにかかわらず、当該納期に受領したものとして、支払期日の起算日とする。

なお、このような取扱いとしているのは、情報成果物の場合、外形的には全く内容が分からないことから特に認めているものであり、製造委託、修理委託の場合には認められないので注意が必要である。

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

２－５　放送日を支払起算日とする支払制度を採用したことによる支払遅延

⑴ 委託事業者は、放送番組の制作を中小受託事業者に委託し、放送日を起算日とする支払制度を採っているところ、放送が当初の予定日より遅れるなどして受領日と放送日が開くことにより、納入後60日を超えて代金を支払っていた。

⑵ 委託事業者は、毎月１本ずつ放送される放送番組の作成を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者から数回分まとめて納入され、それを受領したにもかかわらず、放送された放送番組に対して代金の額を支払う制度を採用していたため、一部についての代金が納入後60日を超えて支払われていた。

なお、フリーランスとの取引が、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合、特定業務委託事業者は、物品等を受領した日から起算して 60 日以内において、かつ、できるだけ短い期間内において報酬の支払期日を定めること、及び同日までに報酬を支払うことが義務とされている（同法第４条第１項及び第５項）。また、再委託の場合については、例外的な支払期日を定めることが可能であり、この場合にも同日までに報酬を支払うことが義務とされている（同法第４条第３項及び第５項）。

イ 委託代金又は報酬の支払い方法の考え方

（i） 基本的な考え方

取適法又は振興法の適用対象となる取引を行う場合には、委託代金の支払は現金によることが原則である。加えて、振興基準では、少なくとも賃金に相当する分については、全額を現金で支払うこととされている。

なお、フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引を行う場合にも同様に、報酬の支払はできる限り現金によることが原則である。

（ii） 支払手形について

取適法上、手形による製造委託等代金の支払は、取適法第５条第１項第２号により禁止されている[42]。

（２） 問題となり得る取引事例

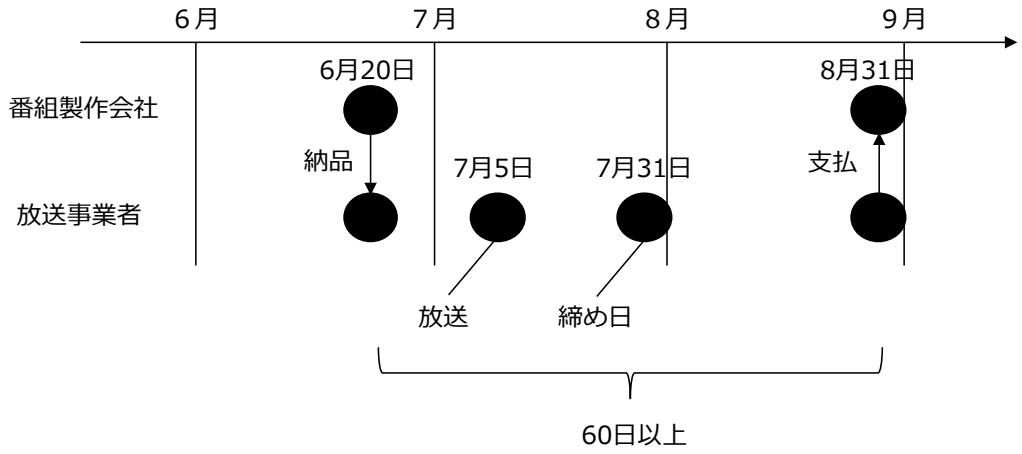
① Ａ製作会社とＢ局が番組製作委託契約を結び、製作会社が番組の納入を行った。Ｂ局では、通常、支払について「放送日起算」としており、製作会社は、当該番組の放送後、局に対して請求書を送付しなければならない。通常早ければその月内に支払われるが、放送が当初の予定日より遅れるなどして、納入日と放送日が１か月程度開くことがあり、その場合は、受領日から60日を過ぎて支払われる場合が時々あった。

② 会社の規定に基づき「放送日起算」で月末締め、翌月末支払いで支払った。

[42] フリーランス・事業者間取引適正化等法においては、手形による報酬の支払は望ましくないとされている。

Ｃ局では、通常、支払について「放送日起算」で月末締め、翌月払いとしている。製作会社が月末納品で翌月上旬放送の番組を納品した場合は、受領日から60日を過ぎて支払われる。例えば、番組製作会社がＣ局に６月20日納品し、Ｃ局の放送日が７月５日の場合には、支払いが８月31日になり、60日を超えてしまう。

例：６月20日納品で放送日が７月５日の場合

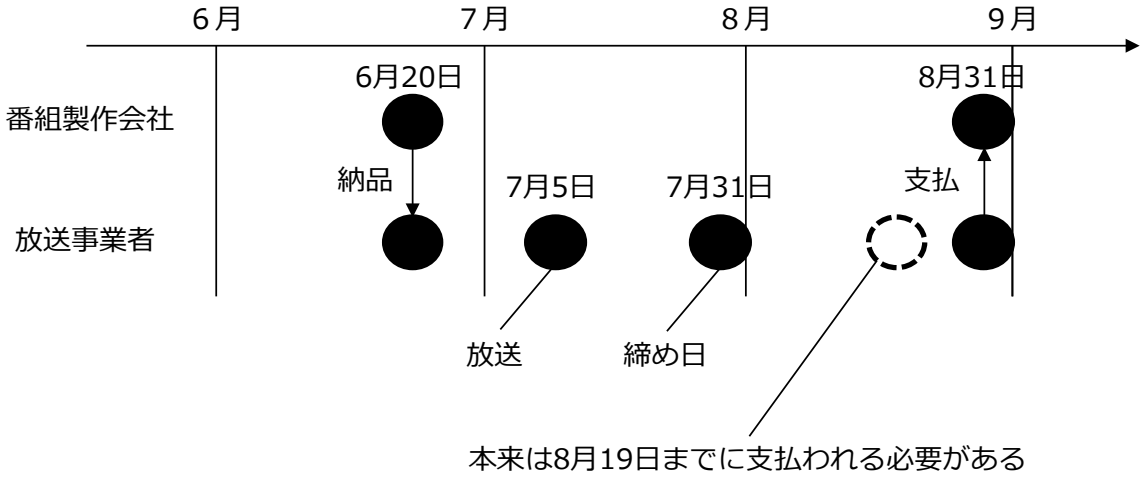


事例①では、Ｂ局は「放送日」を起算とする支払制度をとっており、かつ放送が予定日より遅れ、納入された日と放送日の間隔が開くことにより、受領後 60 日を超えて支払が行われる場合は、取適法違反となる。

なお、「請求書払い」も支払遅延の要因の一つであると考えられ、「請求書」の有無に関係なく、委託事業者は、受領日から 60 日以内に支払う必要がある。

事例②では、Ｃ局は「放送日」を起算とし、月末締め・翌月末支払いする制度をとっている。月末納品で翌月上旬放送の場合、その放送日から翌月末払いになるため、納品時点からみて翌々月末払いとなる。受領後60日を超えて支払が行われる場合は、取適法違反となる。例えば、６月 20 日に納品した場合には、６月 20 日から 60 日以内であるため８月 19 日までに支払う必要がある。

本来支払われるべき時期について
（例：６月 20 日納品で放送日が７月５日の場合）



（参考）
〇取適法
（製造委託等代金の支払期日）
第３条　製造委託等代金の支払期日は、委託事業者が中小受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日。以下同じ。）から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。
２　製造委託等代金の支払期日が定められなかつたときは委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して製造委託等代金の支払期日が定められたときは委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過した日の前日が製造委託等代金の支払期日と定められたものとみなす。

（委託事業者の遵守事項）
第５条　委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあっては、第１号及び第４号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。
二　製造委託等代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと（当該製造委託等代金について、手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の支払い手段であつて当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することを含む。）。
※「製造委託等」：この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託又は特定運送委託をいう。

（３） 望ましいと考えられる事例

① Ａ局では、放送番組製作委託契約について、支払期日を「放送日」起算で処理していたが、「受領日から 60 日以内」を遵守するため、「納入日」起算に変更した。納入された翌月初に会計処理がなされ、当該月中に支払が行われるようにしている。

② Ｂ局では、「放送日の翌月支払」としていたが、納入日を起算日にすることに改め、「当月末締め、翌月末現金払い」とした。
③ Ｃ局では、製作費の支払時期について、求めがあれば、費用の一部前払いができるように契約書の条項に盛り込んでいる。実際、製作・取材過程で支払った実績もある。
④ Ｄ局では、放送番組の発注の際、製作会社に、番組製作費の一部を前払いするよう努めている。
⑤ Ｅ製作会社では、委託事業者が放送番組（情報成果物）を受領した後、速やかに請求書を送付するようにしている。

３． 契約形態と取引実態の相違

（１） 基本的な考え方

本来の派遣契約であるべき契約形態として、指揮命令が局の社員から、製作会社の社員に行われる場合で、製作会社の社員が、ほとんど局側の現場で作業を行っている場合もある。しかしながら、本来の契約実態や番組製作の実態が、これまで取引されてきた請負契約の場合の製作実態と同様であるにもかかわらず、単に一方的に、派遣契約に切り替えるという行為については、取引適正化の観点から問題であると考えられる。

このため、局は十分留意して、製作会社と十分な協議を行い、取引実態や製作実態に応じた契約形態を協議していくべきであると考える。

（２） 問題となり得る取引事例

Ａ製作会社は、Ｂ局から、番組改編期の前に、一方的に、すべての番組製作委託契約について、派遣契約に切り替えるという通知があった。これを拒否すると、今後の取引契約をやめることも考えると言われたため、受けざるを得なかった。

契約形態が変更されても、実際の業務内容及び製作実態は変わらない状況であり、Ｂ局のプロデューサーが番組製作現場における取材、撮影等の具体的作業指示を行わず、ほとんどをＡ製作会社に任せているという実態であった。

また派遣契約に切り替えられたことにより、派遣労働者の管理や番組製作の対価が著しく減少するなどＡ製作会社の負担が増加し、不利益な取引条件となった。

本事例が違法であるか否かについては、実際の取引に即した十分な情報を元にさらに精査する必要があるが、Ｂ局は一方的に、特段の協議なく、派遣契約に切り替えるということを決めており、また製作実態が請負契約のときと全く変わらず、単に契約だけが派遣契約に切り替えられていると考えられる。

また、取引条件もＡ製作会社にとって不利益な条件となっていることから、Ｂ局の行為は、公正かつ透明な取引による放送コンテンツの製作促進という本ガイドライン等の趣旨からも、問題となるおそれがある。

４． トンネル会社（みなし適用規定）の規制

（１） 基本的な考え方

ア 取適法の考え方

「中小受託取引適正化法テキスト」(21-23 頁）では次のように記載されており、子会社であっても、委託事業者とみなされ、取適法が適用される場合があることに留意すべきである。

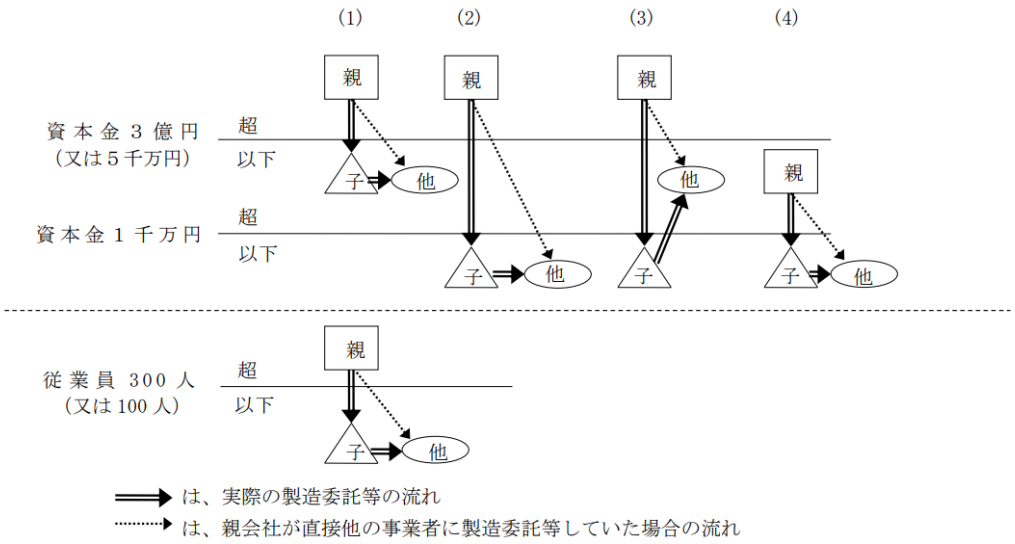
キ みなし委託事業者・中小受託事業者規定（みなし適用規定）（第２条第10項）

事業者が直接他の事業者に委託をすれば本法の対象となる場合に、事業者がその子会社（みなし委託事業者）等に発注し、当該子会社等が請け負った業務を他の事業者に再委託することで、本法の規制を免れるというような脱法的行為をさせないための規定である。

本規定については、事業者（親会社）が直接他の事業者に製造委託等をすれば本法の適用を受ける関係等にあり（後記(ｱ)）、かつ、当該事業者（親会社）の子会社等が２つの要件（後記(ｲ) の①及び②）を充足した場合には、当該子会社等が委託事業者、当該他の事業者が中小受託事業者とそれぞれみなされ、当該取引には本法が適用されることとなる。(ｱ) 前提条件

事業者（親会社）が直接他の事業者に製造委託等をすれば本法の適用を受ける場合であって、かつ、当該親会社の子会社等と当該他の事業者との取引が資本金基準又は従業員基準上、本法の適用を受けない場合において、当該親会社が当該子会社等を通じて他の事業者に委託すること。

具体的には、以下のような場合である。



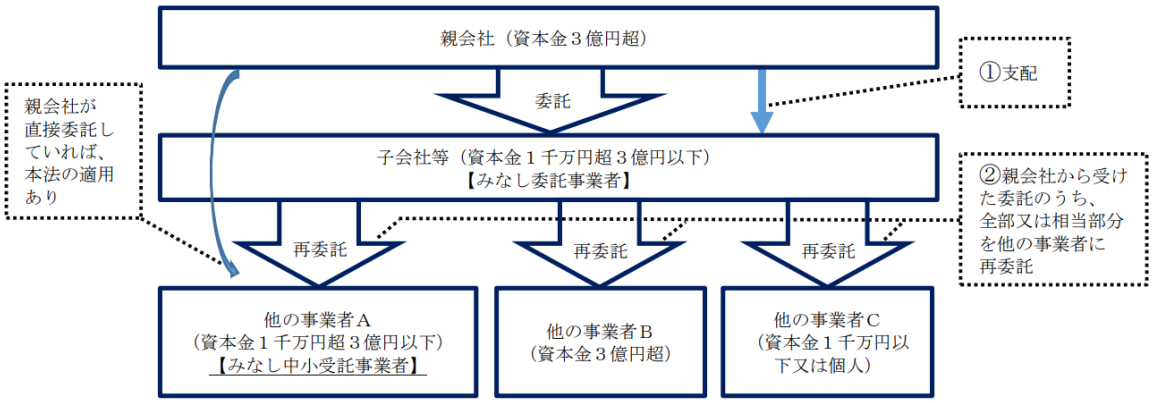
(ｲ) 子会社等の２つの要件

① 親会社から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受けている場合（例えば、親会社の議決権が過半数の場合、常勤役員の過半数が親会社の関係者である場合又は実質的に役員の任免が親会社に支配されている場合）。

② 親会社からの受託取引の全部又は相当部分について再委託する場合（例えば、親会社から受けた委託の額又は量の 50%以上を再委託（複数の他の事業者に業務を委託し

ている場合は、その総計）している場合）。

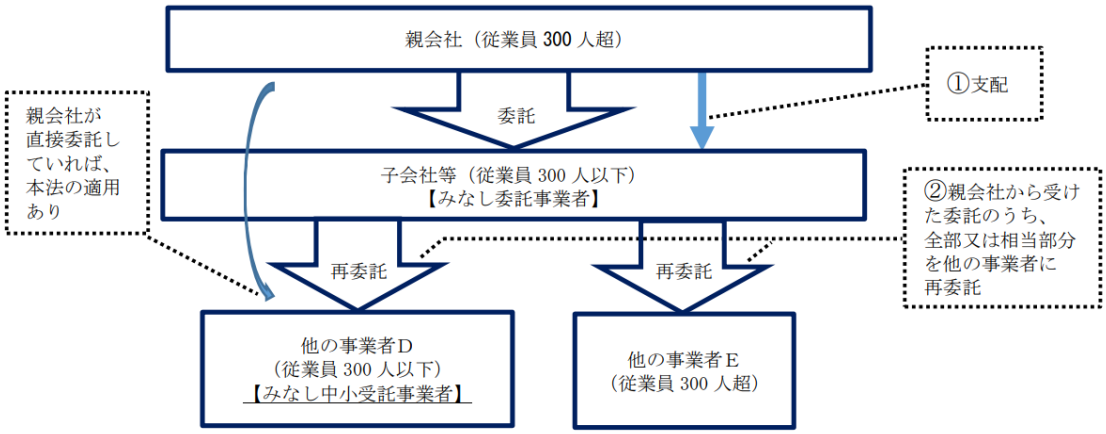
(ｳ) 具体例（製造委託の場合の例）
＜資本金基準との関係＞



（注）他の事業者Ｂ（資本金３億円超）は、親会社（資本金３億円超）が直接委託しても、従業員基準を満たさなければ、本法の適用はなく、他の事業者Ｃ（資本金１千万円以下又は個人）は、子会社等（資本金１千万円超３億円以下）との間で元々本法の適用を受ける事業者である。

上記の具体例において、子会社等と他の事業者Ａとの取引は、子会社等は委託事業者と、他の事業者Ａは中小受託事業者とそれぞれみなされ、本法の適用を受ける。
なお、他の事業者Ｂは、再委託先ではあるものの親会社が直接委託していても本法の適用を受けるものではないため、子会社等との取引に本法の適用はない。また、他の事業者Ｃは、子会社等との取引が本法の適用を受ける。

＜従業員基準との関係＞



（注）他の事業者Ｅ（従業員300人超）は、親会社（従業員300人超）が直接委託しても本法の適用はない。

上記の具体例において、子会社等と他の事業者Ｄとの取引は、子会社等は委託事業者と、他の事業者Ｄは中小受託事業者とそれぞれみなされ、本法の適用を受ける。
なお、他の事業者Ｅは、再委託先ではあるものの親会社が直接委託していても本法の適用を受けるものではないため、子会社等との取引に本法の適用はない。

（出典）公正取引委員会・中小企業庁「中小受託取引適正化法テキスト」（令和７年11月）

21～23頁
<https://www.jftc.go.jp/toriteki/r7text.pdf>

また、取適法第４条では、委託事業者は、発注に際して公正取引委員会規則に定める事項を記載し又は記録した書面又は電磁的方法により中小受託事業者に対し明示しなければならないとされている。

なお、フリーランスとの取引に、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合も同様に、直接フリーランスに業務委託をしていなくとも、実質的にフリーランスに業務委託をしているといえる別の事業者が存在する場合には、当該事業者が「業務委託をする事業者」に該当し、フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用を受けることとなる。実質的にフリーランスに業務委託をしているといえるかは、委託の内容（物品、情報成果物又は役務の内容、相手方事業者の選定、報酬の額の決定等）への関与の状況のほか、必要に応じて反対給付たる金銭債権の内容及び性格、債務不履行時の責任主体等を、契約及び取引実態から総合的に考慮した上で判断される。

イ 独占禁止法の考え方

取適法の適用対象とならない場合でも、「独占禁止法上の優越的地位の濫用」として問題となるおそれがある。

独占禁止法では、資本金又は従業員数で形式的に判断するのではなく、具体的な状況を総合的に考慮し、個別に判断することとなる。

（参考）
〇取適法
第２条（定義）
10　資本金の額若しくは出資の総額が千万円を超える法人又は常時使用する従業員の数が百人を超える法人たる事業者から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者から製造委託等を受ける法人たる事業者が、その製造委託等に係る製造、修理、作成、提供又は運送の行為の全部又は相当部分について再委託をする場合（第８項第１号、第２号又は第５号に該当する者がそれぞれ前項第１号、第２号又は第５号に該当する者に対し製造委託等をする場合及び第８項第３号、第４号又は第６号に該当する者がそれぞれ前項第３号、第４号又は第６号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。）において、再委託を受ける事業者が、役員の任免、業務の執行又は存立について支配をし、かつ、製造委託等をする当該事業者から直接製造委託等を受けるものとすれば同項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この法律の適用については、再委託をする事業者は委託事業者と、再委託を受ける事業者は中小受託事業者とみなす。

〇独占禁止法
第２条
９　この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。
五　自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。
ハ　取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商

品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

（２） 問題となり得る取引事例[43]

Ａ製作会社（資本金1,000万円以下）が、Ｂ局の子会社（Ｂ局が当該子会社の50%超の議決権を保有している）であるＣ製作会社（資本金1,000万円以下）との間で、番組製作委託の交渉を進めていた。

当該番組製作委託は、Ｂ局からＣ製作会社に対して番組製作委託をされたものの「孫請け」にあたり、Ｂ局とＣ製作会社間の製作委託取引額の50%以上をＡ製作会社に再委託されるものである。

その際、Ａ製作会社からＣ製作会社に、４条明示や契約書の交付を求めたところ、「うちはＢ局の子会社なので、取適法の対象外（委託事業者にはならない）」との説明を受け、発注内容等の明示を拒否された。

本事例は、Ｂ局から番組製作を委託された、Ｂ局の子会社であるＣ製作会社が、当該番組製作委託を別のＡ製作会社に再委託する場合である。

- 委託事業者であるＢ局とその子会社であるＣ製作会社が支配関係にある（Ｂ局はＣ製作会社の議決権の過半数を保有している）と考えられること
- Ｃ製作会社からＡ製作会社に委託された部分は、Ｂ局からＣ製作会社への製作委託取引の相当部分を占めると考えられること

から、Ｃ製作会社が資本金５千万円以下であったとしても、Ａ製作会社との関係で委託事業者とみなされ、取適法の適用を受けると考えられる。したがって、本事例の行為（４条明示等の拒否）については、取適法第４条に違反するものである。

また、局が製作会社に対して、取引上優越した地位にあると認められる場合には、局の子会社の行為についても、例えば親子会社間の契約又は親会社（局）の指示により行われている等の場合、局の子会社であるＣ製作会社のＡ製作会社に対する行為が、Ａ製作会社に不利益を与えるおそれがある場合は、Ｂ局の行為について、独占禁止法上も問題となり得ることに留意すべきである[44]。

---

[43] 本事例における表記は下記のとおりとする。
Ａ製作会社…局の子会社以外の製作会社
Ｂ局…放送局
Ｃ製作会社…Ｂ局の子会社である製作会社

[44] 公正取引委員会事務局「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成３年７月 11 日［改正：平成 29 年６月 16 日］）
（付）親子会社間の取引
（中略）
３　親子会社間の取引が実質的に同一企業内の行為に準ずるものと認められる場合において、例えば、子会社が取引先事業者の販売価格を拘束していることが親子会社間の契約又は親会社の指示により行われている等、親会社が子会社の取引先である第三者の事業活動を制限する場合には、親会社の行為は不公正な取引方法による規制の対象となる。

５．中小受託事業者の振興のための取組

（１）基本的な考え方

委託事業者及び中小受託事業者は、公正な取引条件や取引慣行を確立するため、適正な受託取引が行われるよう本ガイドラインを遵守するよう努めるものとする。その際、委託事業者は、マニュアルや社内ルールを整備することにより、本ガイドラインに定める内容を自社の調達業務に浸透させるよう努めるものとする。

また、中小受託事業者は、取引上の問題があっても、取引への影響を考慮して言い出すことができない場合も多い。委託事業者は、こうした実情を十分に踏まえ、中小受託事業者が取引条件について不満や問題を抱えていないか、自ら聞き取るなど、中小受託事業者が申出をしやすい環境の整備に努めるものとする。また、調達担当部署とは異なる第三者的立場の相談窓口を設置し、匿名性を確保しつつ、窓口情報を定期的に中小受託事業者に通知する等により、申告しやすい環境を整備するよう努めるものとする。

さらに、委託事業者、中小受託事業者は、取適法に関する講習会やシンポジウムに積極的に参加するとともに、取引適正化や価格交渉に関するハンドブック、事例集等を活用するよう努めるものとする。また、中小受託事業者は、取引かけこみ寺における窓口相談や弁護士相談、価格交渉支援に関するセミナー等を活用するよう努めるものとする。

加えて、第５章にも記載したとおり、発注者は、就業環境の問題を受注者の問題とせず、サプライチェーン全体の中での人権侵害や働き方についても十分配慮するべきであり、発注者・受注者の間でそれぞれの現状と課題について情報共有を行った上で、業界全体で持続可能な人材育成・人材確保について考えていくことが重要である。また、人権侵害や働き方への配慮は、国内での製作現場のみならず、海外で製作する場合にも同様に必要である。

以上の点を踏まえて、サプライチェーン全体の付加価値向上と発注者・受注者の間の共存共栄を目指すため、とりわけ発注者においては、受託中小企業との望ましい取引慣行（取引適正化の重点５課題）を宣言する「パートナーシップ構築宣言」[45][46]を行うことが推奨されている。

> 第４　対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項
> ７　働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善
> ⑴　委託事業者は、自らの取引に起因して、中小受託事業者が労使協定の限度を超える時間外労働や休日労働などによる長時間労働及び、これらに伴う割増賃金の未払等、労働基準関連法令に違反するようなことのないよう十分に配慮して、中小受託事業者と取引を行うものとする。
> ⑵　委託事業者は、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合に

[45] 事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。宣言するのは、（１）サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT 実装、グリーン化等）及び（２）「振興基準」の遵守。

[46] 振興法では、多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、２以上の取引段階にある事業者による振興事業計画に対し、承認・支援できる旨が追加され、直接の取引関係に限らず支援可能となった。

は、中小受託事業者が支払うこととなる残業代等の増加コストを負担するものとする。

⑶　大企業である委託事業者による働き方改革の中小受託事業者へのしわ寄せ等の影響も懸念される中、委託事業者は、中小受託事業者の人員、業務量の状況をできる限り把握することに努めるものとし、以下に掲げる行為を始めとする、中小受託事業者の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引若しくは要請を行わないものとする。

〔委託事業者による中小受託事業者へのしわ寄せや不利益となる事例〕

①　適正なコスト負担を伴わない短納期発注又は急な仕様変更

②　無理な短納期発注に対する納期遅れを理由とした受領拒否又は減額

③　委託事業者自らの人手不足又は長時間労働の削減による検収体制の不備に起因した受領拒否又は支払遅延

④　委託事業者自らの人手不足又は長時間労働の削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員の派遣要請又は付帯作業の要請

⑤　過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応若しくは欠品対応に起因するリードタイムの短い発送又は適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送納期又は工期の特定時期への過度な集中

⑥　納期又は工期の特定時期への過度な集中

（出典）中小企業庁　受託中小企業振興法　振興基準
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2025/251002_01.pdf>

（２） 望ましいと考えられる事例

放送コンテンツ適正取引推進協議会では、放送事業者団体と番組製作会社団体が協同して、共通の「協議会テキスト」を作成し、局と製作会社を対象に研修会を開催している。

よくわかる放送コンテンツ適正取引テキスト



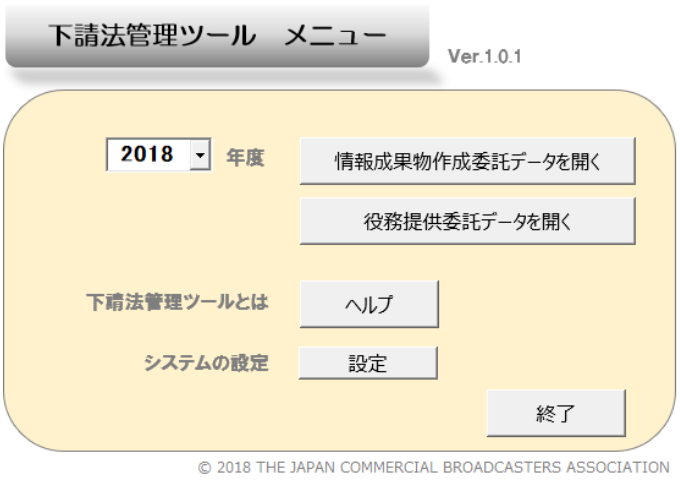


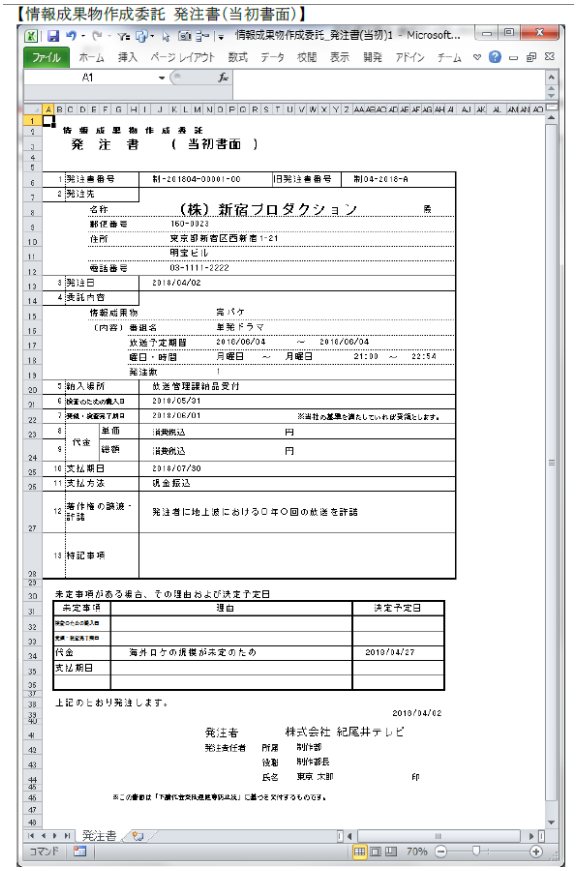
（出典）放送コンテンツ適正取引推進協議会「よくわかる放送コンテンツ適正取引テキスト（2021年改訂版）」（令和３年９月）
<http://tekisei-torihiki.org/assets/guideline_text.pdf>

また、業界団体では、以下のような普及啓発活動を進めている。

・　３条書面、５条書類などを容易に作成・管理することが可能な「下請法管理ツール」を開発、会員社や他の団体にも配布

下請法管理ツール　（左）選択画面　（右）出力イメージ





（出典）一般社団法人日本民間放送連盟「「下請法管理ツール」について」（平成30年10月）

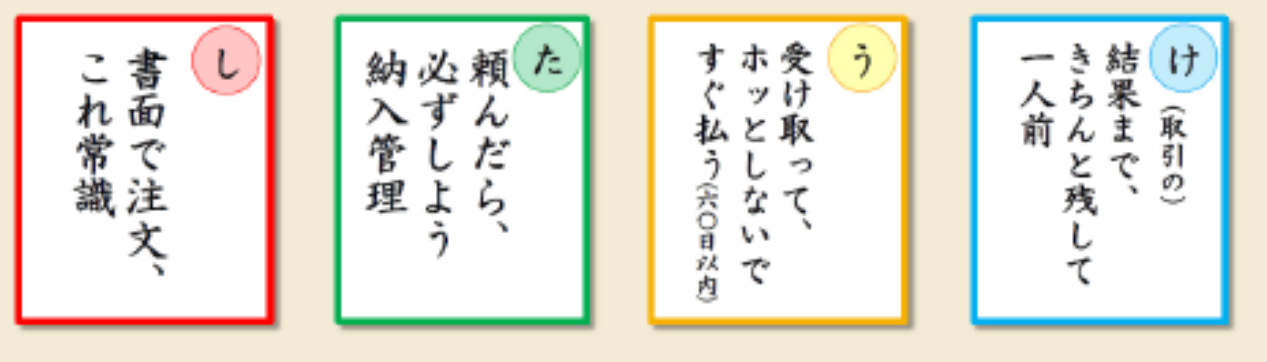
・ 会員社の取適法等責任者に対し、各種研修会・講習会の開催情報、総務省・公正取引委員会・経済産業省等からの情報を提供
・ 会員社の取適法等責任者を定期的に集めて責任者会議を開催し、取引に関する基本的情報や折々のトピックを提供
・ 本ガイドラインのフォローアップ調査への回答要請
・ 著作権研修会の講義の１つとして、取適法等の中小受託取引に関する講義を実施。
・ 取適法に関するセミナーの開催

また、各局の中でも取適法遵守に向けて以下のような取り組み事例が進められている。

・ 取適法関係のシステムを導入・運用
・ 社内で定期的に取適法等に関するセミナーの開催し、資料を社内掲示板にアップロードして共有している。
・ 製作会社との意見交換会を実施
・ 取適法順守を PR するポスターを作成し、社内に啓発活動を実施

・ 社内のイントラネットにおいて、下請け法順守マニュアルを掲載
・ 公正取引委員会が実施している取適法についてのアンケート調査を通じて、各プロデューサーに注意すべきポイントを注意喚起
・ 取適法の基礎について、法務室でリーフレットを作成
・ コンプライアンスに関するハンドブックに、取適法の解説を掲載
・ e-learningによる社員全員への研修の実施

e-learning の例



（出典）衛星放送協会「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」に関する当協会の対応状況及び今後の対応（平成31年２月22日）

・ 社内ハンドブックの作成や、イントラネットに取適法の解説を掲載
・ 取適法の順守状況の自主点検を実施し、問題がある場合には管理部門が現場のスタッフにヒアリングを実施
・ 取引内容に関する抜き打ち調査を社内の担当部署が実施
・ 社内報でガイドライン改訂や総務大臣からの助言文書を掲載して社内周知
・ 発注書面のフォーマットについて、法務担当者が独自に情報収集して作成
・ 定期的に番組ごとの製作体制図を作成し、会社全体で番組製作体制を把握
・ 番組製作会社との意見交換会を実施

（参考 1）総務省・総合通信局等の連絡先一覧

本ガイドラインに関する総務省・総合通信局等の連絡先は以下のとおりです。

●総務省

名称・所在地・電話番号	管轄地域
総務省情報流通行政局　コンテンツ適正製作取引推進室（情報通信作品振興課） 〒100-8926　東京都千代田区霞が関 2-1-2　中央合同庁舎第 2 号館 Tel 03(5253)5739（直通）	全国
北海道総合通信局　コンテンツ適正製作取引調査室（情報通信部放送課・情報通信連携推進課） 〒060-8795　北海道札幌市北区北 8 条西 2-1-1　札幌第 1 合同庁舎 Tel 011(709)2311(代表)	北海道
東北総合通信局　コンテンツ適正製作取引調査室（情報通信部情報通信連携推進課） 〒980-8795　宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23　仙台第 2 合同庁舎 Tel 022(221)0712(直通)	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
関東総合通信局　コンテンツ適正製作取引調査室（放送部放送課） 〒102-8795　東京都千代田区九段南 1-2-1　九段第 3 合同庁舎 Tel 03(6238)1714(直通)	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県
信越総合通信局　コンテンツ適正製作取引調査室（情報通信部放送課） 〒380-8795　長野県長野市旭町 1108　長野第 1 合同庁舎 Tel 026(234)9930(直通)	新潟県・長野県
北陸総合通信局　コンテンツ適正製作取引調査室（情報通信部放送課・情報通信振興課） 〒920-8795　石川県金沢市広坂 2-2-60　金沢広坂合同庁舎 Tel 076（233）4490(直通)・076（233）4430(直通)	富山県・石川県・福井県
東海総合通信局　コンテンツ適正製作取引調査室（情報通信部情報通信連携推進課） 〒461-8795　愛知県名古屋市東区白壁 1-15-1　名古屋合同庁舎第 3 号館 Tel 052(971)9316(直通)	岐阜県・静岡県・愛知県・三重県
近畿総合通信局　コンテンツ適正製作取引調査室（放送部放送課） 〒540-8795　大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44　大阪合同庁舎第 1 号館 Tel 06(6942)8567(直通)	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
中国総合通信局　コンテンツ適正製作取引調査室（放送部放送課・有線放送課） 〒730-8795　広島県広島市中区東白島町 19-36 Tel 082(222)3382(直通)	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国総合通信局　コンテンツ適正製作取引調査室（情報通信部放送課） 〒790-8795　愛媛県松山市味酒町 2-14-4 Tel 089(936)5037(直通)	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州総合通信局　コンテンツ適正製作取引調査室（放送部放送課・有線放送課） 〒860-8795　熊本県熊本市西区春日 2-10-1　熊本地方合同庁舎 Tel（放送関係）096(326)7874(直通) （有線放送関係）096(326)7878（直通）	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県
沖縄総合通信事務所　コンテンツ適正製作取引調査室（情報通信課） 〒900-8795　沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1　那覇第２地方合同庁舎 3 号館 4 階 Tel 098(865)2304（直通）	沖縄県

（参考 2）取適法に関する問い合わせ先・「取引かけこみ寺」の概要と連絡先一覧

取適法についての相談、問い合わせ、被疑事実の申告等については、所在地を所管する行政機関の窓口にお問い合わせ下さい。

●公正取引委員会

名称・所在地・電話番号	管轄地域
公正取引委員会事務総局　経済取引局取引部企業取引課 〒105-0001　東京都港区虎ノ門 2-2-3　虎ノ門アルセアタワー （相談関係）企業取引課　　Tel 03(3581)3375 （申告関係）取適法申告担当　　Tel 03(3581)3374	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
北海道事務所　取適法担当 〒060-0042　北海道札幌市中央区大通西 12　札幌第 3 合同庁舎 Tel 011(231)6300(代表)	北海道
東北事務所　取適法担当 〒980-0014　宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23　仙台第 2 合同庁舎 Tel 022(225)8420(直通)	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
中部事務所　取適法担当 〒460-0001　愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1　名古屋合同庁舎第 2 号館 Tel 052(961)9424(直通)	富山県・石川県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県
近畿中国四国事務所　取適法担当 〒540-0008　大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76　大阪合同庁舎第 4 号館 Tel 06(6941)2176(直通)	福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
近畿中国四国事務所中国支所　取適法担当 〒730-0012　広島県広島市中区上八丁堀 6-30　広島合同庁舎第 4 号館 Tel 082(228)1520(直通)	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
近畿中国四国事務所四国支所　取適法担当 〒760-0019　香川県高松市サンポート 3－33 高松サンポート合同庁舎南館 Tel 087(811)1758(直通)	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州事務所　取適法担当 〒812-0013　福岡県福岡市博多区博多駅東 2-10-7　福岡第 2 合同庁舎別館 Tel 092(431)6032(直通)	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局　総務部公正取引課 〒900-0006　沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1　那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 Tel 098(866)0049（直通）	沖縄県
公正取引委員会電子窓口 ＵＲＬ https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html （取適法違反被疑事実についての申告窓口が設置されています。質問・相談については各地方の事務所にお問い合わせください）	全国

●中小企業庁、経済産業省経済産業局等

名称・所在地・電話番号	管轄区域
中小企業庁　事業環境部取引課 〒100-8912　東京都千代田区霞が関 1-3-1 Tel 03(3501)1511(代表)　03(3501)1732(直通)	全国
北海道経済産業局　産業部中小企業課　取引適正化推進室 〒060-0808　北海道札幌市北区北 8 条西 2　札幌第 1 合同庁舎 Tel 011(709)2311(代表)　011(700)2251(直通)	北海道
東北経済産業局　産業部中小企業課　取引適正化推進室 〒980-8403　宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1　仙台合同庁舎Ｂ棟 Tel 022(263)1111(代表)　022(217)0411(直通)	青森県・秋田県・岩手県・山形県・宮城県・福島県
関東経済産業局　産業部適正取引推進課 〒330-9715　埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 Tel 048(600)0325(直通)	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県
中部経済産業局　産業部中小企業課　取引適正化推進室 〒460-8510　名古屋市中区三の丸 2-5-2 Tel 052(951)2860(直通)	愛知県・岐阜県・三重県・富山県・石川県
近畿経済産業局　産業部中小企業課　取引適正化推進室 〒540-8535　大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44　大阪合同庁舎第 1 号館 Tel 06(6966)6000(代表)　06(6966)6037(直通)	福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
中国経済産業局　産業部適正取引推進課 〒730-8531　広島県広島市中区上八丁堀 6-30　広島合同庁舎第 2 号館 Tel 082(224)5745(直通)	岡山県・広島県・鳥取県・島根県・山口県
四国経済産業局　産業部中小企業課　取引適正化推進室 〒760-8512　香川県高松市サンポート 3-33　高松サンポート合同庁舎 Tel 087(811)8900(代表)　087(811)8564(直通)	香川県・徳島県・愛媛県・高知県
九州経済産業局　産業部中小企業課　取引適正化推進室 〒812-8546　福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1　福岡合同庁舎 Tel 092(482)5450(直通)	福岡県・佐賀県・熊本県・長崎県・大分県・宮崎県・鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局　経済産業部中小企業課 〒900-0006　沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1　那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 Tel 098(866)0035(直通)	沖縄県

「取引かけこみ寺」は、公益財団法人全国中小企業振興機関協会（以下、「振興機関協会」という。）が中小受託取引に関する「かけこみ寺」機能を持つ「適正取引推進センター」を設置し、都道府県の中小企業振興機関協会との連携・協力を図りながら全国規模で実施している事業である。

「取引かけこみ寺」事業は、

① 全国の中小企業から寄せられる企業間取引等に関する様々なご相談に対応するとともに、
② 無料での弁護士相談、及び
③ 裁判外紛争解決手続（ADR）の実施

を通じて、「受託適正取引」の推進を行うものである。

実施体制は、振興機関協会が「取引かけこみ寺本部」として、全ての事業の管理・運営を行い、47 都道府県の中小企業振興機関協会が、地域の拠点として、中小企業の皆様方との接点となる役目を果たしている。

「取引かけこみ寺」事業は、中小企業庁の委託事業である。

＜業務の内容＞

① 各種相談の対応

中小企業の皆様からの企業間取引等に関する様々なご相談に、相談員が親身にお話を伺い、より適切な相談機関の紹介を含め、適切なアドバイス等を行う。

② 弁護士無料相談

相談員等が受けた相談内容の中で、弁護士に相談をしたいとの要望があった場合には、相談者の近くの弁護士を紹介する。相談者は、無料で弁護士と面談し、助言を受けることができる。

③ 裁判外紛争解決手続（ADR 業務）

中小企業の皆様が抱える取引に関する紛争を迅速かつ簡便に解決するため、裁判外紛争解決手続（ADR）を用いて、全国の調停人候補者（登録弁護士）が調停手続き（ADR）を行う。

＜公益財団法人全国中小企業振興機関協会　取引かけこみ寺本部＞

〒104-0033　東京都中央区新川 2 丁目 1 番 9 号　石川ビル 2 階・3 階

電話：03-5541-6655、0120-418-618（フリーダイヤル）

https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/address.htm

「取引かけこみ寺」一覧

本部：公益財団法人 全国中小企業振興機関協会 TEL 03-5541-6655			
(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2408	(公財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1413
(公財)21 あおもり産業総合支援センター	017-775-3234	(公財)京都産業 21	075-315-8590
(公財)いわて産業振興センター	019-631-3822	(公財)大阪産業局	06-6748-1144
(公財)みやぎ産業振興機構	022-225-6637	(公財)ひょうご産業活性化センター	078-977-9109
(公財)あきた企業活性化センター	018-860-5622	(公財)奈良県地域産業振興センター	0742-36-8311
(公財)やまがた産業支援機構	023-647-0662	(公財)わかやま産業振興財団	073-432-3412
(公財)福島県産業振興センター	024-525-4077	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-52-6703
(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構	029-224-5317	(公財)しまね産業振興財団	0852-60-5114
(公財)栃木県産業振興センター	028-670-2604	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9670
(公財)群馬県産業支援機構	027-265-5027	(公財)ひろしま産業振興機構	082-240-7703
(公財)埼玉県産業振興公社	048-647-4086	(公財)やまぐち産業振興財団	083-902-3722
(公財)千葉県産業振興センター	043-299-2654	(公財)とくしま産業振興機構	088-654-0101
(公財)東京都中小企業振興公社	03-3251-9390	(公財)かがわ産業支援財団	087-868-9904
(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5200	(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1102
(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0056	(公財)高知県産業振興センター	088-845-6600
(公財)長野県産業振興機構	026-227-5013	(公財)福岡県中小企業振興センター	092-260-6017
(公財)やまなし産業支援機構	055-243-8037	(公財)佐賀県産業振興機構	0952-34-4416
(公財)静岡県産業振興財団	054-273-4433	(公財)長崎県産業振興財団	095-820-8836
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3069	(公財)くまもと産業支援財団	096-289-2437
(公財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1082	(公財)大分県産業創造機構	097-534-5300
(公財)三重県産業支援センター	059-228-7283	(公財)宮崎県産業振興機構	0985-74-3850
(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5622	(公財)かごしま産業支援センター	099-219-1274
(財)石川県産業創出支援機構	076-267-1219	(公財)沖縄県産業振興公社	098-859-6237
(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7426		

※令和 6 年 7 月末現在

（参考 3）フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する問い合わせ先・「フリーランス・トラブル 110 番」の概要と連絡先

フリーランス・事業者間取引適正化等法についての相談、問い合わせ、被疑事実の申告等については、所在地を所管する行政機関の窓口にお問い合わせ下さい。

●公正取引委員会

名称・所在地・電話番号	管轄地域
公正取引委員会事務総局　経済取引局取引部フリーランス取引適正化室 〒105-0001　東京都港区虎ノ門 2-2-3　虎ノ門アルセアタワー Tel 03(3581)5479(直通)	全国
北海道事務所 〒060-0042　北海道札幌市中央区大通西 12　札幌第 3 合同庁舎 Tel 011(231)6300	北海道
東北事務所 〒980-0014　宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23　仙台第 2 合同庁舎 Tel 022(226)8405	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
中部事務所 〒460-0001　愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1　名古屋合同庁舎第 2 号館 Tel 052(228)9464	富山県・石川県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県
近畿中国四国事務所 〒540-0008　大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76　大阪合同庁舎第 4 号館 Tel 06(6941)2206	福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
近畿中国四国事務所　中国支所 〒730-0012　広島県広島市中区上八丁堀 6-30　広島合同庁舎第 4 号館 Tel 082(228)1502	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
近畿中国四国事務所　四国支所 〒760-0019　香川県高松市サンポート 3－33 高松サンポート合同庁舎南館 Tel 087(811)1754	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州事務所 〒812-0013　福岡県福岡市博多区博多駅東 2-10-7　福岡第 2 合同庁舎別館 Tel 092(437)2756	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局　総務部　公正取引課 〒900-0006　沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1　那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 Tel 098(866)0049（直通）	沖縄県

●中小企業庁、経済産業省経済産業局等

名称・所在地・電話番号	管轄地域
中小企業庁事業環境部取引課 〒100-8912　東京都千代田区霞が関 1-3-1 Tel　03-3501-6577(直)	23 区（東京都）
北海道経済産業局　産業部中小企業課　取引適正化推進室	北海道

名称・所在地・電話番号	管轄地域
〒060-0808　北海道札幌市北区北 8 条西 2-1-1　札幌第 1 合同庁舎 Tel　011-700-2251（直）	
東北経済産業局　産業部中小企業課　取引適正化推進室 〒980-8403　宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1　仙台合同庁舎 B 棟 Tel　022-217-0411(直)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東経済産業局　産業部　適正取引推進課 〒330-9715　埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 Tel　048-600-0325（直）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（23 区を除く）、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
中部経済産業局　産業部中小企業課　取引適正化推進室 〒460-8510　愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2　中部経済産業局総合庁舎 Tel　052-951-2860(直)	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿経済産業局　産業部中小企業課　取引適正化推進室 〒540-8535　大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44　大阪合同庁舎 1 号館 Tel　06-6966-6037(直)	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国経済産業局　産業部適正取引推進課 〒730-8531　広島県広島市中区上八丁堀 6-30　広島合同庁舎 2 号館 Tel　082-224-5745(直)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国経済産業局　産業部中小企業課　取引適正化推進室 〒　760-8512　高知県高松市サンポート 3-33　高松サンポート合同庁舎北館 Tel　087-811-8564(直)	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州経済産業局　産業部中小企業課　取引適正化推進室 〒812-8546　福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1　福岡合同庁舎 Tel　092-482-5450(直)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局　経済産業部中小企業課 〒900-0006　沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1　那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 Tel　098-866-1755(中小企業課直)　098-866-0035(取引適正化担当直)	沖縄県

●都道府県労働局

労働局	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1　札幌第 1 合同庁舎 9 階	011-709-2715
青森	030-8558	青森市新町 2-4-25　青森合同庁舎 8 階	017-734-4211
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通 1-9-15　盛岡第 2 合同庁舎 5 階	019-604-3010
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町 1 番地　仙台第四合同庁舎 8 階	022-299-8844
秋田	010-0951	秋田市山王 7 丁目 1 番 3 号　秋田合同庁舎 4 階	018-862-6684
山形	990-8567	山形市香澄町 3-2-1　山交ビル 3 階	023-624-8228
福島	960-8513	福島市花園町 5-46　福島第二地方合同庁舎 4 階	024-536-4609
茨城	310-8511	水戸市宮町 1 丁目 8 番 31 号　茨城労働総合庁舎 4 階	029-277-8201
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町 1-4　宇都宮第 2 地方合同庁舎 3 階	028-633-2795
群馬	371-8567	前橋市大手町 2-3-1　前橋地方合同庁舎 8 階	027-896-4739
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心 11-2　ランド・アクシス・タワー16 階	048-600-6269

労働局	郵便番号	所在地	電話番号
千葉	260-8612	千葉市中央区中央 4-11-1　千葉第 2 地方合同庁舎 1 階・2 階	043-306-1860
東京	102-8305	千代田区九段南 1-2-1　九段第三合同庁舎 14 階	03-6867-0211
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通 5-57　横浜第 2 合同庁舎 13 階	045-211-7380
新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町 1-2-1　新潟美咲合同庁舎 2 号館 4 階	025-288-3511
富山	930-8509	富山市神通本町 1-5-5　富山労働総合庁舎 4 階	076-432-2740
石川	920-0024	金沢市西念 3 丁目 4 番 1 号　金沢駅西合同庁舎 6 階	076-265-4429
福井	910-8559	福井市春山 1-1-54　福井春山合同庁舎 9 階	0776-22-3947
山梨	400-8577	甲府市丸の内 1 丁目 1-11　4 階	055-225-2851
長野	380-8572	長野市中御所 1-22-1　長野労働総合庁舎 4 階	026-227-0125
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町 5 丁目 13 番地　岐阜合同庁舎 4 階	058-245-1550
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町 9-50　静岡地方合同庁舎 5 階	054-252-5310
愛知	460-0001	名古屋市中区三の丸 2-2-1　名古屋合同庁舎第 1 号館 8 階	052-857-0312
三重	514-8524	津市島崎町 327－2　津第 2 地方合同庁舎 2 階	059-226-2318
滋賀	520-0806	大津市打出浜 14-15　滋賀労働総合庁舎 4 階	077-523-1190
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451　1 階	075-241-3212
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前 4-1-67　大阪合同庁舎第 2 号館 8 階	06-6949-6494
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町 1-1-3　神戸クリスタルタワー15 階	078-367-0820
奈良	630-8570	奈良市法蓮町 387 番地　奈良第三地方合同庁舎 2 階	0742-32-0210
和歌山	640-8581	和歌山市黒田二丁目 3 番 3 号　和歌山労働総合庁舎 4F	073-488-1170
鳥取	680-8522	鳥取市富安 2 丁目 89-9　2 階	0857-29-1709
島根	690-0841	松江市向島町 134-10　松江地方合同庁舎 5 階	0852-31-1161
岡山	700-8611	岡山市北区下石井 1-4-1　岡山第 2 合同庁舎 3 階	086-225-2017
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀 6 番 30 号　広島合同庁舎第 2 号館 5 階	082-221-9247
山口	753-8510	山口市中河原町 6-16　山口地方合同庁舎 2 号館 5 階	083-995-0390
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内 6 番地 6　徳島地方合同庁舎 4 階	088-652-2718
香川	760-0019	高松市サンポート 3-33　高松サンポート合同庁舎北館 2 階	087-811-8924
愛媛	790-8538	松山市若草町 4 番地 3　松山若草合同庁舎 6 階	089-935-5222
高知	781-9548	高知市南金田 1-39　4 階	088-885-6041
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-11-1　福岡合同庁舎新館 4 階	092-411-4894
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央 3-3-20　佐賀第 2 合同庁舎 5 階	0952-32-7218
長崎	850-0033	長崎市万才町 7-1　TBM 長崎ビル 3 階	095-801-0050
熊本	860-8514	熊本市西区春日 2-10-1　熊本地方合同庁舎 A 棟 9 階	096-352-3865
大分	870-0037	大分市東春日町 17-20　大分第 2 ソフィアプラザビル 3 階	097-532-4025
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東 3 丁目 1 番 22 号　宮崎合同庁舎 4 階	0985-38-8821
鹿児島	892-8535	鹿児島市山下町 13 番 21 号　鹿児島合同庁舎 2 階	099-223-8239
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち 2-1-1　那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 3 階	098-868-4380

「フリーランス・トラブル 110 番」は、フリーランスの方が発注者等との取引上のトラブルについて、弁護士にワンストップで相談できる窓口であり、厚生労働省が関係省庁と連携し、令和２年 11 月に設置している。

＜業務の内容＞
①電話・メール等による相談対応
　フリーランスの方からの取引上のトラブルに関する相談に、フリーランスに関する法律問題に詳しい弁護士が電話・メール等により丁寧な相談対応を行う。
②和解あっせんの実施
　和解あっせん人が相談者と相手方の話を聞いて、利害関係を調整したり、解決案を提示したりすることで和解を目指す和解あっせん手続を行う。

＜フリーランス・トラブル 110 番＞
電話：0120-532-110（フリーダイヤル）
https://freelance110.mhlw.go.jp

参　考　資　料

１「放送コンテンツの製作取引及び製作環境の適正化に関する検証・検討会議」開催要綱
２「放送コンテンツの製作取引の適正化の促進に関する検討会」開催要綱
３　放送番組の制作委託に係る契約見本（契約書の必要事項）について（平成 16 年３月 26 日　ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会）
４　放送番組の制作委託に係る契約見本（契約書の必要事項）～外部制作委託のケース～
５　情報成果物作成委託発注書（当初明示）の例

（参考資料１）

「放送コンテンツの製作取引及び製作環境の適正化に関する検証・検討会議」開催要綱

1　背景・目的

総務省では、良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進する観点から、放送事業者と番組製作会社との間の適正な製作取引を推進している。これまで、総務省においては、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を策定・改正し、その周知・啓発に努めてきたほか、ガイドラインのフォローアップ調査や講習会等を実施してきた。また、民間の取組として、放送事業者及び番組製作会社等から構成される「放送コンテンツ適正取引推進協議会」が設置され、テキストの作成や下請法管理ツールの配布が行われるなど、官民双方における取組が進展している。

一方、「規制改革実施計画」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）では、放送コンテンツの製作現場の更なる環境改善のため、総務省において、実態調査の実施、ガイドラインの見直しのほか新たな取引ルールの策定、中立性・信頼性を有するコンプライアンス向上の体制整備の必要性の検討等に取組むこととされている。また、情報通信審議会最終答申「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方について」（平成 30 年 8 月 23 日）においても、ガイドラインの見直しや外部有識者から構成される体制の整備などについて提言されている。

こうした状況を踏まえ、放送コンテンツの適正な製作取引を一層推進するため、標記会議を開催する。

2　名称

本会議は、「放送コンテンツの製作取引及び製作環境の適正化に関する検証・検討会議」と称する。

3　検討事項

(1)「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の遵守状況調査（ヒアリング調査）結果に対する評価・分析及び次回調査内容に係る助言

(2) 総務省による取引実態調査（アンケート調査）の結果に対する評価・分析

(3)「放送コンテンツ適正取引推進協議会」における推進計画の自己点検等に係る連携

(4)「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の見直しをはじめ、良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進するために講ずべき措置

(5) 放送コンテンツの製作に係る就業環境の適正化のために講ずべき措置

4　構成及び運営

(1) 本会議の構成員等は、別紙のとおりとする。

(2) 本会議には、座長及び座長代理を置く。

(3) 座長は、本会議を招集し、運営する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本会議を招集し、運営する。

(4) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(5) 座長は、必要に応じて、本会議の下にワーキンググループを開催することができる。

(6) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

(7) その他、本会議の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5　その他

本会議の庶務は、総務省情報流通行政局情報通信作品振興課がこれを行うものとする。

（別紙）

「放送コンテンツの製作取引及び製作環境の適正化に関する検証・検討会議」
構成員等

（敬称略、五十音順）

〔構成員〕

（座長）	石 岡　克 俊	慶應義塾大学大学院　法務研究科　教授
	上 杉　達 也	パートナー弁護士（ＴＨ総合法律事務所）
	内 山　隆	青山学院大学総合文化政策学部　教授
（座長代理）	音　　好 宏	上智大学　文学部　教授
	小 塚　荘 一 郎	学習院大学　法学部　教授
	酒 井　麻 千 子	東京大学大学院　情報学環　准教授
	櫻 井　洋 介	法政大学　人間環境学部　准教授
	長谷河 亜希子	弘前大学　人文社会科学部　教授
	林　秀 弥	名古屋大学大学院　法学研究科　教授
	原　昌登	成蹊大学　法学部　教授

〔オブザーバ〕

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

文化庁著作権課著作物流通推進室

経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業課

中小企業庁事業環境部取引課

放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局（（一社）全日本テレビ番組製作社連盟及び（一社）日本民間放送連盟）

放送コンテンツの製作取引及び製作環境の適正化に関する検証・検討会議
放送コンテンツ適正製作取引推進ワーキンググループ開催要綱

1　目的

本ワーキンググループ（以下「本ＷＧ」という。）は、放送コンテンツの製作取引及び製作環境の適正化に関する検証・検討会議（以下「検証・検討会議」という。）の下に設置される検討の場として、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の見直しのほか、新たな取引ルールの策定、中立性・信頼性を有するコンプライアンス向上の体制整備の必要性等について、より実務的な観点から検討を行うことを目的とする。

2　名称

本ＷＧは、「放送コンテンツ適正製作取引推進ワーキンググループ」と称する。

3　検討事項

(1)「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の見直し（見直し後のガイドラインの周知徹底方策を含む。）及び新たな取引ルールの策定
(2) 中立性・信頼性を有するコンプライアンス向上の体制整備の必要性
(3) そのほか、良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進するために講ずべき措置

4　構成及び運営

(1) 本ＷＧの構成員は、別紙のとおりとする。
(2) 本ＷＧに主任を置く。
(3) 主任は、本ＷＧを招集し、運営する。
(4) 主任は、必要があると認めるときは、主任代理を指名することができる。
(5) 主任代理は、主任を補佐し、主任不在のときは主任に代わって本ＷＧを招集し、運営する。
(6) 主任は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
(7) 本ＷＧにおいて検討された事項については、主任がとりまとめ、これを検証・検討会議に報告する。
(8) その他、本ＷＧの運営に関し必要な事項は主任が定める。

5　議事等の公開

(1) 本ＷＧは、放送事業者及び番組製作会社の経営に関わる情報を取り扱うこと、構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがあること等の理由から、原則として非公開での開催とする。ただし、主任は、取り扱う議題に応

じ、必要があるときは、必要と認める者の傍聴を認めることができる。

(2) 本WGで使用した資料は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は主任が必要と認める場合については、非公開とする。

(3) 本WGの終了後、速やかに議事概要を作成の上、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。

6　その他

本WGの庶務は、総務省情報流通行政局情報通信作品振興課がこれを行うものとする。

放送コンテンツの製作取引及び製作環境の適正化関する検証・検討会議
放送コンテンツ適正製作取引推進ワーキンググループ 構成員名簿

（敬称略、有識者を除き五十音順）

主任	石岡 克俊	慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授
	内山　隆	青山学院大学　総合文化政策学部　教授
	音　　好宏	上智大学　文学部　教授
	猪谷　健太郎	株式会社ＴＢＳテレビ 法務・コンプライアンス統括局ゼネラルマネージャー
	遠藤　誠	一般社団法人　全国地域映像団体協議会　理事長
	岡﨑　寛行	株式会社フジテレビジョン コーポレート本部法務統括局次長兼企業法務部長
	武田　裕之	一般社団法人　日本民間放送連盟　放送コンテンツ部長
	告坂　彰次朗	一般社団法人　日本動画協会　著作権委員会委員長
	中場　崇之	一般社団法人　日本動画協会　著作権委員会副委員長
	二瓶　浩一	一般社団法人　日本ケーブルテレビ連盟　常務理事
	野瀬　洋一	株式会社テレビ朝日　総務局法務担当局長
	野田　雄輔	株式会社テレビ東京　法務統括局次長兼法務部長）
	松村　俊二	一般社団法人　全日本テレビ番組製作社連盟　理事
	八木　順也	日本放送協会　コンテンツ戦略局・企画管理センター専任部長
	山口　純也	一般社団法人　衛星放送協会　コンプライアンス委員会副委員長
	山田　治宗	一般社団法人　全日本テレビ番組製作社連盟　副理事長
	山見　穣太郎	日本テレビ放送網株式会社　コンプライアンス局法務部長

（計 17 名）

（参考資料２）

「放送コンテンツの製作取引の適正化の促進に関する検討会」開催要綱

1　背景・目的

平成 16 年施行の改正下請法により、同法の規制対象に、「情報成果物作成委託」に係る取引の一環として、放送コンテンツの取引が追加された。これを契機として、法令上、放送コンテンツの製作取引の適正化の一層の促進が求められてきた。

昨今、放送コンテンツ製作における放送コンテンツ製作者の役割の重要性は増大しており、製作環境を改善し、製作インセンティブの向上を図る観点からも、製作取引の適正化の要請は一層高まっている。

こうした状況を踏まえ、放送コンテンツに係る製作取引の現状を検証するとともに、当該分野における下請取引のガイドラインの策定など、より適正な製作取引の実現に向けた具体策の検討を行うべく、標記検討会を開催する。

2　名称

本会の名称は「放送コンテンツの製作取引の適正化の促進に関する検討会」とする。

3　検討事項

（1）　放送コンテンツの製作取引に係る現状の検証
（関係者による法令遵守の状況など）

（2）　より適正な製作取引の実現に向けた具体策
（下請法その他の法令遵守に係るガイドラインの策定等）

4　構成・運営

（1）　本会は、政策統括官（情報通信担当）の検討会として開催する。

（2）　本会の構成員は、別紙のとおりとする。

（3）　本会には、座長及び座長代理を置く。

（4）　座長は、構成員の互選により定め、座長代理は座長が指名する。

（5）　座長は、本会を招集し、主宰する。

（6）　座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときには、座長に代わって本会を招集し、主宰する。

（7）　座長は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

（8）　座長は、上記の他、本会の運営に必要な事項を定める。

5　庶務

本会の庶務は、情報流通行政局情報通信作品振興課が放送政策課の協力を得て行う。

別　紙

「放送コンテンツの製作取引の適正化の促進に関する検討会」
構成員名簿

○：座長　（敬称略、五十音順）

池田　朋之	株式会社テレビ東京 編成局 契約統括部 部長
石岡　克俊	慶應義塾大学 産業研究所 准教授
大寺　廣幸	社団法人日本民間放送連盟　デジタル推進部長
小川　晋一	株式会社フジテレビジョン 編成制作局　編成担当局長
音　　好宏	上智大学 文学部教授
門脇　　覚	株式会社東京放送 編成制作本部担当局次長
菊池　満士	株式会社テレビ朝日 編成制作局ライツ推進部知財担当副部長
鬼頭　春樹	社団法人全日本テレビ番組製作社連盟 専務理事
小塚荘一郎	上智大学 法学部教授
近藤　耕司	全国地域映像団体協議会 会長
澤田　隆治	日本映像事業協同組合 理事長
清水　克恵	日本テレビ放送網株式会社 コンプライアンス推進室 法務部 部次長
関本　好則	日本放送協会 放送総局特別主幹
長田　三紀	特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟 事務局次長
○舟田　正之	立教大学 法学部教授
山口　康男	有限責任中間法人日本動画協会 専務理事／事務局長

（以上 16 名）

オブザーバー名簿

（敬称略、五十音順）

青野　史郎	有限責任中間法人日本動画協会 著作権委員長
植井　理行	株式会社東京放送 編成制作本部 担当局次長
	社団法人日本民間放送連盟 知的所有権対策委員会 IPR 専門部会委員
竹村　範之	日本放送協会 編成局 計画管理部 統括担当部長
斎藤　信吾	社団法人日本民間放送連盟 デジタル推進部 主幹
野瀬　洋一	株式会社テレビ朝日 総務局法務部 副部長待遇
村本　道廣	全国地域映像団体協議会 専務理事
森澤　広明	日本映像事業協同組合 副理事長
矢島　良影	社団法人全日本テレビ番組製作社連盟 副理事長
柳田 精次郎	日本テレビ放送網株式会社　編成局ライツ審査部　ライツ担当部長

（以上 9 名）

（参考資料３）

平成16年3月26日
ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会

放送番組の制作委託に係る契約見本（契約書の必要事項）について

「ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会」は、ブロードバンド時代における放送の社会的な信頼性のさらなる向上と我が国の放送番組の質も含む制作力の強化・向上に資することを目的として平成 14 年 10 月に開催され、以来、放送番組の制作体制の公正性・透明性をより一層向上させるための方策についての検討を行っており、同年 12 月には、放送事業者による番組制作委託取引に関する自主基準の作成、公表等についての合意事項を取りまとめて、公表したところである。

標記については、本検討会において、今後の放送番組制作委託における関係者（新規に関係者となる者を含む。）の参考となり、かつ、放送番組制作委託に係る諸手続きの公正性・透明性をより一層高めることを目的として、平成 15 年 11 月以来検討を重ね、今般、別添のとおり「放送番組の制作委託に係る契約見本（契約書の必要事項）」を取りまとめ、公表するものである。

放送番組の制作形態等を大まかに分類すると、①放送事業者自らが制作するもの、②放送事業者が番組制作事業者に制作を委託するもの、③番組制作事業者が独自に制作し、放送事業者がその放送権を購入するもの、④放送事業者と番組制作事業者が共同で制作するものがあるが、そのうち②のケースについて、本契約見本を定めるものである。また、個別の契約の条件内容については当事者間の相対によって個別に定められるものであることから、本契約見本では、契約項目及びその内容についての最低限必要な事項を整理することによって、公正性・透明性の一層の向上とより実効性の高い契約見本の策定という二つの目的の実現を図るものである。

本契約見本の作成にあたっては、現状の放送事業者と番組制作事業者の契約を踏まえ、主要な関係者共通の理解を得て、一般的な必要事項を示した。もとより、個別の契約書は、個々の相対の契約交渉によって合意作成されるものであるが、その際に本契約見本が幅広く参照・活用されることを期待する。

また、個別の放送事業者ごとの契約方針については、前述の合意事項に基づき平成 15 年 3 月に放送事業者において作成、公表された自主基準の詳細化という位置づけで、本契約見本とは別に、各放送事業者において検討、公表されることを申し合わせているものである。

なお、本契約見本は、必要に応じて適宜適切に見直しを行っていくこととする。

（参考資料４）

別添

放送番組の制作委託に係る契約見本（契約書の必要事項）

～外部制作委託のケース～

項　目	内　　容	備考
契約目的	・番組の制作委託と受託に関する契約書である旨、制作する番組の使用目的とあわせて明記。	
番組の概要	・制作する番組の説明。タイトル、放送予定日時、放送予定話数等のほか、主要なスタッフ、キャストなど不可欠の要素を含め番組概要を特定。	
著作権	・制作実態に伴って発生する著作権の帰属と、契約による著作権の扱いを取り決める場合はその扱いを明記。なお、契約における扱いとしては、権利を移転させたり、権利行使の代表者を定めたり、著作権の帰属先とは別に権利行使窓口を設定したりすることがある。これらの場合、公正な協議を行うことが不可欠である。 ・番組制作事業者に著作権が帰属し、放送事業者が放送権の許諾を受ける場合には、放送事業者が独占的に放送できる期間、回数、地域、メディアを取り決めた上で、その結果を明記。なお、当初取得した放送権の期間、回数、地域を超えて、番組の放送権の再購入を放送事業者が希望したときは、別途対価を支払うことにより当該放送事業者が優先的に取得する旨を記述するのが一般的。	※1
納入物件	・誤認や事故等の生じないよう、物件の納入期日・場所、物件の種類、規格、数量、作業用貸与物の扱いなどを詳細に明記。	
対価	・契約履行の対価に関し、委託内容、利用条件等に応じて、その金額、支払日、支払方法などを、適正に取り決めて明記。なお、対価には契約目的に含まれている番組使用の許諾の対価が含まれる。	
改変	・編成上の必要等で放送事業者が番組を改変する必要が生じる場合があり、放送事業者が必要により番組を改変することへの同意について明記。	
二次利用	・著作権共有の場合には、二次利用の円滑な促進等のため、代表行使者の取り決めなど番組の二次利用の許諾窓口の扱い、対象期間、権利処理、利益配分等必要な条件を取り決めた上で、その結果を明記。 ・著作権が番組制作事業者にある場合には、二次利用のそれぞれの形態における許諾窓口を放送事業者、番組制作事業者のいずれが担うこととするのかを取り決めた上で、その結果を明記。また、対象期間、権利処理、費用負担、利益配分等その業務に関わる条件を取り決められる範囲で取り決めた上で、その結果を明記。 ・取り決めた期間後の取扱いなどについては、予め当事者間で十分協議し、その結果を明記。	※2

クレジット表示	・双方の合意に基づき、第三者が理解できるような制作責任等の表示の仕方を明記。	
権利処理	・必要な権利処理のうち、放送事業者側の責任で行うものと、受託した番組制作事業者側の責任で行うものとの区分を明記。 ・二次利用の際に必要となる権利情報等の資料を作成納入することを明記。	
制作基準等制作業務遂行の取決め、審査	・放送事業者と番組制作事業者が著作権を共有する形で制作業務を遂行する場合は、制作過程での業務遂行方針、委託側と受託側の内容管理と制作への関与の位置づけを明記。 ・番組制作事業者が著作権を有する形で制作業務を遂行する場合は、放送番組基準、編集基準等の条件を遵守することとし、放送事業者の審査において不適格となった場合には、その費用負担については当事者間で協議の上で、番組制作事業者が改訂することを明記。	
納入・試写	・納入段階での内容チェックと納品手続について明記。	
内容の変更	・契約内容の変更が必要となった場合の扱いを明記。	
制作の中止	・キャストの病気・事故、番組編成上の事由、天変地異等の不可抗力等の場合は、当初の予定話数に満たないうちに番組制作を中止できるが、制作進行状況等を勘案の上、相互の補償等の措置を協議により決定する旨を明記。	
秘密保持条項	・企画、アイデアその他業務遂行過程で知りえた内部情報を双方ともに第三者に開示することを禁止する旨を明記。	
契約譲渡の制限	・契約当事者の一方は、事前に書面による他方当事者の承諾がない限り契約による権利義務の全部若しくは一部を他の者に譲渡、継承させてはならない旨を明記。	
契約解除条項	・契約当事者の一方が契約違反したときは、他方当事者は相当の期間をおいて催告したのち本契約を解除することができる旨を明記。	
別途協議条項	・本契約に定めなき事項又は条項の解釈に疑義がある場合は、誠意をもって協議し円満に解決する旨を明記。	

※1　民間の地上波の放送事業者でＢＳ、ＣＳ放送事業者が別法人となる場合でも、当該地上波の放送事業者と番組制作事業者が、ＢＳ、ＣＳでの放送権及びその応分の対価の支払いを含めて契約することができる。

※2　放送事業者が代表行使者となる場合又は独占的に窓口業務を行うことを規定する場合にあっても、番組制作事業者側にも二次利用の案件を放送事業者側に提案することが可能である。なお、「独占的」という文言を使用する理由は、二次利用の契約を第三者と取り交わす際、第三者にライセンスする権利を全て有している旨の保証条項を契約書に必ず記載しなければならず、二次利用契約の相手方との関係上必要となるためである。

（注）なお、日本動画協会所属の構成員は、個別の放送事業者の契約方針に重大な関心を示しており、今回の契約見本の取りまとめには参加していない。

（参考資料５）

情報成果物作成委託発注書（当初明示）の例

情 報 成 果 物 作 成 委 託
発 注 書 （ 当 初 明 示 ）

1	発注書番号		
2	発注先		
		名称	殿
		郵便番号	
		住所	
		電話番号	
3	発注日		
4	委託内容		
		情報成果物（発注概要）	（完全製作委託型番組・完全製作委託型番組以外・放送素材など、具体的にどのような種別の発注なのか、また、具体的な委託内容を記載）
		（内容）	番組名
			放送予定期間
			曜日・時間　～
			発注数
5	納入場所		
6	内容確認のための搬入日		
7	受領・確認完了期日		※当社の基準を満たしていれば受領とします。
8	代金	単価	円
9		総額	円
10	支払期日		
11	支払方法		
12	著作権の譲渡・許諾		（「完全製作委託型番組」または「放送素材（著作物）」の場合）※著作権は原始的に発注先へ帰属します。 （「完全製作委託型番組以外」の場合）※著作権は原始的に発注先へ帰属します。
13	特記事項		

未定事項がある場合、その理由および決定予定日

未定事項	理由	決定予定日
内容確認のための搬入日		
受領・確認完了期日		
代金		
支払期日		

上記のとおり発注します。

発注者
発注責任者　所属
役職
氏名

※本発注書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には、法定税率による消費税・地方消費税額分を加算して支払います。

（出典）放送コンテンツ適正取引推進協議会「よくわかる放送コンテンツ適正取引テキスト（2021年改訂版）」（令和３年９月）を参考に作成
<http://tekisei-torihiki.org/assets/guideline_text.pdf>

役務委託発注書の例

役 務 委 託
発 注 書

1	発注書番号		
2	発注先		
		名称	殿
		郵便番号	
		住所	
		電話番号	
3	発注日		
4	委託内容		
		役務委託	
		発注概要	
		委託期間	
		（内容）番組名	
		放送予定期間	
		曜日・時間	～
		発注数	
5	委託場所		
6	代金	単価	円
7		総額	円
8	支払期日		
9	支払方法		
10	特記事項		

未定事項がある場合、その理由および決定予定日

未定事項	理由	決定予定日

上記のとおり発注します。

発注者
発注責任者　所属
役職
氏名

※本発注書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には、法定税率による消費税・地方消費税額分を加算して支払います。

（出典）公正取引委員会・中小企業庁「中小受託取引適正化法テキスト」（令和７年 11 月）の役務提供委託の例を参考に作成

この役務委託発注書の例は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」の「役務提供委託」に該当する取引の場合に同法に基づき交付するほか、取適法の対象とならない役務委託であっても、事後のトラブルを回避する観点から、任意で交付する発注書のひな形として添付している。